

「第 5 次船橋市障害者施策に関する計画」 (令和 9 年度～ 1 4 年度)

素案

令和 9 年 1 月
船 橋 市

目 次

第1部 総 論

1.計画の策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 計画の構成について	3
6 策定方法	3
2.障害者を取り巻く現状	
1 国の障害者施策の動向	4
2 障害者の現状	5
3.基本理念・基本目標	
1 基本理念	16
2 基本目標	17
施策の体系	26

第2部 各 論

1.差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	30
2.自立した生活の支援・意思決定支援の推進	46
3.保健・医療の推進	76
4.教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流の振興	96
5.雇用・就業、経済的自立の支援の推進	114
6.安全・安心な生活環境の整備	126
7.防災、防犯等の推進	136

第3部 推進体制

別表 成果目標

参考資料

第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱	155
第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会委員名簿	157
第5次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会設置要綱	158
第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会会議開催経過	161

※音声コードとは

音声コードは、スマートフォン等の専用アプリで読み取ることで、音声コードに格納された文字情報を音声で読み上げると同時に、テキストにて表示することができるものです。

なお、使用する機器の種類等によっては、単語の読み上げ方が異なる可能性があります。

第Ⅰ部 総論

1.計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

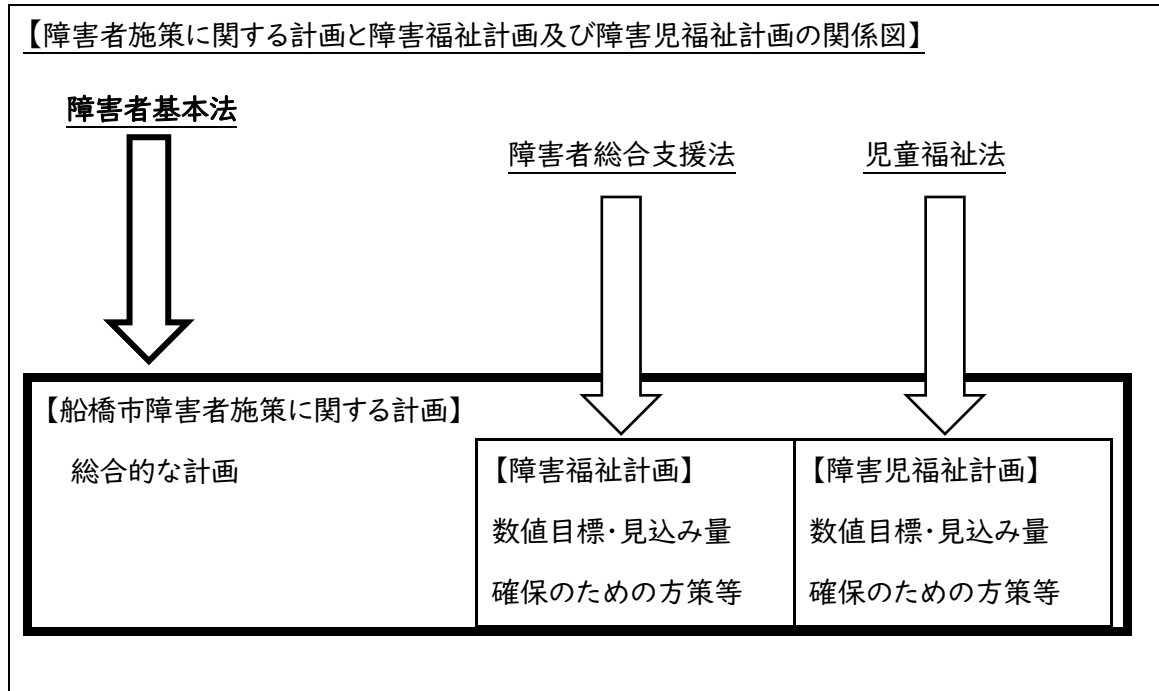
この計画は、船橋市における障害のある人のための施策の基本的な方向性を示すもので、平成9年度に初めて策定した後、平成20年度に「第2次」、平成26年度に「第3次」、令和3年度に「第4次」の計画を策定しました。

第4次計画が令和8年度をもって期間満了となることに伴い、国の「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）との整合性、本市の障害のある人の状況や関係法令の制度改正等を踏まえて見直しを行い、「第5次船橋市障害者施策に関する計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

（1）障害者施策の関連法・関係計画

障害者施策に関する計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として総合的な施策を定めたものであり、障害者総合支援法¹及び児童福祉法に基づき障害福祉サービス等の見込み量などを定め、業務を円滑に実施するための計画である障害福祉計画及び障害児福祉計画と調和を保つこととされています。



¹ 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」となります。

(2) 船橋市の計画体系における位置づけ

本計画は、「船橋市総合計画」の個別計画です。

また、福祉分野の上位計画である「船橋市地域福祉計画」や市のほかの関連計画との整合性を図りながら策定しました。



3 計画の期間

令和9年度から14年度までの6か年計画とします。

「船橋市障害福祉計画及び船橋市障害児福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図ります。

4 年度	5 年度	6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度	13 年度	14 年度
第 4 次障害者施策に関する計画 (5 か年計画) (4 年度～8 年度)					第 5 次障害者施策に関する計画 (6 か年計画) (9 年度～14 年度)					
第 6 期障害福祉計画及び 第 2 期障害児福祉計画 (3 年度～5 年度)		第 7 期障害福祉計画及び 第 3 期障害児福祉計画 (6 年度～8 年度)			第 8 期障害福祉計画及び 第 4 期障害児福祉計画 (9 年度～11 年度)			第 9 期障害福祉計画及び 第 5 期障害児福祉計画 (12 年度～14 年度)		

4 計画の対象

本計画では、「障害者基本法」第2条に規定されている身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、高次脳機能障害、そして難病等によって継続的に日常生活または社会生活に支障のある人を対象としています。

5 計画の構成について

本計画は、国の第5次障害者基本計画を参考に、下表のとおり「1.総論」「2.各論」「3.推進体制」の3部構成とします。

「1.総論」では、本計画を作る目的、基本となる考え方、目指すべき目標を示し、「2.各論」では、目標を達成するために各分野の課題と施策の方向性を示します。

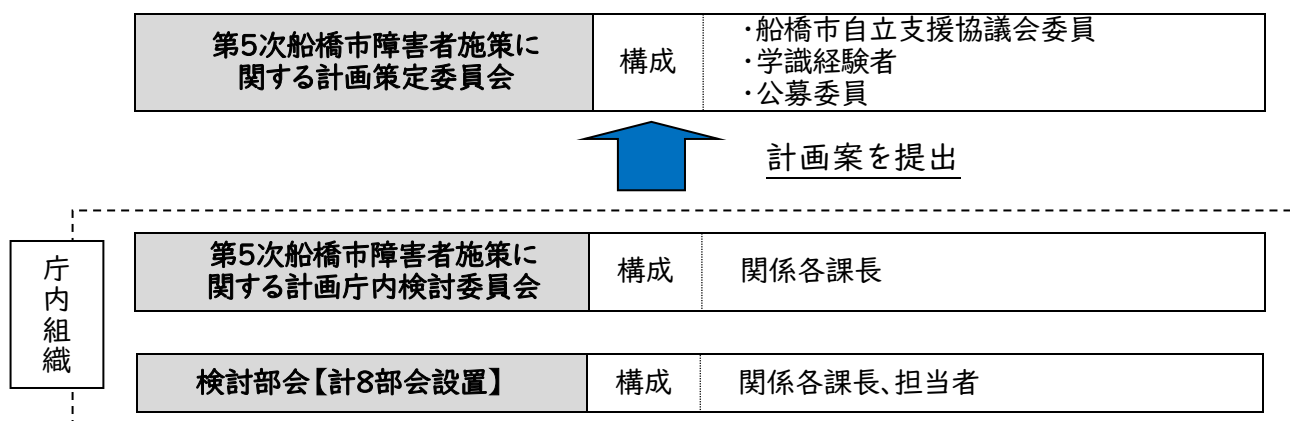
そして、「3.推進体制」では本計画をより総合的かつ効果的に推進するための方策についてまとめています。

1.総論	1 計画の策定にあたって
	2 障害者を取り巻く現状
	3 基本理念・基本目標
2.各論	1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
	2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	3 保健・医療の推進
	4 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流の振興
	5 雇用・就業、経済的自立の支援の推進
	6 安全・安心な生活環境の整備
	7 防災、防犯等の推進
3.推進体制	推進体制
別表	成果目標

6 策定方法

計画策定にあたり、船橋市自立支援協議会委員、学識経験者、市民の代表者からなる「第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」を設置しました。

併せて、庁内組織として「第5次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会」を設置し、「庁内検討委員会」で検討した計画案を「策定委員会」へ提出し、協議を行いました。



2.障害者を取り巻く現状

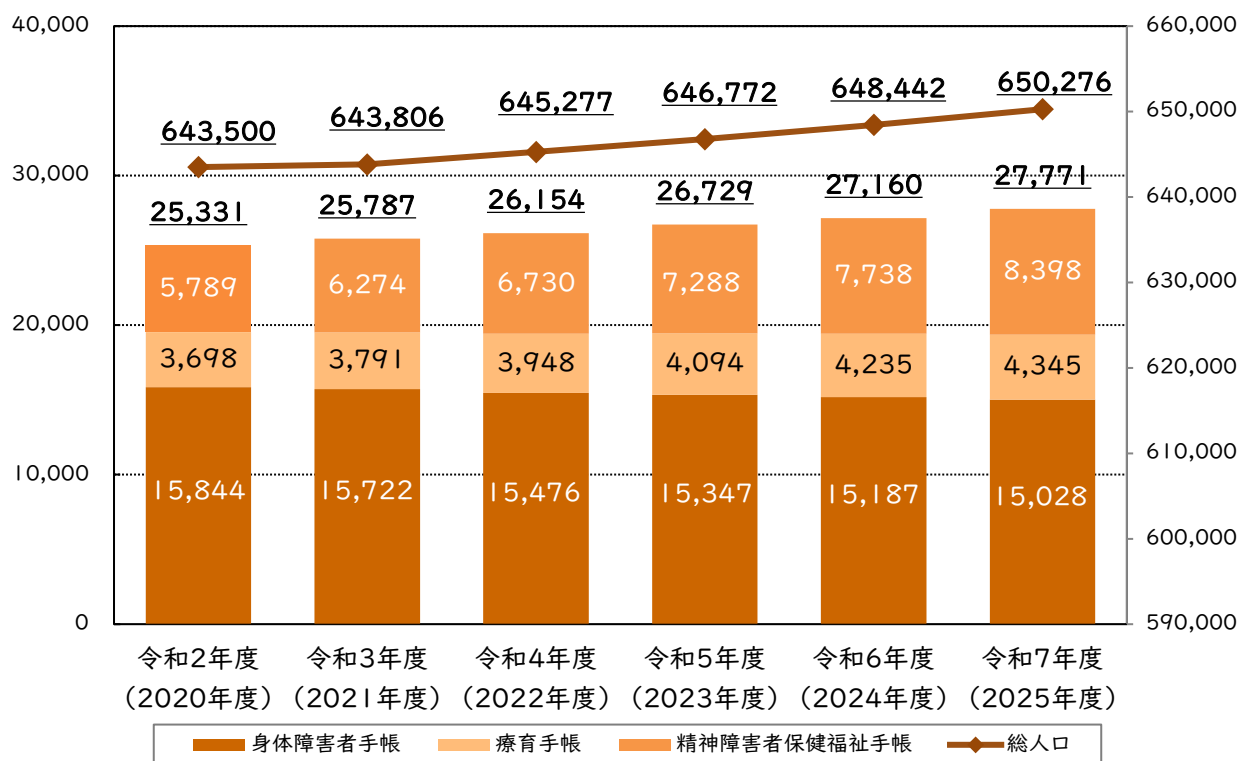
Ⅰ 国の障害者施策の動向

障害者施策の動向	
2003年 (平成15年)	■支援費制度の開始 身体・知的障害者(児)自らが福祉サービスを選択し、 契約によってサービスを利用する仕組み
2006年 (平成18年)	■障害者自立支援法の施行 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化
2010年 (平成22年)	■障害者自立支援法の一部改正 発達障害が障害者自立支援法の対象になることを明確化
2011年 (平成23年)	■障害者基本法の一部改正 「共生社会の実現」が目的に新たに明記、障害者の定義の変更、差別の 禁止を規定
2012年 (平成24年)	■児童福祉法の一部改正 障害児支援の強化を図るため、利用形態の別により障害児施設・事業 を一元化
	■障害者虐待防止法の施行
2013年 (平成25年)	■障害者総合支援法の施行 難病を障害者の範囲に追加
	■障害者優先調達推進法の施行 行政等による障害者就労施設等からの物品の調達を推進
2014年 (平成26年)	■障害者権利条約の批准
2016年 (平成28年)	■障害者差別解消法の施行
	■成年後見制度利用促進法の施行
2018年 (平成30年)	■障害者総合支援法の一部改正 「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実
	■障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行 障害者による文化芸術活動の推進
2022年 (令和4年)	■障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行 情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
2024年 (令和6年)	■障害者差別解消法の一部改正 事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化
	■障害者総合支援法の一部改正 地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援の推進
2025年 (令和7年)	■手話施策推進法の施行 手話に関する施策を総合的に推進

2 障害者の現状

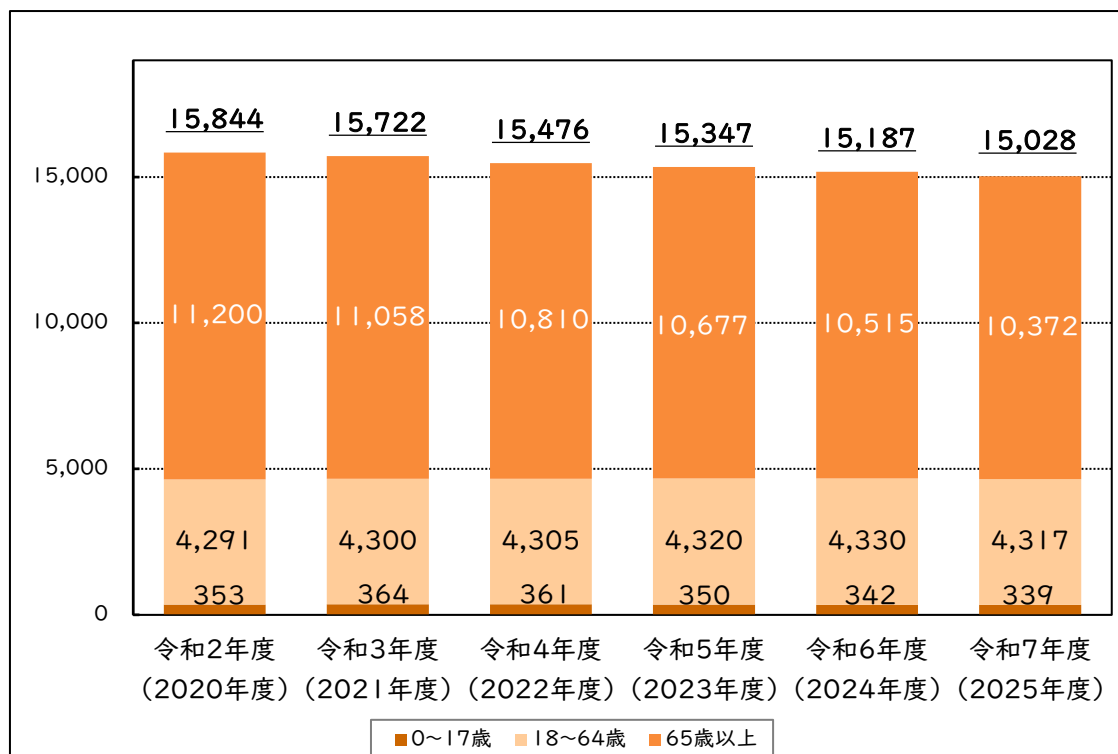
(1) 総人口と障害者手帳所持者数の推移

船橋市の総人口と障害者手帳所持者数の推移をみると、2020年度末では総人口643,500人、障害者手帳所持者数が25,331人であったのが、2025年度末では、総人口650,276人、障害者手帳所持者数27,771人と増加しています。

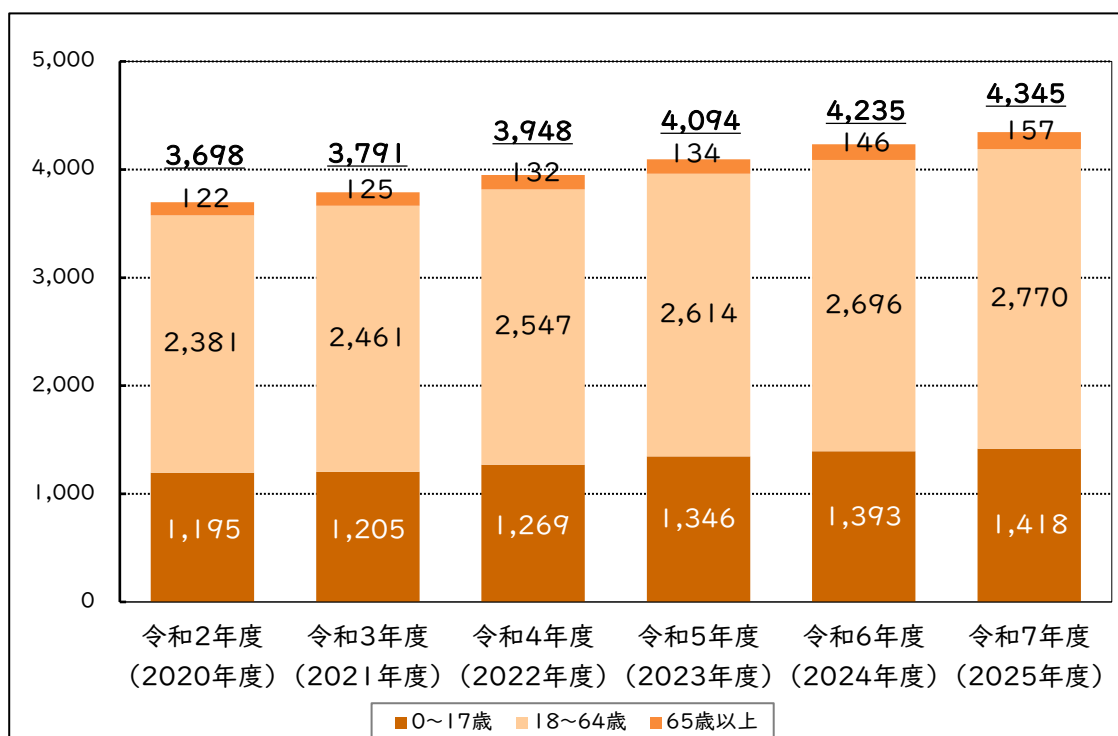


(2) 障害者手帳所持者数の推移

① 身体障害者手帳所持者数

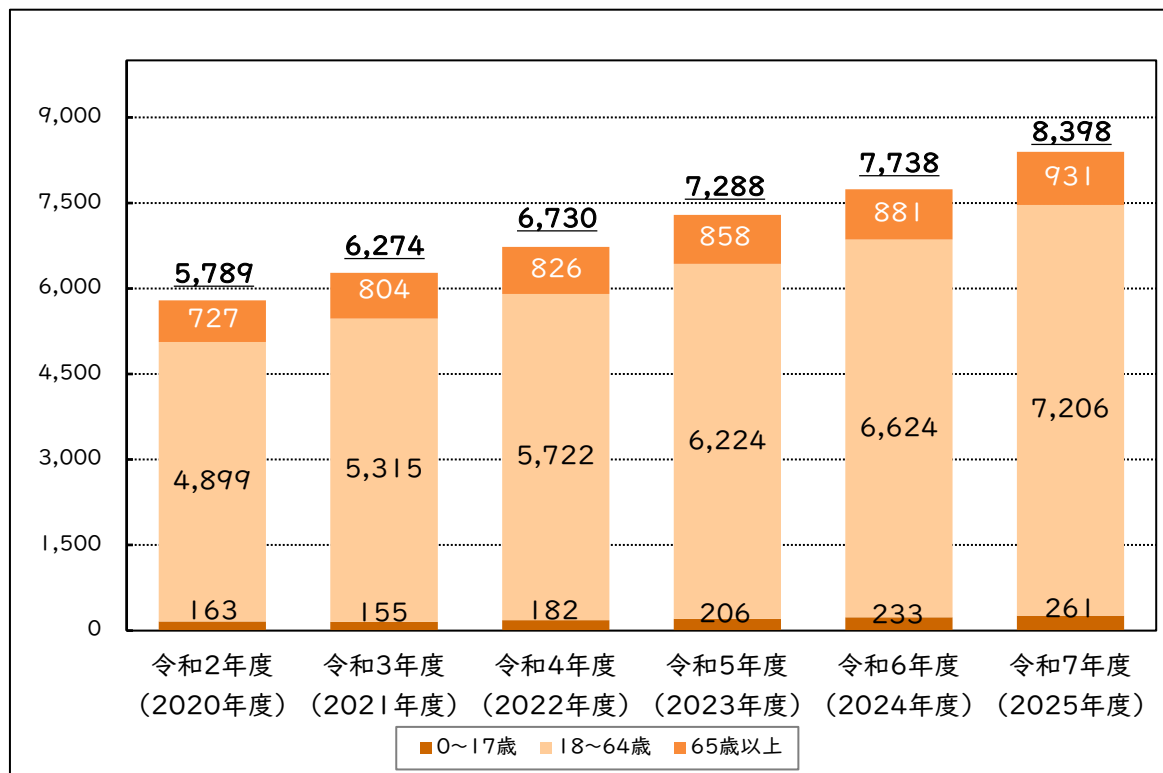


② 療育手帳所持者数



2.障害者を取り巻く現状

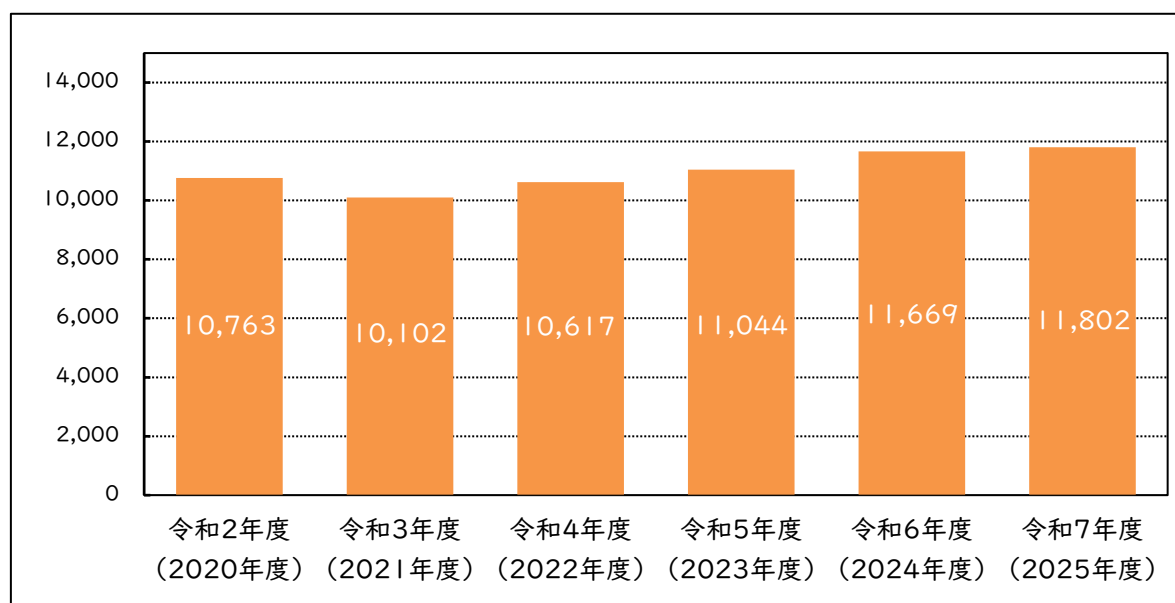
③精神障害者保健福祉手帳所持者数



(3) 医療費助成制度の受給者証所持者数の推移

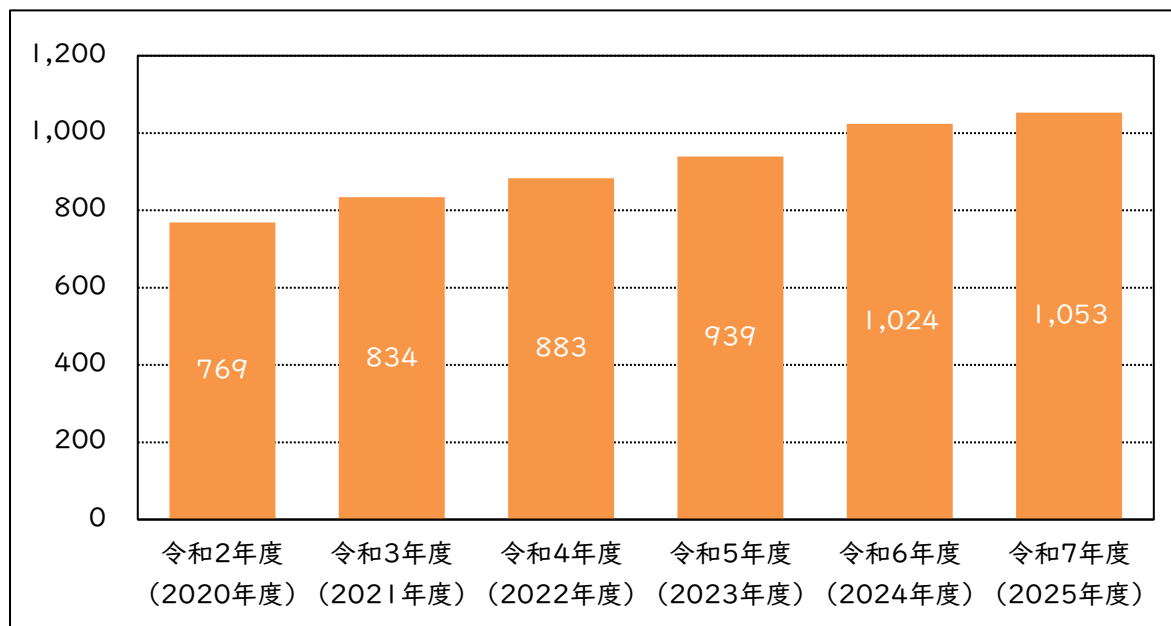
① 自立支援医療（精神通院医療）受給者証所持者数

自立支援医療受給者証を交付し、精神疾患の治療で通院した場合の医療費の一部を助成しています。



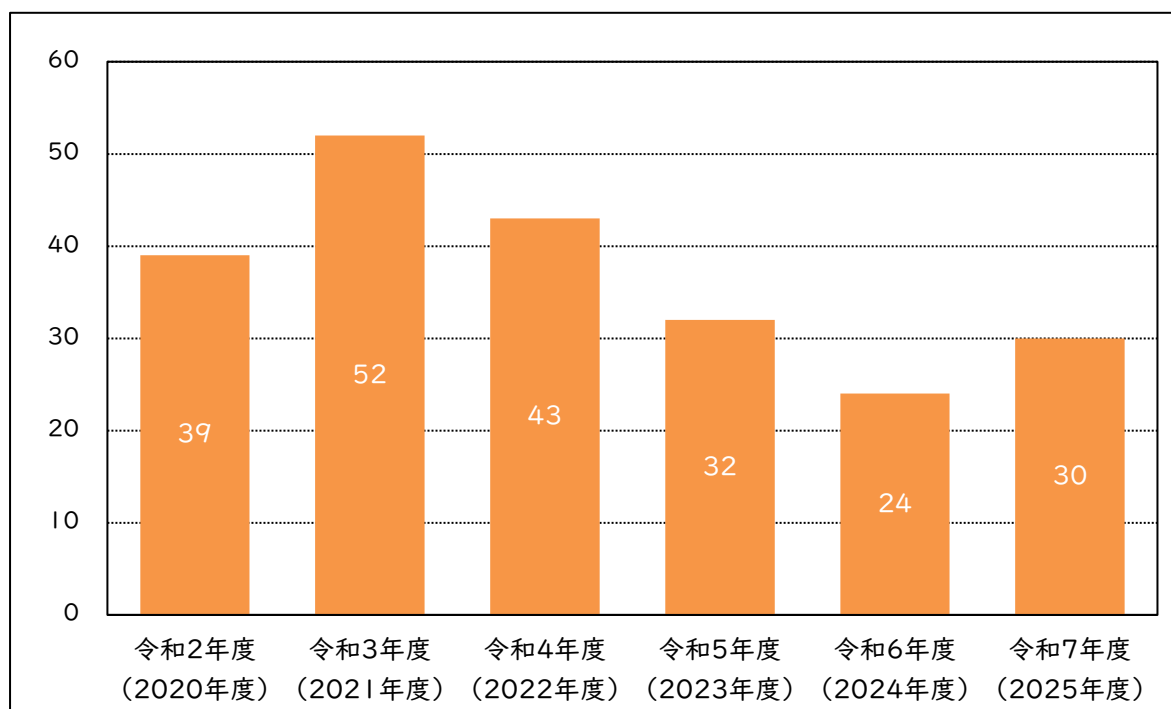
②自立支援医療（更生医療）給付者数

身体障害者の職業能力の増進や、日常生活の向上のために障害の除去又は軽減を目的とし医療給付を行っています。



③自立支援医療（育成医療）給付者数

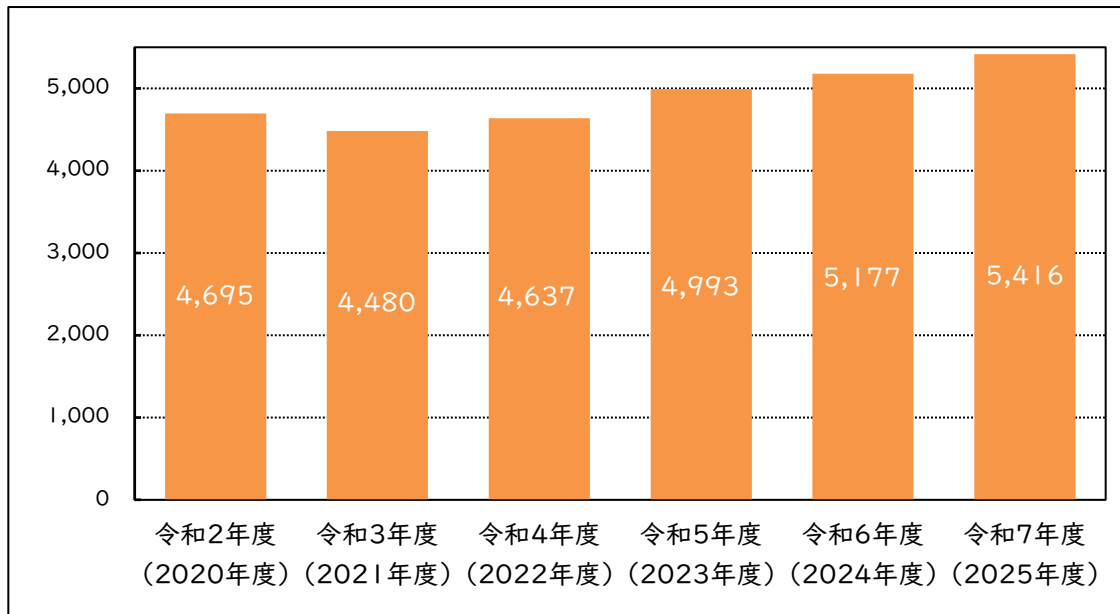
身体に機能障害がある児童が、指定医療機関で障害が改善される治療（主に手術）を受ける場合、その医療の給付を行っています。



2.障害者を取り巻く現状

④指定難病医療費助成制度の受給者証所持者数

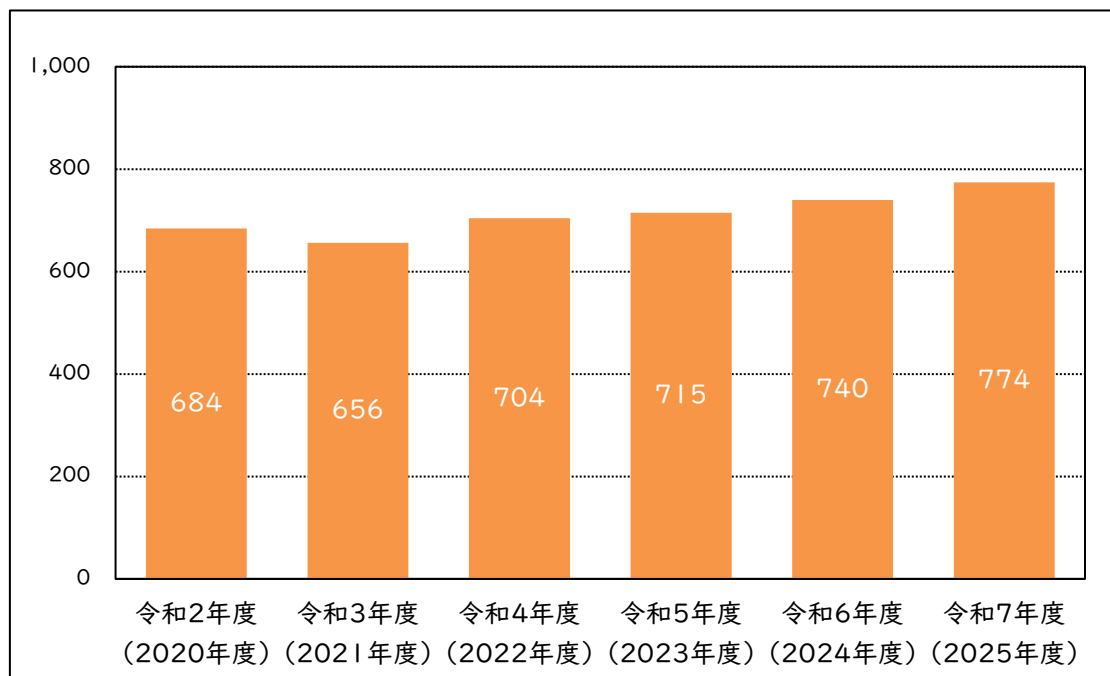
難病のうち、国が定めた基準に該当する指定難病に対し、医療費の一部を助成しています。



(4) 障害福祉サービス・障害児通所支援の利用人数の推移

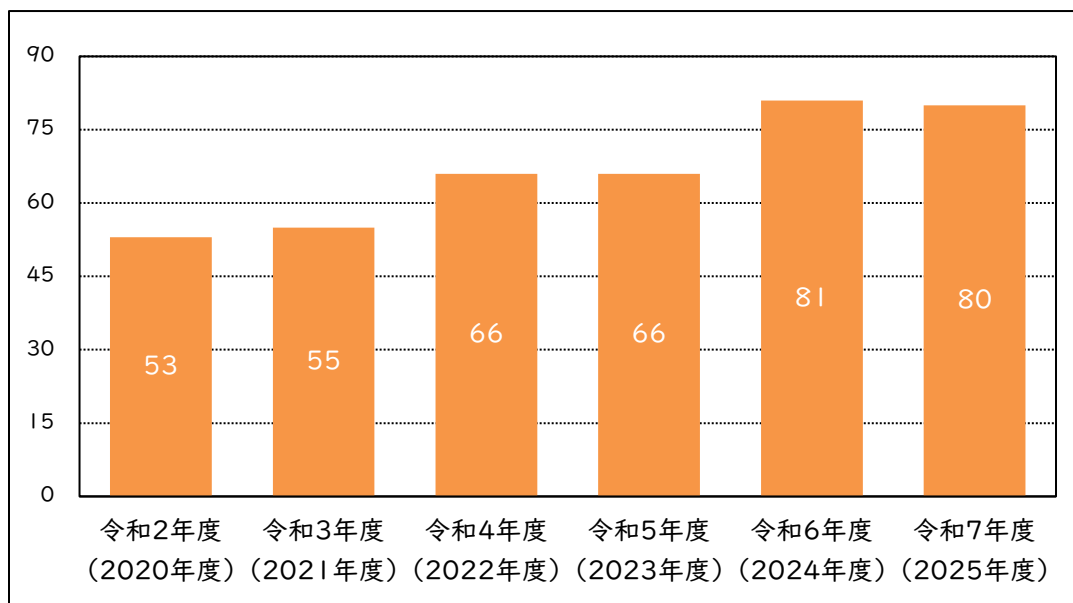
①居宅介護の利用人数

自宅で、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、掃除、洗濯、買物等の家事援助などを行います。



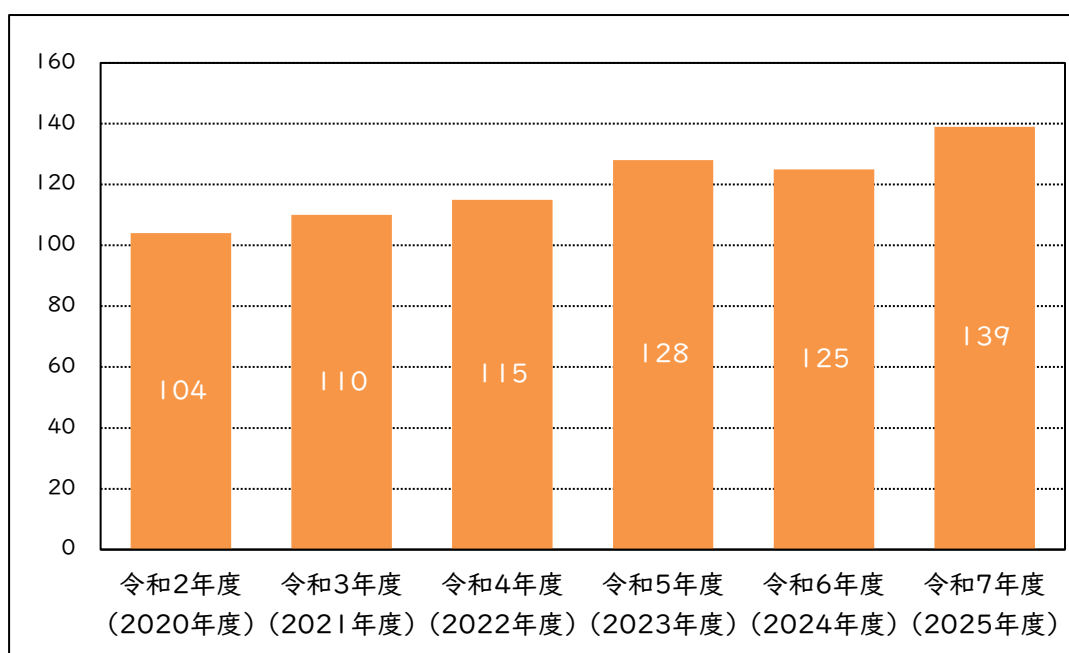
②重度訪問介護の利用人数

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。



③同行援護の利用人数

視覚障害により移動に困難を有する人に、外出時に同行し必要な支援を行います。

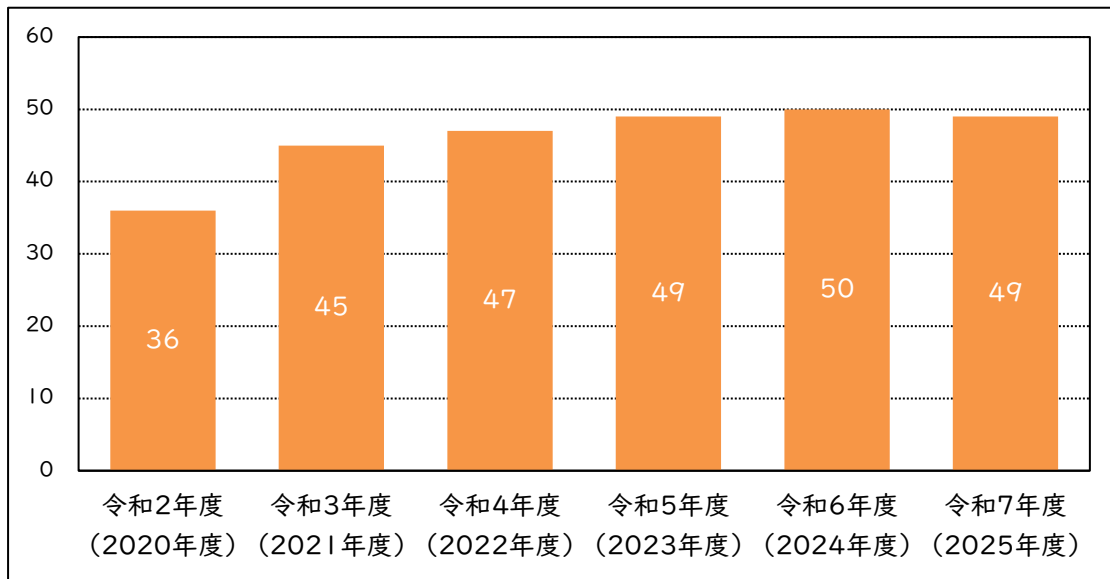


2.障害者を取り巻く現状

④行動援護の利用人数

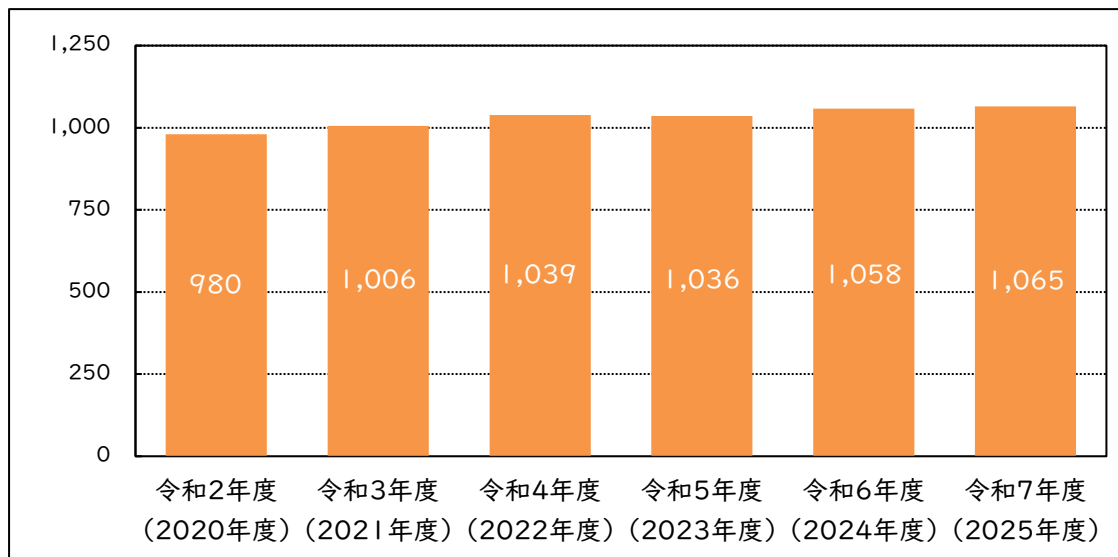
行動するときに生じ得る危険を回避するために必要な支援を行います。

※ 行動上著しい困難がある知的障害者（児）及び精神障害者（児）のみ対象



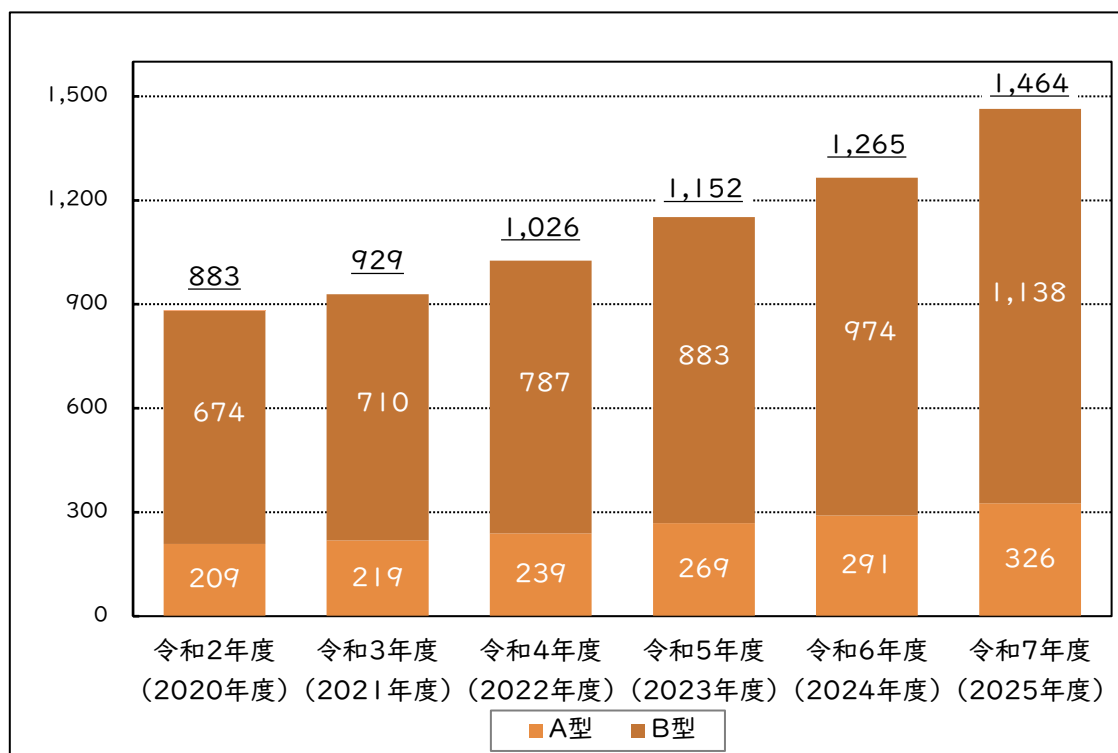
⑤生活介護の利用人数

昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供しています。



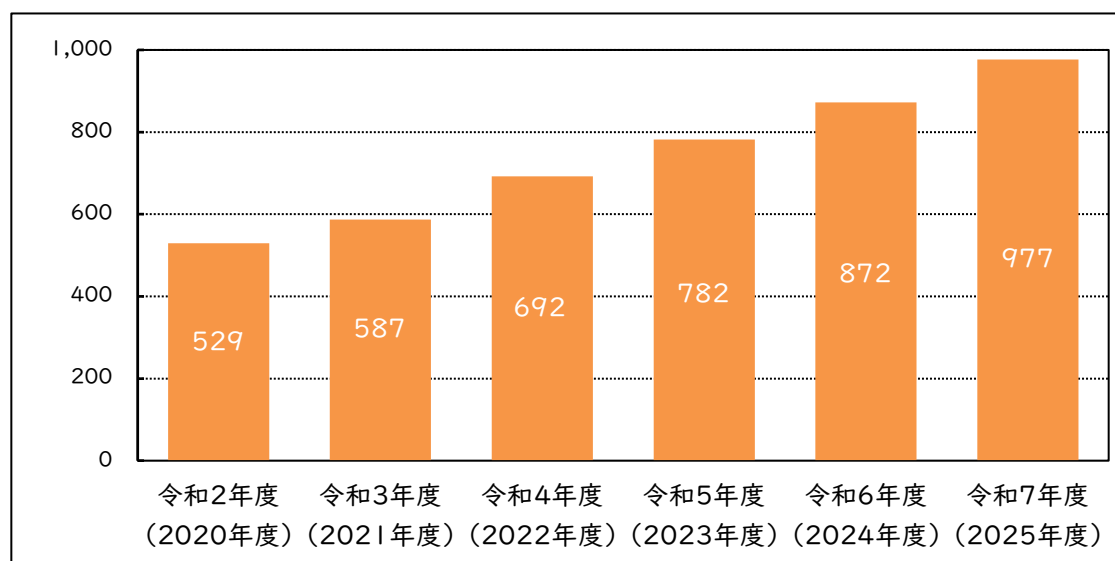
⑥就労継続支援の利用人数

障害のある人の福祉的就労の場として就労継続支援があります。就労継続支援は、雇用契約に基づくA型と雇用契約に基づかない生産活動の場であるB型があります。



⑦共同生活援助（グループホーム）の利用人数

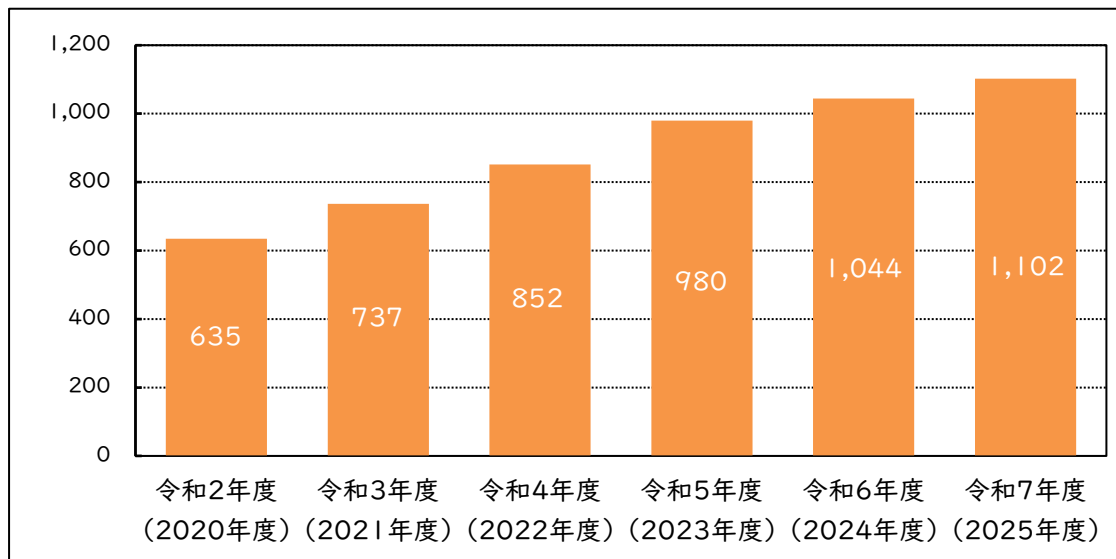
地域において共同で日常生活を営む上で、主として夜間において相談、その他日常生活上の援助などの支援を行います。



2.障害者を取り巻く現状

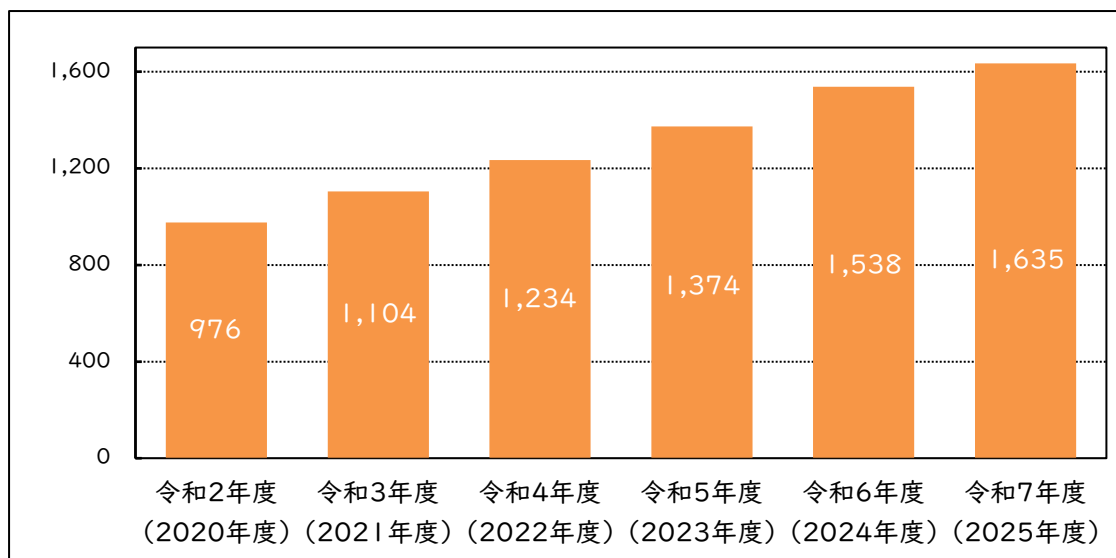
⑧児童発達支援の利用人数

日常生活の基本的動作及び知識や技能の習得、集団生活への適応のための支援、その他必要な支援を行います。



⑨放課後等デイサービスの利用人数

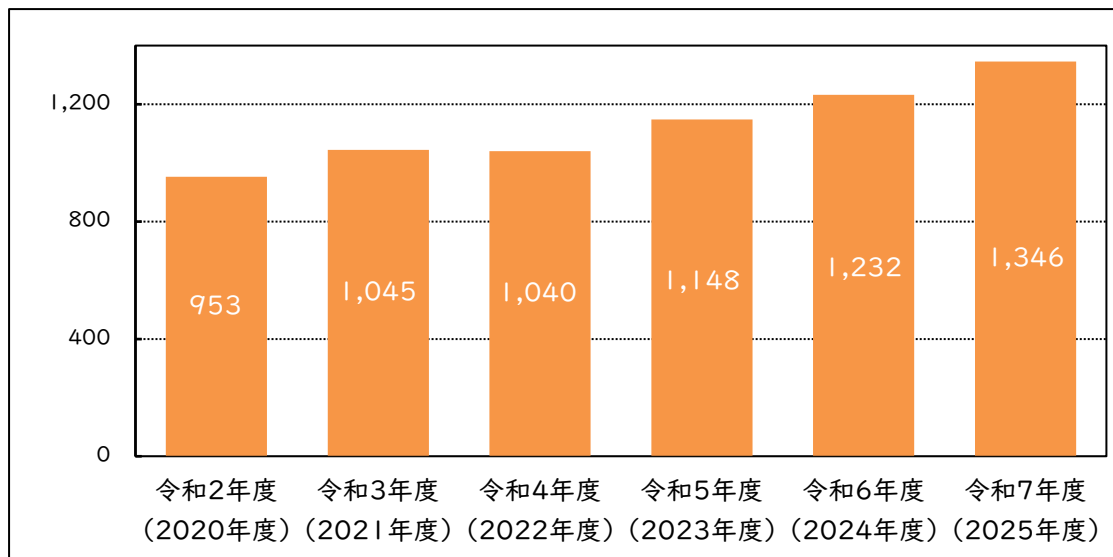
障害のある子供が通所し、生活能力の向上のために必要な支援、その他必要な支援を行います。



(5) 相談支援の利用人数

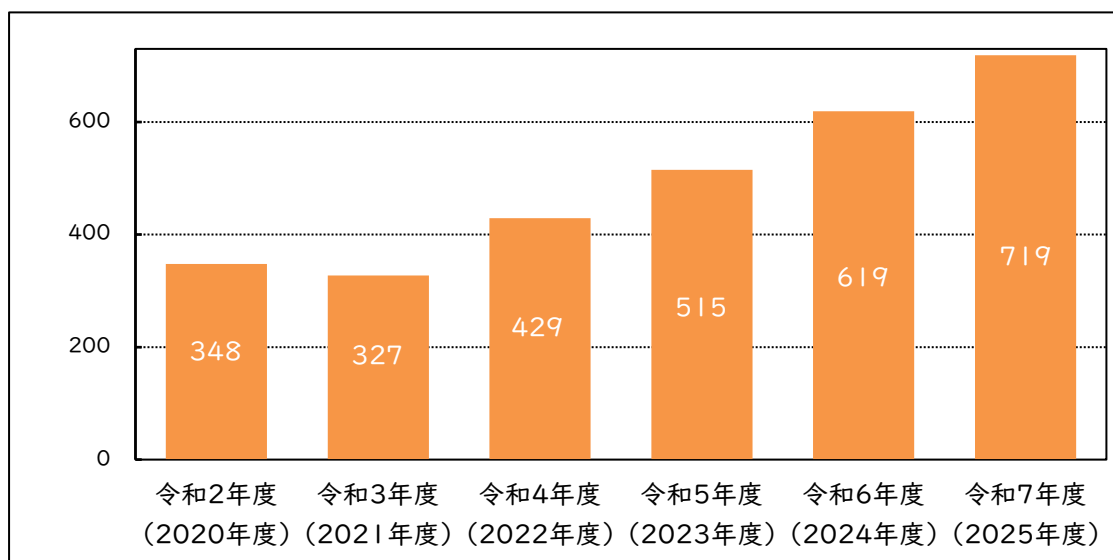
① 計画相談支援の利用人数

計画相談支援は、障害福祉サービスを利用するときに、サービスの利用計画案の作成やサービス利用中における連絡調整などを行います。



② 障害児相談支援の利用人数

障害児相談支援は、障害のある子供が障害児通所支援を利用するときに、障害児通所支援利用計画案の作成や障害児通所支援利用中における連絡調整などを行います。

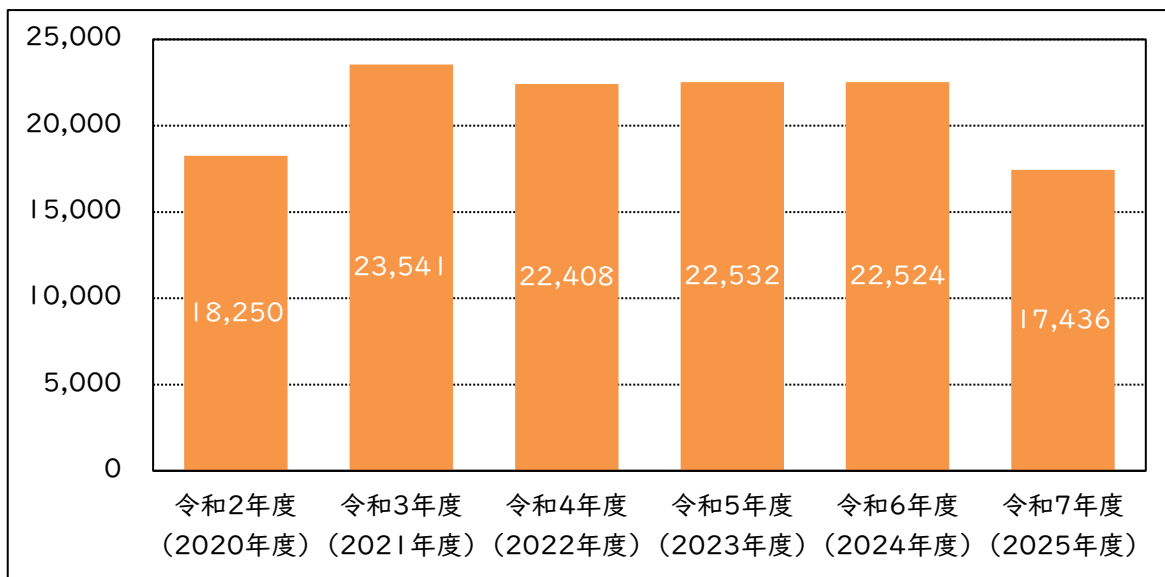


2.障害者を取り巻く現状

(6) 相談支援事業の相談件数の推移

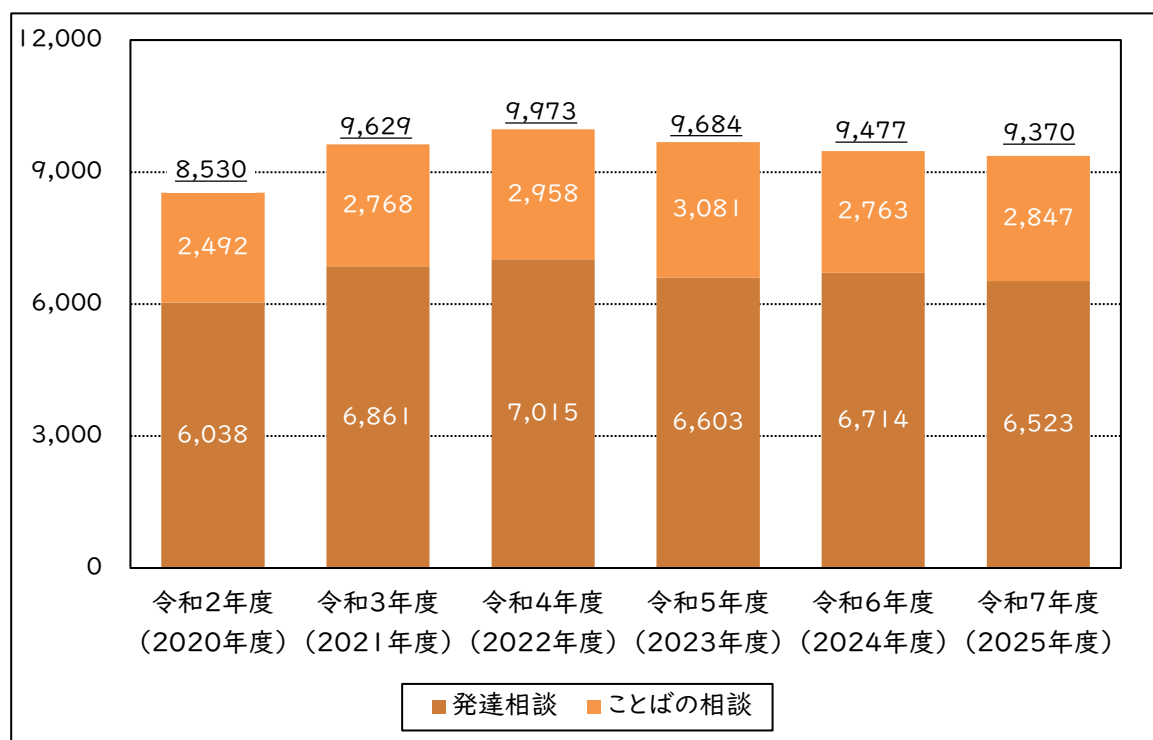
①障害者(児)総合相談支援事業の相談件数

障害者本人や障害児の保護者、障害者等の介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供・助言のほか、障害福祉サービスの利用や権利擁護のため、必要な援助を行います。



②こども発達相談センターの相談件数

落ち着きがない、コミュニケーションがとりづらい、言葉が遅れている、友達と遊べない等の就学前の子供の発達に関する心配事の相談に応じています。



3.基本理念・基本目標

Ⅰ 基本理念

**障害の有無によって分け隔てられることなく、
誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現**

国の障害者基本計画の理念と障害者施策に関する計画の動向を踏まえ、上記の基本理念としました。

この基本理念の実現にあたり、「障害や障害のある人への理解の促進」「生活に対する不安の解消」「障害のある人が住みやすい生活環境や、ともに過ごすための環境の整備」に取り組む必要があります。

障害のある人が地域で生活するにあたっては、その地域で暮らす人々が障害について正しく理解し、互いの人格と個性を尊重し合える社会づくりが不可欠です。地域での理解を促進するためには、広報・啓発活動に加え、障害のある人もない人も相互に交流を行っていくことが重要です。

そのため、学校教育、生涯学習やスポーツ・レクリエーションなどでの交流活動を通じた理解の促進を図ります。

また、障害のある人は医療費の負担が大きい一方で、十分な収入が得られるのかなどの経済的不安、働きたいけれども働くことのできる場がないといった雇用に対する不安、障害のある人やその介護者が高齢になったときにどのように暮らしていけばいいかといった将来への不安など、様々な生活に対する不安を抱えています。

障害のある人が自分らしく暮らしていくために、必要な援助を受けながら、自らの決定に基づき、社会を構成する一員として社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参加できるよう、日頃の生活に対する不安を軽減できる取組を検討していきます。

さらに、障害のある人が地域で暮らしていくためには、道路や建築物などのバリアフリー環境の整備と、安心して生活できる住環境を整えることも重要です。また、情報へのアクセスや意思疎通の円滑化を図るなど、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ²の向上に取り組み、障害のある人の日常的な活動や社会への参加を促進します。障害のある人に配慮したまちづくりを行うことは障害のある人だけでなく、あらゆる人にとって住みよいまちとなります。

本計画では、障害のある人が自らの決定により、社会のあらゆる分野の活動に参加できるような機会を確保し、障害の有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域で自分の望む生活を送ることができる社会の実現を目指します。

² 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

2 基本目標

基本理念に基づき、4つの基本的な目標と本市の障害のある人の状況を踏まえた施策の方針を掲げます。「2. 各論」では、目標達成に向けた課題と施策の方向性を分野別に7章に整理して示します。

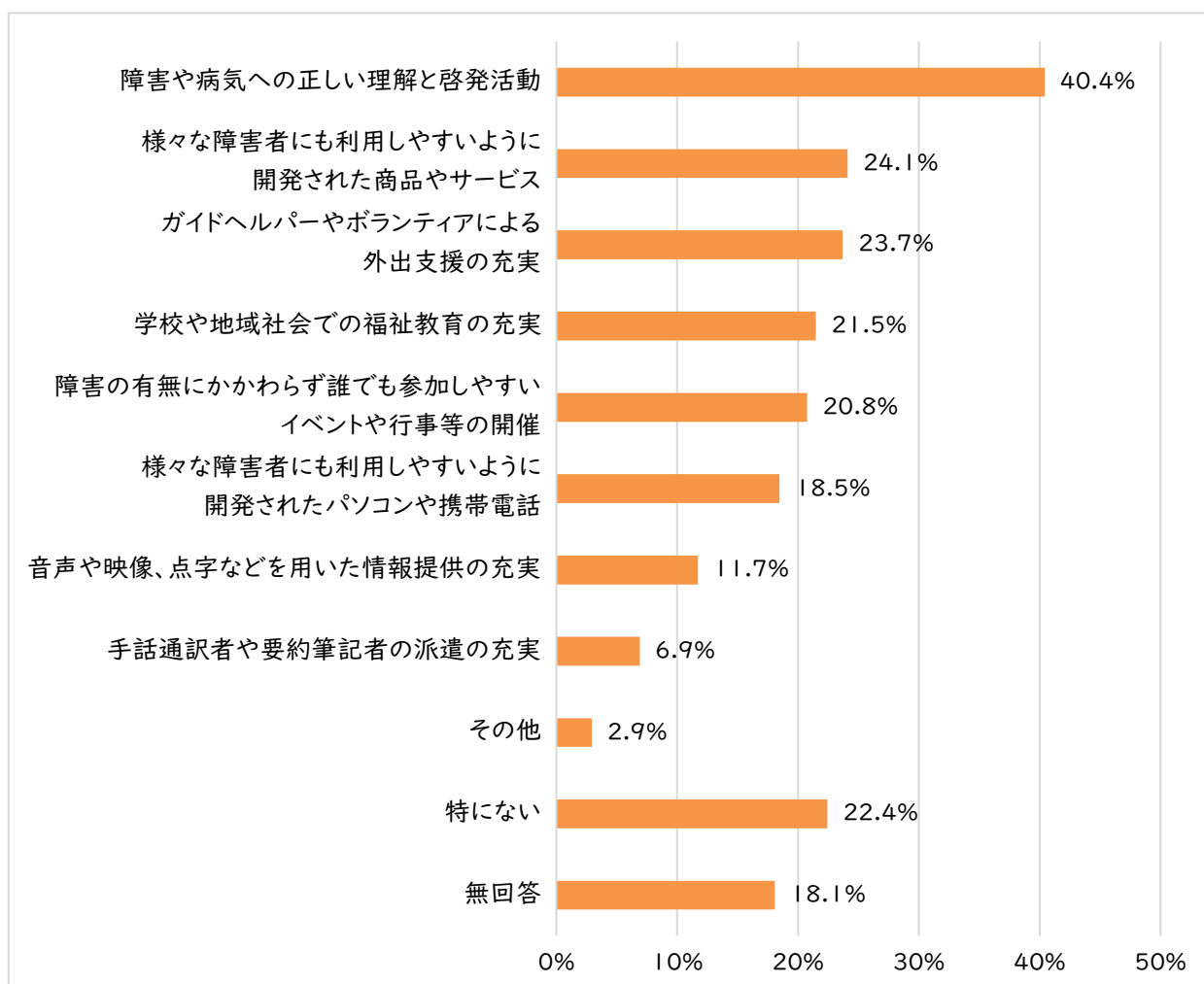
基本目標Ⅰ 障害や障害のある人への理解促進と権利擁護の推進

背景

意識調査³では、「制度や意識の面も含めた『社会全体のバリアフリー化』を進めるために重要なこと」として、「障害や病気への正しい理解と啓発活動」の回答が最も多くなっています。

【本市の実施した意識調査結果】

●制度や意識の面も含めた「社会全体のバリアフリー化」を進めるために重要なこと



³ 船橋市障害福祉施策に関する意識調査報告書（令和7年3月）より各設問の該当する種別のみ抜粋
（回答数：身体障害者798人、知的障害者197人、精神障害者267人、施設入所者95人、グループホーム入居者71人、一般市民86人）

施策の方針

障害特性や、外見からは分かりにくい障害に対する正しい理解や認識の為の広報・啓発を行うとともに、子供のころから障害のある人となない人との交流などを促進します。

また、障害のある人に対する虐待は、個人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立と社会参加のためには、虐待を防止することが極めて重要です。障害者虐待防止のため、各関係機関と連携し、虐待の早期発見・予防に取り組み、権利擁護を推進します。

さらに、障害のある人の保護、自立の支援並びに財産上の不当取引による被害防止及び救済を図るためにも、成年後見制度の利用促進などにより、権利擁護を推進します。

2. 各論 該当する課題

各論Ⅰ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 障害を理由とする差別の解消 (2) 権利擁護の推進及び虐待の防止 (3) 行政等における配慮の充実 (4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進 |
|---|

基本目標2 暮らしの支援基盤をつくる

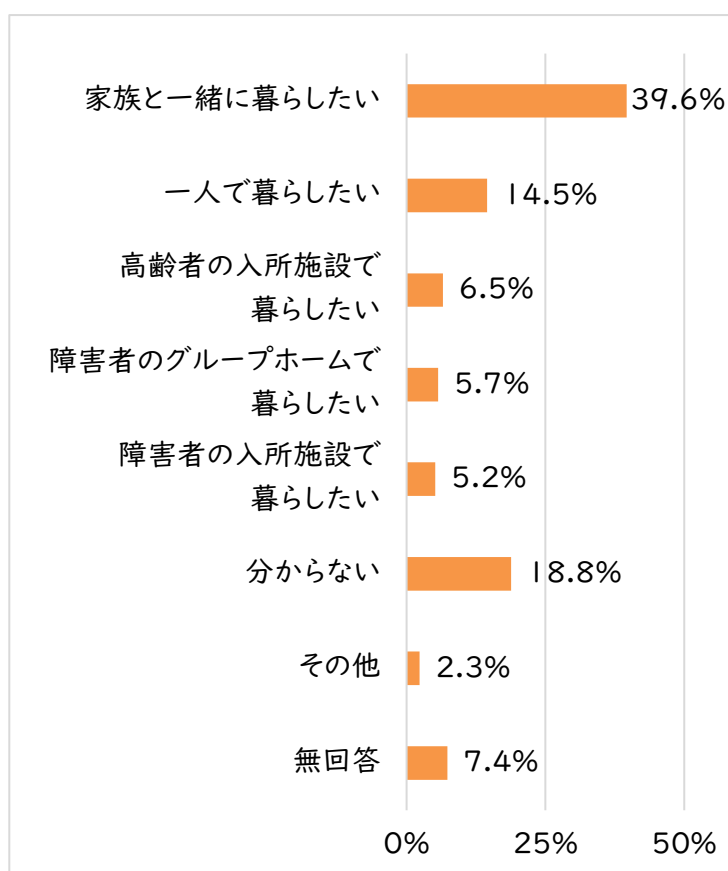
背景

本市の実施した意識調査によると、「あなたは、将来どのように暮らしたいか」の質問に対して、「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。

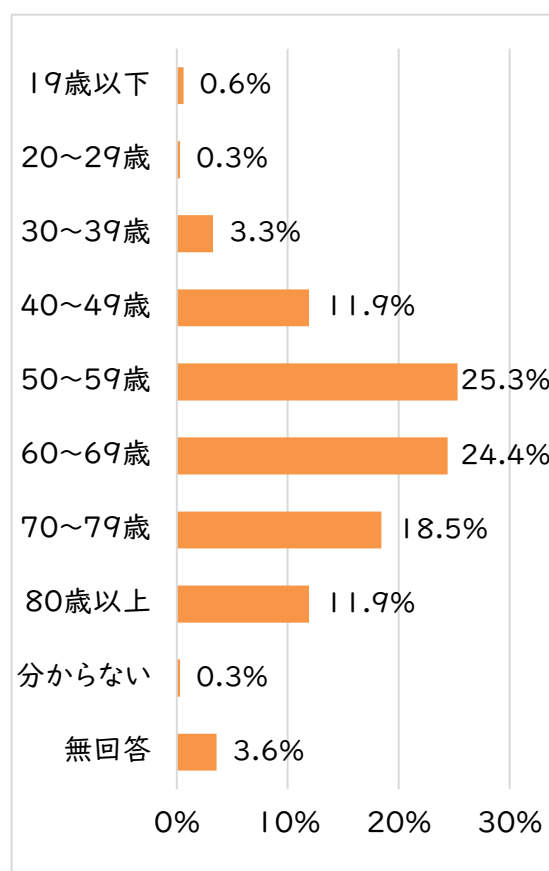
また、「主な支援者の年齢」についての質問では「60歳以上」が54.8%となっており、60歳以降が主な支援者である割合が半数以上となっています。

【本市の実施した意識調査結果】

●あなたは、将来どのように暮らしたいか

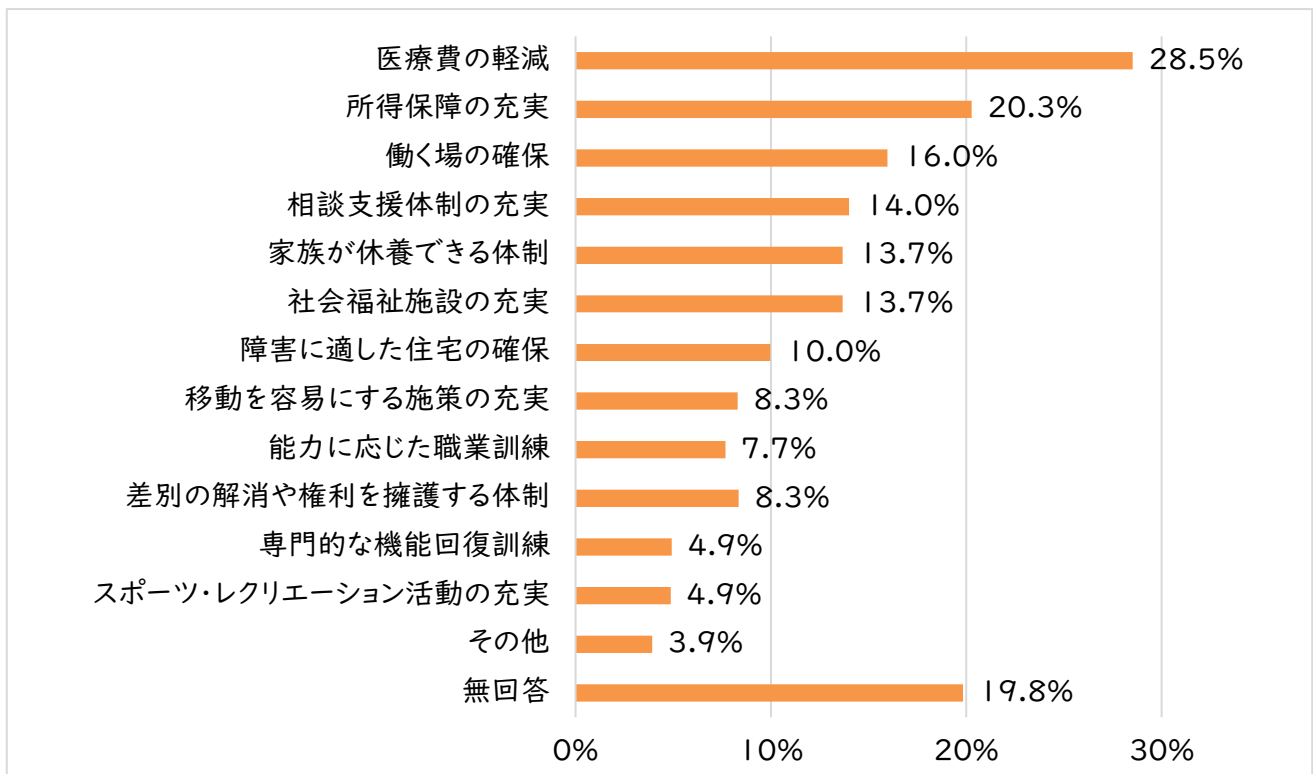


●主な支援者の年齢



そして、「今後、必要だと思う障害福祉施策」については「医療費の軽減」が最も多く、医療費の負担について不安を抱える人が多いです。

● 今後、必要だと思う障害福祉施策



施策の方針

住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域生活を支援する相談支援体制の整備と障害のある人とその介護者の高齢化や親亡き後だけでなく、親が介護できない状況に備えた取り組みを行います。

また、市民全体の健康を守るため、障害や病気の早期発見・治療、早期療育ができる地域医療体制を整えます。

これにより、誰もが安心して暮らせる基盤づくりを行います。

2. 各論 該当する課題	
各論2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (1) 相談支援体制の充実 (2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進 (3) 障害のある子供への支援の充実 (4) 補装具費、日常生活用具費の支給 (5) 情報提供の充実 (6) 意思疎通支援の充実	各論3 保健・医療の推進 (1) 保健・医療の充実等 (2) 精神保健・医療の提供等 (3) 人材の育成・確保 (4) 難病に関する施策の推進 (5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

基本目標3 あらゆる社会活動への参加の支援

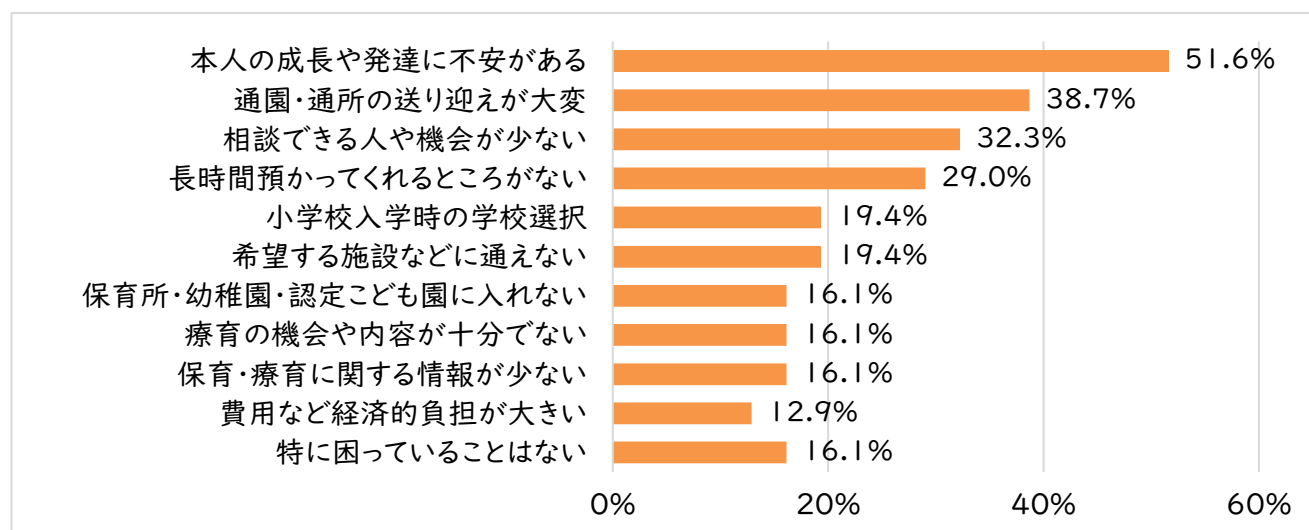
背景

意識調査によると、障害のある子供の保護者が困っていることについては、ライフステージの移行期に関する不安についての回答が最も多くなりました。

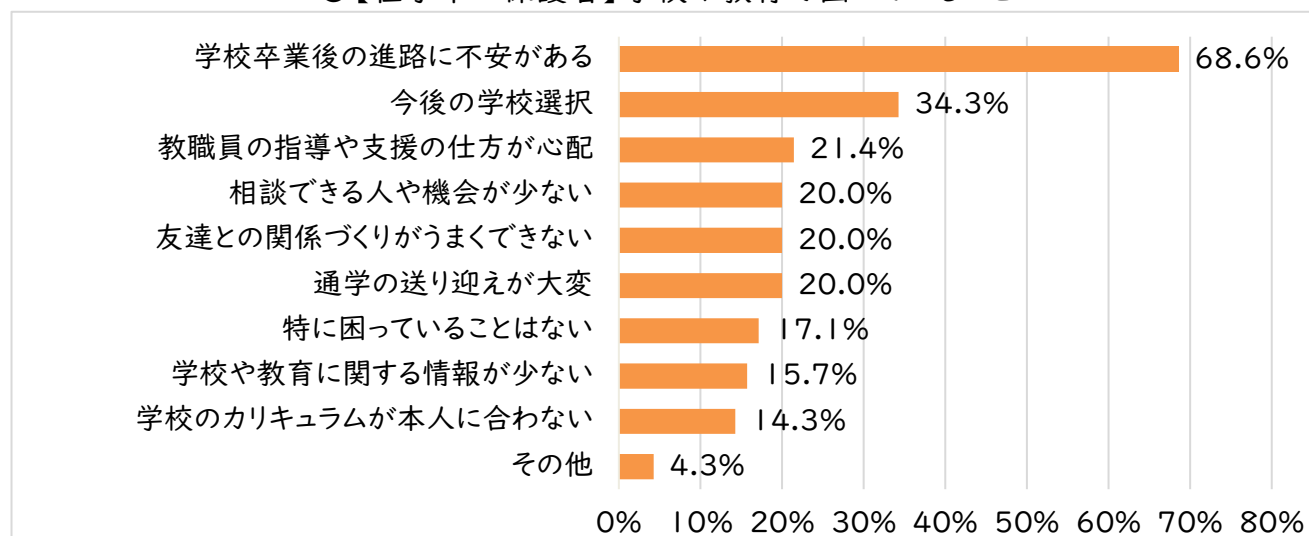
また、「今後参加したい活動」については、様々な社会参加や余暇活動の場を求める回答が見られました。さらに、「一般就労のために必要な支援」として、柔軟な勤務体制や相談支援の充実が必要であるとの回答が多く見られました。

【本市の実施した意識調査結果】

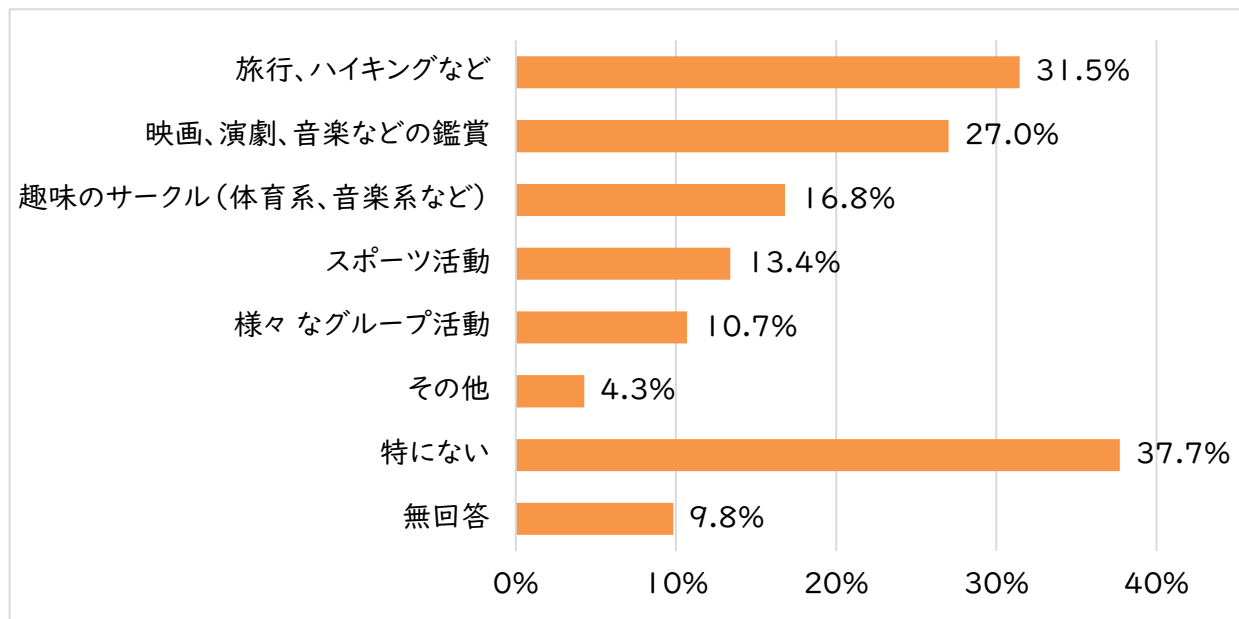
●【就学前の保護者】保育や療育で困っていること



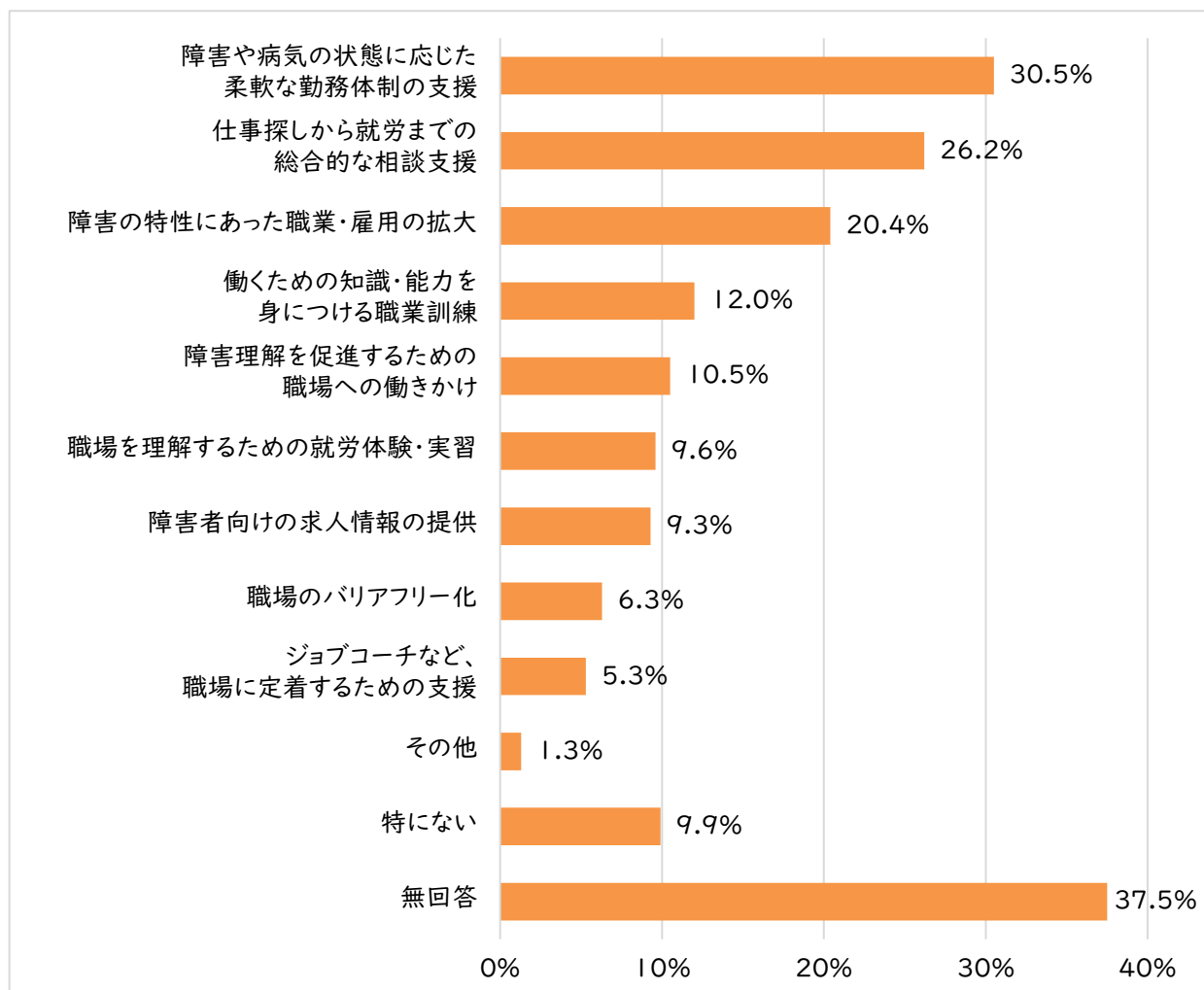
●【在学中の保護者】学校や教育で困っていること



●今後参加したい活動



●一般就労のために必要な支援



施策の方針

障害のある人が自らの決定に基づき、地域で自分らしく生活できるよう、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会を確保します。

自立と社会参加に必要な力を培うためには、子供の頃から能力や可能性を最大限に伸ばし、健やかな成長・発達を支援することが重要です。

そのためには、家族、地域、教育機関など周囲の理解と協力が不可欠です。

こうした環境づくりに加えて、身近な地域でライフステージに合わせた質の高い専門的な支援を受けられるよう相談支援体制、療育支援体制の充実を図ります。

また、一人一人の状況や希望に応じた社会活動への参加を支援するため、文化芸術活動やスポーツ等ができる環境を整備し、活動を支援します。

さらに、障害のある人が自立した生活を送るため、一人一人の状況に応じ希望する場所で働き続けられるよう、適切な就労相談を受けられるような環境整備や就労後の定着支援を行うとともに、就労継続支援B型等の福祉的就労の工賃水準の向上を図ります。

2. 各論 該当する課題	
各論4 教育、文化芸術活動・スポーツ、 国際交流の振興 (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興 (4) 障害のある人などの国際交流の推進	各論5 雇用・就業、経済的自立の支援の推進 (1) 障害のある人の雇用促進 (2) 総合的な就労支援 (3) 福祉的就労の充実 (4) 経済的自立の支援

基本目標4 安心して暮らせる生活環境の整備

背景

意識調査では、「緊急に避難しなければならなくなった時に、不安に感じる」として、「自分だけでは動けない」、「避難の場所が分からない」、「家族との連絡方法」、「水や食事の確保」、「トイレや入浴設備」と多様な回答が見られました。

【本市の実施した意識調査結果】

●緊急に避難しなければならなくなった時に、不安に感じる

	身体	知的	精神	施設
自分だけでは動けない	34.1%	58.9%	23.2%	64.2%
頼れる人がそばにいない	10.8%	16.8%	19.1%	6.3%
避難の場所が分からない	10.5%	35.0%	21.0%	38.9%
避難場所までの行き方が分からない	5.3%	25.4%	12.7%	28.4%
避難場所までの移動手段の確保	22.7%	22.8%	16.5%	10.5%
避難先での薬や医療体制	36.1%	20.3%	45.3%	10.5%
他の人と一緒に過ごすのが難しい	12.8%	32.5%	39.3%	-
家族との連絡方法	17.2%	38.6%	19.1%	18.9%
水や食事の確保	37.5%	38.1%	52.4%	31.6%
寝る場所の確保	31.8%	32.5%	44.6%	26.3%
トイレや入浴設備	41.7%	29.4%	45.7%	26.3%
詳細な情報の入手	18.3%	25.9%	23.2%	8.4%
その他	2.4%	4.1%	3.4%	2.1%
特に不安はない	11.3%	8.6%	9.4%	22.1%
無回答	9.5%	3.0%	3.0%	0.0%

施策の方針

社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上のため生活環境における社会的障壁を除去し、日常活動や社会参加がしやすい環境を整備します。

また、障害のある人が地域社会で安全に安心して生活できるよう、災害時の情報保障、避難支援、避難所確保等に取り組みます。

さらに、犯罪被害や消費者被害からの保護に取り組みます。

2. 各論 該当する課題	
各論6 安全・安心な生活環境の整備 (1) 住宅の確保 (2) 公共的施設等のバリアフリー化の推進 (3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進	各論7 防災、防犯等の推進 (1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進 (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

施策の体系

1 総論

2 各論



第2部 各 論

Ⅰ.差別の解消、権利擁護の推進及び 虐待の防止

Ⅰ 施策の方向性

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現のためには、市民が障害及び障害のある人についての理解を深め、障害を理由とする差別の解消を推進していく必要があります。

障害者基本法第4条において、障害を理由とする差別や権利侵害の行為の禁止とともに合理的配慮の提供が求められており、その理念を具体化した障害者差別解消法に基づき、障害のある人に対する差別の解消に向けた取組みを行います。

まずは、市の職員が障害及び障害のある人に対しての理解を深めることで、窓口等における合理的配慮を推進していきます。行政が合理的配慮を率先して行っていくことが社会全体での差別の解消の推進につながります。

さらに、事業者による合理的配慮の提供の義務化に伴い、事業者や市民へ啓発活動を行います。

また、障害のある人に対する虐待は、個人の尊厳を害するものであり、障害のある人の自立及び社会参加のためには、虐待を防止することが極めて重要です。

令和8年4月に開設したこども家庭センターや、同年7月に開設した児童相談所とも協力し、障害者虐待防止法や児童虐待防止法に基づき、障害のある人に対する虐待を防止するとともに、障害のある人の自立及び社会参加を支援し、必要な保護を行います。

これらに加えて、財産上の不当取引による被害の防止及び救済を図るためにも、成年後見制度の利用を促進するなど、権利擁護を推進する必要があります。

共生社会を目指すためには、すべての市民が、障害及び障害のある人について正しい理解と認識を持つことが重要です。そのために、さまざまな機会をとらえて、広報・啓発を行うとともに、子供のころから障害のある人となない人との交流を促進していく必要があります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 障害を理由とする差別の解消
- (2) 権利擁護の推進及び虐待の防止
- (3) 行政等における配慮の充実
- (4) 理解の促進、広報・啓発活動の推進

2.主要課題と取組内容

(1)障害を理由とする差別の解消

1 船橋市障害者差別解消支援地域協議会での取り組み

(1)障害を理由とする差別の解消

現状

- 1 平成29年5月から、障害者差別解消法に基づく船橋市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障害のある人に対する差別に係る相談事例の共有や意見交換を行っています。
また、市内小学生の公募により障害者理解啓発ポスターを作成し、市内小中学校や市施設へ掲示しています。

2 障害者差別解消法の一部を改正する法律を踏まえての取り組み

(1)障害を理由とする差別の解消

現状

- 1 令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行されたことに伴い、市職員だけでなく、事業者に対し「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱いの禁止」についての理解啓発を行っています。

(2)権利擁護の推進及び虐待の防止

1 権利擁護体制の検討

(2)権利擁護の推進及び虐待の防止

現状

- 1 船橋市自立支援協議会の権利擁護部会及び船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、権利擁護体制の検討を行っています。

2 障害者虐待防止ネットワークによる権利擁護の推進

(2)権利擁護の推進及び虐待の防止

現状

- 1 船橋市自立支援協議会、船橋市障害者虐待防止対応連絡会議、個別ケース会議の3階層の虐待防止ネットワークを構築することにより、障害のある人に対する虐待防止のための関係機関との連携協力を図っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、事例を共有するとともに、障害及び障害のある人への理解を促進するための啓発活動について議論し、障害者差別の解消を推進します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 市職員への理解啓発について、定期的に研修を実施します。
商工会議所に国の啓発パンフレットを配架するなど、事業者に対して理解啓発を行っています。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 船橋市自立支援協議会の権利擁護部会及び船橋市障害者差別解消支援地域協議会において、権利擁護体制に関する課題を共有するとともに、差別の解消及び権利擁護の推進を図ります。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 船橋市障害者虐待防止対応連絡会議において、障害のある人に対する虐待の問題解決を図っていくとともに、船橋市自立支援協議会に虐待防止対応における審議状況を報告し、障害者虐待に関する課題共有を図ります。

障害福祉課

3 高齢者・児童虐待防止部門との連携の推進

(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止

現状

- 1 障害のある人に対する虐待防止のため、高齢者・児童の虐待防止部門との連携を図っています。

4 船橋市障害者虐待防止センターによる権利擁護の推進

(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止

現状

- 1 船橋市障害者虐待防止センターにおいて、虐待に関する通報の受付・相談を行うことにより、障害のある人に対する虐待の早期発見・予防に取り組んでいます。

5 成年後見制度の利用の推進

(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止

現状

- 1 船橋市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、制度の適切な利用促進を図るため、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備を行っています。
- 2 必要となる費用を負担することが困難である人に対し、成年後見人等の報酬等の全部または一部を助成することにより成年後見制度の利用を推進しています。
- 3 船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、障害のある人の法人後見等の受託や、障害のある人及びその家族に対して成年後見制度を利用するにあたっての電話相談等を行うことにより成年後見制度の利用を推進しています。
- 4 地域において、市民後見人等として活動する人材を育成するために講座を開催し、市民後見人等の養成を行っています。

6 ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」の利用の推進

(2) 権利擁護の推進及び虐待の防止

現状

- 1 船橋市社会福祉協議会が設置しているふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」において、判断能力が十分でない人に対し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などの日常生活自立支援事業を行っており、その利用について周知を図っています。

取組内容

担当課

- 1 高齢者・児童の虐待防止部門と情報交換を含めた連携を図ることにより、障害のある人に対する虐待防止や必要な支援を推進します。
障害福祉課、療育支援課、保健総務課、地域包括ケア推進課、児童相談所

取組内容

担当課

- 1 船橋市障害者虐待防止センターにおいて、虐待の通報の受付・相談を行うとともに、障害者虐待防止のための啓発活動を行うことにより障害のある人に対する虐待の早期発見・未然防止の取組みを推進します。
障害福祉課

取組内容

担当課

- 1 権利擁護支援における課題整理、中核機関における体制整備を行い、成年後見制度の適切な利用を推進します。
地域包括ケア推進課
- 2 障害のある人やその介護者の高齢化等により、成年後見制度の利用の必要性が高まっていることを踏まえ、成年後見人等の報酬等の費用の助成を行い、成年後見制度の利用を推進します。
保健総務課、障害福祉課
- 3 船橋市障害者成年後見支援センターにおいて、成年後見制度に関する電話相談等を行うとともに、市からの依頼に応じて法人後見等の受託を行い、権利擁護支援に向けた適切な成年後見制度の利用を促進します。
障害福祉課、保健総務課
- 4 市民後見人等の養成を行うことにより、成年後見制度の利用を推進します。
地域包括ケア推進課

取組内容

担当課

- 1 ふなばし高齢者等権利擁護センター「ぱれっと」が実施している日常生活自立支援事業を周知し、利用を推進します。
地域包括ケア推進課

(3) 行政等における配慮の充実

1 障害及び障害のある人への市職員の理解促進

(3) 行政等における配慮の充実

現状

- 1 平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する船橋市職員対応要領」を策定し、市職員が障害のある人への差別の解消に向けて取り組んでいます。
また、市職員に障害者差別解消法についての研修を実施し、障害及び障害のある人への理解促進を図っています。
- 2 新規採用職員研修のカリキュラムに人権についての講義及び障害のある方からの講話の機会を設けております。
また、若手職員向けに車椅子や視覚障害者体験の実施等を通じて、職員に障害及び障害のある人への理解促進を図っています。

2 窓口等における合理的配慮の推進

(3) 行政等における配慮の充実

現状

- 1 窓口等で支援を必要としている障害のある人に対して、障害特性に応じた支援を行っています。また、各課に情報提供を行い、合理的配慮の提供に努めています。

3 選挙における障害のある人への配慮の推進

(3) 行政等における配慮の充実

現状

- 1 投票所のバリアフリーやコミュニケーションボードの配置など投票環境の改善と障害のある人への配慮に努めています。

4 市議会の傍聴等における障害のある人への配慮の推進

(3) 行政等における配慮の充実

現状

- 1 本会議場傍聴席に車椅子専用席を設置しています。また、補聴器誘導システムの設置や手話通訳者の派遣を行っています。
その他、本会議のインターネット中継時に、音声認識アプリを利用した字幕の配信を行っています。

取組内容

担当課

- 1 障害及び障害のある人への理解を図り、合理的配慮を適切に行うため、全庁的な取組みを行います。

障害福祉課

- 2 職員研修を通じて障害及び障害のある人への理解促進を図ります。

人事課

取組内容

担当課

- 1 窓口等で支援を必要としている障害のある人に対して、障害特性に応じた支援を行います。また、各課に情報提供を行い、合理的配慮の提供を推進します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- 1 投票環境のさらなる向上及び障害のある人への配慮ある対応を図ります。

選挙管理委員会事務局

取組内容

担当課

- 1 市議会の傍聴等における障害のある人への配慮を推進します。

総務調査課、議事課

(4)理解の促進、広報・啓発活動の推進

1 心のバリアフリーの推進

(4)理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- Ⅰ 各学校において、人権教育、道徳教育、総合的な学習の時間などをおして、心のバリアフリーについて、啓発を行っています。
また、各種講演会等を開催し、障害と障害のある人に関する理解促進を図っています。

2 広報媒体などによる推進

(4)理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- Ⅰ 障害者週間の時期にあわせて、広報ふなばしⅠ面に障害及び障害のある人に対する理解促進のための特集記事を掲載しています。

3 精神障害者に対する理解の促進

(4)理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- Ⅰ 心の健康セミナーや心のサポーター養成研修を開催するほか、啓発用の小冊子を年Ⅰ回発行し、精神障害や精神障害のある方に関する理解の促進や精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発に努めています。
また、地域での支援関係者や家族を対象とした講演会等を開催しています。

4 障害者週間記念事業の実施

(4)理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- Ⅰ 12月3日から9日の障害者週間の行事として、障害のある人の作品展やステージ公演などを盛り込んだ障害者週間記念事業を開催し、障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 心のバリアフリーの推進のため、地域において学習の機会を設けるとともに、各種のイベント等を通じて、市民の理解を深めます。

障害福祉課、保健総務課、療育支援課、指導課、公民館

取組内容

担当課

- Ⅰ 掲載内容について創意工夫するとともに、市のホームページ等を活用し、障害のある人への理解促進を図ります。

障害福祉課、広報課

取組内容

担当課

- Ⅰ 精神障害や精神障害のある方に関する理解促進のため、心の健康セミナーや心のサポーター養成研修を開催しています。
精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発のため、精神保健福祉に関する情報を掲載した小冊子を年1回発行しています。
地域での支援関係者や家族を対象とした講演会等を開催しています。

保健総務課

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害者週間記念事業を開催に際し、イベントや作品展等内容の充実を検討するなど、障害及び障害のある人への理解の促進を図ります。

障害福祉課

5 交流保育の推進

(4)理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- Ⅰ 「船橋市交流保育実施要領」に基づき、療育施設に通所する児童と公立保育園に在籍する児童が地域の中でともに育ちあうことを目的とした、公立保育園と療育施設との交流保育を行っています。

6 地域交流の推進

(4)理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- Ⅰ 障害者就労支援施設等が行う生産物販売や公園清掃、障害福祉施設等で行われる行事等を通じ、地域交流を行っています。

7 特別支援教育推進大会の開催

(4)理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- Ⅰ 特別支援教育推進大会として、合同作品展、合同発表会、教育講演会を開催しています。

8 障害福祉施設等との連携

(4)理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- Ⅰ 船橋市障害福祉施設連絡協議会や船橋障がい者地域福祉連絡会の会議に出席するなど障害福祉施設などとの連携を図っています。

9 学校教育における福祉教育の推進

(4)理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- Ⅰ 総合的な学習の時間に福祉の内容を取り上げ、福祉教育に対する理解を深めています。
また、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小中学校の特別支援学級や通常の学級との交流を行っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 療育施設に通所する児童が、公立保育園で定期的に行っている地域交流事業へ参加する形で交流保育を行います。

保育運営課

取組内容

担当課

- Ⅰ 地域交流活動を推進するとともに、交流推進のための広報活動も推進します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 特別支援教育推進大会を開催することにより障害及び障害のある人の理解の促進を図ります。

総合教育センター

取組内容

担当課

- Ⅰ 意見交換や要望を受けるとともに、行政の政策や方針を積極的に発信していくことで連携を深めます。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 総合的な学習や特別活動の時間において福祉教育の内容を取り上げるほか、体育行事や文化行事において交流の場を設けます。

指導課、総合教育センター

10 生涯学習における福祉教育の推進

(4)理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 まちづくり出前講座や身体障害者福祉センターの福祉体験講座の実施により障害及び障害のある人への理解の促進を図っています。

11 身体障害者補助犬の啓発

(4)理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 身体障害者の円滑な社会活動を推進するため、身体障害者補助犬法の啓発を行い、制度に対する理解と浸透を図っています。

12 ボランティアの養成、登録の推進

(4)理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 身体障害者福祉センターの福祉体験講座や、ふなばし市民大学校のボランティア養成学科の講座によるほか、船橋市社会福祉協議会とも連携してボランティア養成講座を開催するなど、ボランティア養成の支援を行い、ボランティアセンターへのボランティア登録を推進しています。

13 ボランティア活動の支援

(4)理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 市民活動サポートセンターにて利用登録団体に打合せスペースの提供や情報発信の支援をしています。
また市民公益活動公募型支援事業やボランティア団体等と協力して事業を行っているほか、ボランティア活動に対しての支援を行っています。

14 障害福祉団体への支援

(4)理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- 1 障害のある人の社会参加や社会的自立の促進を図るため、障害のある人の地域社会への参加や福祉の向上に寄与している、障害福祉団体が実施する事業を支援するとともに、活動に要する事業費の一部を助成しています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 市民を対象としたまちづくり出前講座や福祉体験講座を実施するとともに、小学生を対象とした福祉体験講座を実施することで、障害及び障害のある人のさらなる理解の促進を図ります。
障害福祉課、社会教育課

取組内容

担当課

- Ⅰ 広報ふなばしや障害福祉のしおり、障害者週間記念事業での身体障害者補助犬の実演などを通じ、身体障害者補助犬に対する理解と浸透を図ります。
障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 福祉体験講座、点字講習会や手話講習会等を実施するなどボランティアの養成を図り、関係機関と連携し、ボランティア養成の支援を行います。
また、ボランティア活動を推進するため、ボランティア登録を推進するとともに、ボランティア希望者とボランティア派遣先との調整を行います。
障害福祉課、保健総務課、地域福祉課、社会教育課、公民館

取組内容

担当課

- Ⅰ 市民活動サポートセンターにおいてボランティア活動を支援するほか、ボランティア団体等と協力しての事業の実施や、ボランティア活動に対しての支援を行います。
市民協働課、保健総務課、地域福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害福祉団体の活動に要する事業費の一部を助成するなど支援を行い、障害のある人の社会参加及び社会的自立の促進を図ります。
障害福祉課

15 障害のある人に関するマーク等の普及及び理解促進

(4)理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- Ⅰ 障害者団体等が作成する障害のある人に関するマーク等について、普及及び理解の促進を図っています。

16 手話に関する理解と関心の増進

(4)理解の促進、広報・啓発活動の推進

現状

- Ⅰ 市のホームページやデジタルサイネージ等を活用し、9月23日の「手話言語の国際デー」「手話の日」に合わせて、手話に関する情報発信を行い、手話に関する理解と関心の増進を図っています。

取組内容

担当課

- 1 障害のある人に関するマーク等について、普及及び理解の促進を図ります。

障害福祉課

取組内容

担当課

- 1 市のホームページやデジタルサイネージ等を活用し、9月23日の「手話言語の国際デー」「手話の日」に合わせて情報発信を行っていくことで、手話に関する理解と関心の増進を図ります。

障害福祉課

2.自立した生活の支援・意思決定支援の 推進

Ⅰ 施策の方向性

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現に向け、障害のある人の、自らの意思決定を支援するため、相談支援体制の充実を図ります。

また、地域移行を推進し、必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられる取組みを進めるとともに、誰もが個人としての尊厳が重んじられた日常生活または社会生活を営むことができるよう、各種支援の充実に取り組めます。

相談支援については、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」が中心となって地域の相談支援体制の強化の取組みを行うとともに、障害者(児)総合相談窓口において障害のある人等の地域生活全般に関する問題についての相談に応じ、情報提供や福祉サービスの利用援助等の必要な支援を行っています。市内全域に相談者がおり、相談内容が複雑化・重度化していることから、相談窓口の複数化を進め、相談者の利便性を向上させるとともに支援の質の向上を図ります。

加えて、障害のある人の高齢化や重度化、親亡き後だけでなく、親が介護できない状況を見据えて、障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点事業を実施し、相談や緊急時の受け入れ等の様々な支援を市内事業所や関係機関で行える体制を整備します。

障害福祉サービス等の利用の推進や障害のある子供への支援の充実を図るとともに、それを支える障害福祉人材の育成・確保等にも取り組むとともに、補装具費、日常生活用具費の支給を行うことで生活の質の向上を図ります。

さらに障害者総合支援法および障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した情報の提供や意思疎通の支援に取り組み、手話通訳者や要約筆記者の設置・派遣事業および養成事業、盲ろう者通訳・介助員による派遣事業および養成事業等を実施し、意思疎通支援を推進します。

また、令和7年6月に施行された手話に関する施策の推進に関する法律に基づき、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるよう、手話通訳者の派遣や手話講習会実施の充実を図り、市民への手話の普及を促進します。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進
- (3) 障害のある子供への支援の充実
- (4) 補装具費、日常生活用具費の支給
- (5) 情報提供の充実
- (6) 意思疎通支援の充実

2.主要課題と取組内容

(1)相談支援体制の充実

1 船橋市自立支援協議会による障害のある人への支援体制の整備

(1)相談支援体制の充実

現状

- 1 船橋市自立支援協議会では、関係機関等が相互に連絡を取り、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図っています。
また、地域の実情に応じた体制の整備についての協議も行っています。
- 2 船橋市自立支援協議会に専門部会を設置し、課題別の検討事項について協議を行っています。
就労支援部会、権利擁護部会、地域移行・福祉サービス部会、障害児部会を定期的に開催し、各分野の課題について検討を行っています。

2 相談支援体制の充実

(1)相談支援体制の充実

現状

- 1 船橋障害者相談支援事業所連絡協議会において、各相談支援事業に係る諸問題の検討及び研究、関係機関・団体等のネットワークづくりなど相談支援体制の構築を図っています。
また、会員間での研修会・勉強会の定期開催を通じて、相談支援事業者の人材育成や連携強化に取り組んでいます。
- 2 市内4事業所への委託により障害者（児）総合相談支援事業を行っています。
市内全域に利用者がおり、相談内容が複雑化・重度化していることを踏まえ、窓口の複数化を進め、相談者の利便性の向上を図っています。

3 障害者相談員による相談の実施

(1)相談支援体制の充実

現状

- 1 身体障害者相談員及び知的障害者相談員が、電話や対面等で市民からの相談に対応しています。

取組内容

担当課

- 1 船橋市自立支援協議会では、専門部会の報告等を踏まえた検討を行い、障害福祉施策に関する協議を継続します。
関係機関等の相互連絡や障害者施策等に関する情報共有を通じて、連携の緊密化や地域の実情に応じた体制の整備を進めます。
障害のある人が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域の相談支援体制について検討します。

障害福祉課

- 2 船橋市自立支援協議会専門部会において、障害者支援等における課題等を共有するとともに、改善方策について協議を行います。
各専門部会での検討結果を船橋市自立支援協議会へ報告し、施策の立案や改善に結び付けます。

障害福祉課、療育支援課

取組内容

担当課

- 1 船橋障害者相談支援事業所連絡協議会での研修会や制度の研究を通じて相談支援体制の質的向上を図ります。

障害福祉課、療育支援課、児童相談所

- 2 障害のある人や障害のある子供とその家族が、身近な地域で相談できるよう、地域の社会資源を活かして市内の各地域に相談窓口を設置し、相談者の利便性を向上します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- 1 障害者相談員に対する研修を定期的に実施し、障害のある人やその家族にとって身近な地域で相談できる体制の充実を図ります。

障害福祉課

4 計画相談支援の推進

(1) 相談支援体制の充実

現状

- Ⅰ 船橋市では障害のある人や障害のある子供の心身の状況やサービス利用の意向を踏まえ、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成を推進しています。
具体的には、障害福祉サービス継続時の書面や新規サービス利用時の案内、受給者証の新規作成・更新案内時に計画相談支援及び障害児相談支援の利用について周知を行っています。

5 基幹相談支援センター「ふらっと船橋」による相談支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

現状

- Ⅰ 基幹相談支援センター「ふらっと船橋」が、地域の相談支援の中核的な役割を担っています。
触法障害者等の困難事例への対応や、助言、緊急性を要するケースのサービス等利用計画作成など、専門的な支援を行っています。
各分野の関係機関との連携・調整を図り、また各種研修を通じて地域の相談支援体制の充実に努めています。

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

Ⅰ 障害福祉サービス等の充実

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- Ⅰ 障害のある人の個々のニーズや実態に応じ、障害福祉サービス等の支援を行っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 利用者に対し、サービスの申請時のほか市のホームページや障害福祉のしおりなどを通じて周知を行い、計画相談支援及び障害児相談支援の充実に努める方針です。
また、指定特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の整備に当たっては、相談支援事業所の集まりである「船橋障害者相談支援事業所連絡協議会」、社会福祉法人で構成されている「船橋市障害福祉施設連絡協議会」、NPO法人等で構成される「船橋障がい者地域福祉連絡会」などと連携を図りながら取り組みます。

障害福祉課、療育支援課

取組内容

担当課

- Ⅰ 基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を軸に、相談支援における困難事例への助言、関係者間の連携・調整など相談支援体制の充実に努めます。
地域の相談支援事業者への専門的指導や人材育成を行い、地域全体の相談支援の質の向上を目指します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ サービス等利用計画を活用して、障害のある人の個々のニーズや実態に応じた適切な障害福祉サービス等の利用推進を図ることにより、障害のある人が地域において自立した生活を送れるよう支援していきます。
また、通所事業所や短期入所等の障害福祉サービス事業所は今後も需要が見込まれることから、社会福祉法人等で構成される「船橋市障害福祉施設連絡協議会」などの意見を踏まえ、医療的ケアが必要な人も含め受け入れ先の確保に向けた取組みの検討を行うほか、事業者が整備を行う際には、その整備費について補助を行います。

障害福祉課

2 グループホームの充実

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- 1 障害のある人の自立支援に寄与するため、グループホームの運営費に関する補助金を交付し、支援を行っています。
- 2 グループホーム間の連携やサービスの質の向上のため、船橋市グループホーム連絡協議会において情報の集約や勉強会を開催しています。
各グループホームの空き情報を毎月集約し、市及び基幹相談支援センター等へ情報提供を行っています。

3 福祉ホーム・生活ホームによる支援

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- 1 福祉ホーム・生活ホームにより障害のある人への居室提供及び日常生活に必要な支援を行っています。

4 グループホーム等入居者家賃補助の実施

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- 1 障害のある人の自立を促進するため、グループホーム・生活ホームに入居している障害のある人に対して家賃の一部を補助しています。

5 難病患者に対する障害福祉サービス等の支援

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- 1 難病患者の個々のニーズや実態に応じ、障害福祉サービス等の支援を行っています。
保健総務課と連携し、難病患者に対する障害福祉サービス等の周知と支援を推進しています。
対象疾患拡大等の制度変更に対応しています。

取組内容

担当課

- 1 障害福祉サービス等に係る報酬改定等の社会情勢の変化に応じて検討を行い、グループホームの運営費の補助を継続します。

障害福祉課

- 2 船橋市グループホーム連絡協議会において、情報の共有や勉強会を定期的に行い、グループホーム間の連携強化と資質向上を図ります。
各グループホームの空き状況等を継続的に集約し、グループホーム利用に係る手続きの円滑化を図ります。

障害福祉課

取組内容

担当課

- 1 福祉ホーム・生活ホームによる居室の提供及び日常生活の援助を継続して行います。
また、生活ホームについてはグループホームへの移行を図ります。

障害福祉課

取組内容

担当課

- 1 グループホーム・生活ホームの家賃補助を行うことにより、障害のある人のグループホーム・生活ホームでの生活を支援し、障害のある人の地域移行を推進します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- 1 難病患者に対する障害福祉サービス等の周知を行うとともに支援を推進します。
また、対象疾患拡大等の動きにも適切に対応します。

障害福祉課、保健総務課

6 障害福祉を支える人材の確保

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- 1 障害福祉サービス等に従事する職員を確保するため、就職説明会の開催や外国人介護人材の受け入れに係る費用の助成を事業所に対して行っています。
介護職員初任者研修や実務者研修の修了者に対して受講料等の費用助成を行っています。
障害福祉分野における介護テクノロジー導入支援事業費補助金を交付し、業務効率化を支援しています。
児童発達支援センターに対して、人材確保に資するための職員待遇補助を行っています。

7 障害児等療育支援事業の推進

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- 1 在宅の障害のある子供や障害のある人の地域生活を支えるため、身近な地域での療育指導・相談等により、各種福祉サービス提供の援助・調整等を行っています。
具体的には、市内外の事業所に委託し、外来・訪問・施設指導による相談支援を実施しています。

8 困難事例への対応について

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- 1 多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められた強度行動障害者の支援を行う施設に対して、市独自に運営費の補助を行っています。
また、矯正施設を退所した障害のある人に対する支援を、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を中心に行っています。
さらに、地域移行・地域定着に向けた取り組みを実施し、困難事例への対応を進めています。

9 生活訓練等事業の推進

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- 1 視覚障害者、特に中途失明者に対し、日常生活に必要な相談・訓練指導を行っています。
個々の視覚障害者の状況に合わせた訓練指導を実施し、自立や社会参加の促進を図っています。
また、視覚障害者からの相談を受け付け、適切な支援につなげる体制を整えています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 説明会の開催や各種補助を継続し、障害福祉サービス等に従事する職員の確保を図ります。また、人材確保のための方策について検討します。

障害福祉課、療育支援課

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害福祉サービスの利用を促進する観点から、障害児等療育支援事業の受託事業所数の増加を図るなど、障害のある人とその家族が利用しやすい環境整備を推進します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 強度行動障害者の支援を行う施設への支援について、適宜見直しを図り、適切な支援を継続する方針です。
また、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所等）を退所した障害のある人に対する支援については、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」を中心に関係機関との連携のもと、地域移行・地域定着支援を推進します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 視覚障害者の状況に合わせた相談・訓練指導を継続して実施します。
また、事業の利用促進を図り、より多くの視覚障害者の自立と社会参加を支援します。
専門職員による訓練の充実を図り、個々の障害特性に応じた支援を提供します。
さらに、視覚障害者が地域で必要な訓練を受けられる体制を整備します。

障害福祉課

10 重度化・高齢化への対応

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- 1 地域生活支援拠点事業を実施し、障害のある人やその家族が安心して地域で生活し続けられるため、地域全体で支援するネットワークの形成を図ります。
この取り組みの一環として、ネットワーク内での情報連携等の業務を担う拠点コーディネーターを配置し、緊急時を見越した相談支援や、緊急時の受け入れ対応や短期入所の一時受け入れの調整を地域の相談支援事業所と共に実施するほか、入所施設や病院からの地域移行者に対する体験の機会・場の提供などの移行支援を行っています。
- 2 簡易マザーズホームには肢体不自由児に対応するため、保育士に加えて理学療法士、看護師、作業療法士を配置しています。
民設民営の児童発達支援センターに対して、さざんか学園（公設公営。平成27年7月閉園）と同等の水準で療育が提供できるように、人材確保に資するための職員待遇補助を行っています。
- 3 重度の身体障害者が多く通所する生活介護事業所に対し、職員の加配に係る運営費の一部を助成しています。
- 4 障害のある人の高齢化に対応するため、介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行われるよう関係機関との連携を図っています。
具体的な取り組みとしては、月ごとに65歳を迎える各サービス利用者を把握し、介護保険への切り替え案内を送付しています。

11 一時介護の実施

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- 1 障害のある人を介護している家族が病気等の理由で一時的に介護が困難となった時、または自活する障害のある人が一時的に介護が必要となった時、福祉施設または福祉団体に介護を依頼した場合にその費用を助成することにより、障害のある人とその保護者の福祉の増進を図っています。

取組内容

担当課

- 1 地域生活支援拠点等の面的整備を進め、拠点コーディネーターや地域の事業所により緊急時を見越した相談支援、緊急時の受け入れ相談対応や短期入所の一時受け入れの調整を行える体制整備やネットワークの形成を図っていきます。
また、拠点コーディネーターにより緊急時に支援が見込めない世帯を事前に把握・登録を受け付け、緊急時に対応可能な体制の形成を図ります。
そのほか拠点コーディネーターが、入所施設・病院、親元からグループホームや一人暮らしなどへの生活の場を移行する方に対する体験の機会・場の提供などの移行支援を通じて入所施設や医療機関とのネットワーク形成を行っていきます。

障害福祉課

- 2 障害の重度化や重複化に対応するため、公設の療育施設における専門職員の配置を継続し、サービスの継続性と質の向上を図ることを目指しています。
また、児童発達支援センターの機能強化を通じて、同センターが地域における中核的支援施設としての役割を担えるよう体制整備を進めます。

療育支援課

- 3 重度の身体障害者が多く通所する生活介護事業所に対し、職員の加配に係る運営費の一部を助成することにより、重度身体障害者の受け入れ先の確保を行います。

障害福祉課

- 4 介護保険サービス等への切り替えがスムーズに行えるよう関係機関との連携を図るとともに、高齢化に対する課題の把握に努めていきます。
さらに、障害福祉サービスと介護保険サービスの連携強化を図り、切れ目のない支援体制を整備することを目指しています。
また、親亡き後の不安を解消するための取組みとして、地域での生活の場であるグループホームの質の向上や将来に渡り様々なサービスの提供や行政への手続きが行えるよう成年後見制度の利用推進を図ります。

障害福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課

取組内容

担当課

- 1 障害のある人を介護している家族が病気等の理由で一時的に介護が困難となった時、または自活する障害のある人が一時的に介護が必要となった時、福祉施設または福祉団体に介護を依頼した場合にその費用を助成することにより、障害のある人とその保護者の福祉の増進を図ります。
また医療的ケアを含む支援の充実を図り、多様なニーズに対応できる一時介護や、一時的な休息等の体制を整備します。

障害福祉課、保健総務課、療育支援課

12 成年後見制度の利用の推進

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- Ⅰ 船橋市障害者成年後見支援センターでは、障害者の困難事例の法人後見受託や電話相談等を実施しています。
船橋市権利擁護サポートセンター（令和4年度設置）では、判断能力が十分でない人の権利擁護のため、パンフレット作成や講演会による普及活動、二次相談対応を行っています。
また、「権利擁護サポーター養成講座」による担い手育成や、専門職相談体制と意思決定支援研修を実施しています。
さらに、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、船橋市権利擁護支援等推進協議会を設置し、司法・医療・福祉等の関係機関による地域連携ネットワークを推進しています。
このほか、事例検討や申立ての受任者調整を行う定例会議も設置しています。

13 精神障害者の社会復帰施策の推進

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- Ⅰ 回復途上の精神障害者の社会生活への適応力を高めることを目的に、デイケアクラブを実施しています。
このクラブでは、市内ボランティア団体の協力を得て、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等を行っています。

14 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- Ⅰ 精神障害者とその家族が地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉関係者による協議を行っています。
また、協議会での部会において精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた議論や事例検討会を行っています。
施設見学会、研修会、ピアサポーターと入院患者との交流会など、多様な事業を実施し、地域移行支援を推進しています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 船橋市障害者成年後見支援センターでは、電話相談や市からの依頼による法人後見受託を継続し、市民後見人の育成を行います。
また、後見人等の担い手育成や支援体制を強化します。
権利擁護サポートセンターでは、権利擁護支援や成年後見制度の二次相談、普及啓発を行うとともに、後見人支援、権利擁護サポーター（市民後見人）の育成、権利擁護支援推進等協議会を継続して実施し、地域連携ネットワークを構築します。

障害福祉課、保健総務課、地域包括ケア推進課

取組内容

担当課

- Ⅰ デイケアクラブを継続して実施し、精神障害者の社会復帰を支援します。

保健総務課

取組内容

担当課

- Ⅰ 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して、精神障害者が地域で暮らしていくための支援体制について検討します。
当事者や家族の声を積極的に取り入れ、ニーズに即した多様な事業を継続・拡充し、当事者・家族・支援者間の連携強化と理解促進を図ります。

保健総務課、障害福祉課

15 障害者等日中一時支援事業の充実

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- 1 障害のある人の日中における活動の場を確保するとともに、障害のある人の家族の就労支援及び障害のある人を日常的に介護している家族の一時的な休息等のための支援を行っています。

16 重度身体障害者等入浴サービス事業の充実

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- 1 重度身体障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行っています。
このサービスにより、重度身体障害者等の保健衛生の向上と家庭介護者の負担軽減に寄与しています。
また、自宅での入浴が困難な方に対して、適切な入浴支援を提供しています。

17 障害者等移動支援事業の充実

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- 1 屋外での移動が困難な障害のある人及び障害のある子供が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行っています。

18 福祉タクシー利用料金の助成

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- 1 重度の障害のある人に、タクシーの利用料金の一部を助成することにより、障害のある人の福祉の増進を図っています。

19 リフトカーによる移動支援の実施

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- 1 障害者及びねたきり老人等であって自力で移動する事が困難な人の社会参加を促すため、福祉リフトカーを運行しています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害のある人の日中活動の場の確保のため、日中一時支援事業を継続して実施します。
また、障害のある人の家族の就労支援及び一時的な休息等の支援を引き続き行います。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 自宅での入浴が困難な重度身体障害者等に対して、保健衛生の向上と介護者の負担軽減を図る重度身体障害者等入浴サービス事業を継続して実施します。
令和7年10月から、部分浴を含む清拭を行った場合の報酬を新設しました。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害のある人の社会参加や通学等のための移動に対する支援は不可欠であることから、障害のある人が必要な場面で支援を受けられるよう利用方法について検討するとともに、移動支援事業を継続して実施します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 乗用タクシー及び車椅子や介護ベッドを積むことのできる福祉タクシー利用料金の一部の助成を行うことにより、障害のある人の福祉の増進を図ります。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 重度身体障害者及びねたきり老人等の通院、会合等社会生活上必要な用務のための利用に供することにより、重度身体障害者及びねたきり老人等の社会参加のための移動支援を行います。

障害福祉課

20 自動車改造費及び自動車免許取得費の助成

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- Ⅰ 身体に障害のある人が、自ら運転する自動車の改造を行う場合や、自動車運転免許を取得した場合に、改造費や免許取得費の一部を助成しています。

21 障害者施設等通所交通費の助成

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- Ⅰ 障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成しています。

22 食の自立支援事業の実施

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- Ⅰ 身体の障害等により食事の調理が困難な一人暮らし等の身体障害者に対し、食の自立支援事業を実施しています。
この事業では、食事の配達サービスと栄養士による食生活相談を提供し、食の自立を支援しています。

23 船橋市福祉有償運送運営協議会の開催

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- Ⅰ 福祉有償運送の新規登録、更新、変更等の申請について、船橋市福祉有償運送運営協議会において、事業の必要性や事業を行う場合の安全性の確保、旅客の利便性の確保に係る方策等を地域の関係者と協議しています。
また、登録団体が適切な管理運営を行うことができるよう、必要な手続等の実施状況を確認し、必要に応じて助言等を行っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 身体に障害のある人が、自動車を運転することにより社会参加が可能になるため、障害のある人が自ら運転する自動車の改造を行う場合の改造費や免許取得費の一部を助成します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、日中活動への参加しやすい環境を整備します。

障害福祉課、療育支援課

取組内容

担当課

- Ⅰ 一人暮らし等の身体障害者の食の自立がさらに推進されるように、食事内容について継続して見直しをしつつ、食の自立に必要な支援を実施します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害者等の外出を支援するサービスを補完するため、引き続き船橋市福祉有償運送運営協議会において、福祉有償運送の必要性や事業を行う場合の安全性の確保、旅客の利便性の確保に係る方策等を地域の関係者と協議を行います。
また、必要に応じて登録団体へ助言等を継続して行います。

福祉政策課

24 ふれあい収集の実施

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- Ⅰ 日常的なごみ出しが困難であり、周りの方からの支援を受けられない障害のある人のみの世帯等を対象に、可燃ごみ、不燃ごみ等の戸別収集を行っています。

25 クリーンサポート収集の実施

(2) 障害福祉サービス・在宅サービス等の利用の推進

現状

- Ⅰ 障害のある人のみの世帯等で自分たちで粗大ごみを収集場所まで運ぶことができないときに、屋内からの持ち出し収集を行っています。

(3) 障害のある子供への支援の充実

療育支援体制の整備

(3) 障害のある子供への支援の充実

現状

- Ⅰ 市内の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等の障害児通所支援事業所では、個々の発達特性に応じた支援が提供されるとともに、児童発達支援センターを中核に、福祉、教育部門などの関係機関との連携を強化し、重層的な支援体制の整備を図っています。
こども発達相談センター、保健センター、こども家庭センター、地域保健課、子育て支援センター、保育運営課で定期的な連絡会議として発達支援のための情報交換会を開催し、多様化する障害児のニーズに対応するため、相互の情報共有及び連携強化に努め、きめ細かな支援体制の構築を目指しています。

2 切れ目のない指導・支援の充実

(3) 障害のある子供への支援の充実

現状

- Ⅰ ライフサポートファイルの活用促進を図り、子供の成育歴や支援内容の記録・共有に努めています。
また、保育所等訪問支援の活用促進や、就学の際は「引継ぎのための連絡票」の活用を通じ、障害のある子供に合わせた環境整備を支援しています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 日常的なごみ出しが困難であり、周りの方からの支援を受けられない障害のある人のみの世帯等を対象に、戸別収集を行うことで、ごみ出しに関する負担を軽減します。

資源循環課

取組内容

担当課

- Ⅰ 周りの方からの支援を受けられず、自力で粗大ごみを出すことが困難な障害のある人のみの世帯等を対象に、屋内からの持ち出し収集を行うことで、ごみ出しに関する負担を軽減します。

クリーン推進課

取組内容

担当課

- Ⅰ 地域の療育体制の充実に向けて、障害のある子どもを取り巻く社会的障壁の除去に取り組むとともに、身近な地域で専門的な支援を受けられるようサービス提供体制の充実を図ります。

そのために、保育所等訪問支援の活用促進や、放課後等デイサービス事業所等の研修機会の提供、地域の関係機関との情報共有の場の設定などにより、インクルーシブな地域環境の整備を進めます。

また、児童発達支援センター等の専門的機能を強化し、地域における中核的支援施設としての役割を拡充するとともに、医療的ケアを含む多様なニーズに地域で対応できるよう、施設等への補助や関係機関との連携体制を強化し、必要な体制整備を検討します。

加えて、こども発達相談センターでは相談支援体制の強化と業務の効率化、改修等による施設の機能強化及び環境改善を図るとともに、継続相談の間隔の短縮に努めます。

地域保健課、こども家庭センター、地域子育て支援課、療育支援課

取組内容

担当課

- Ⅰ 支援機関間で必要な情報を共有するため、ライフサポートファイルの利用の促進を図ります。

また、保育所等訪問支援の活用促進や、就学の際は「引継ぎのための連絡票」の活用を通じ、障害のある子供が幼稚園や保育所、小学校等で集団生活ができるよう環境整備を図ります。

療育支援課、総合教育センター

3 早期発見・早期療育の充実

(3) 障害のある子供への支援の充実

現状

- 心理発達相談員や理学療法士等の療育の専門職が、個別相談や電話相談を通じて保護者の悩みに寄り添い、適切な療育につなげています。
また、市内の幼稚園等の職員に対して巡回相談等を実施し、職員の資質向上を図るとともに、発達に遅れがある子供への支援力向上に努めています。

4 療育内容の充実

(3) 障害のある子供への支援の充実

現状

- 療育支援に関する知識や具体的な支援方法について、巡回相談や発達支援のための講演会を通じて啓発を行い、子供への効果的な支援の実現に努めています。
また、家族支援として、保護者が子供への対応方法を学ぶペアレントトレーニングを実施しています。

5 保育所における障害のある児童の受け入れ

(3) 障害のある子供への支援の充実

現状

- 「船橋市発達支援児の保育観察の手続き等に関する要綱」に基づき、保育を必要とする発達支援児の保育所での受け入れを行っています。
また、保育所のバリアフリー化を推進しています。
さらに、医療的ケアを必要とする児童について、「船橋市内部疾患を有する児童の保育観察の手続き等に関する要綱」に基づき、医療的ケアの種類や年齢の制限は設けず、個別の事例で判断を行っています。

6 幼稚園における障害のある児童の受け入れ

(3) 障害のある子供への支援の充実

現状

- 障害のある児童を受け入れている私立幼稚園に対し、それにかかわる経費の一部の補助を行っています。

取組内容

担当課

- 心理発達相談員などの専門職による個別相談、電話相談を継続し、療育が必要な子供とその保護者を支え、適切に療育につなげます。
また、合理的配慮義務化により、これまで以上に民間事業者も発達支援児を受け入れていくことから、巡回相談の充実とともに、幼稚園等の職員の資質向上を図り、地域の支援体制を強化します。

療育支援課

取組内容

担当課

- 幼稚園・保育所等の職員に対する巡回相談や発達支援のための講演会を継続して開催し、職員の資質向上を図り、子供への効果的な支援を実現する方針です。
また、ペアレントトレーニングを継続的に実施し、家族支援の充実を図ります。

療育支援課

取組内容

担当課

- 「船橋市発達支援児の保育観察の手続き等に関する要綱」に基づき、保育を必要とする発達支援児の保育所での受け入れを行います。
また、保育所のバリアフリー化を推進します。
さらに、医療的ケアを必要とする児童の受け入れについては、「船橋市内部疾患を有する児童の保育観察の手続き等に関する要綱」に基づき、児童の状況に応じて個別に判断しています。

保育運営課

取組内容

担当課

- 障害のある児童を受け入れている私立幼稚園に対し、その経費の一部を補助することにより、幼稚園における障害のある児童の受け入れに対する支援を行います。

学務課

7 放課後ルームにおける障害のある児童の受け入れ

(3) 障害のある子供への支援の充実

現状

- 1 障害のある児童の受け入れの際に、児童の障害の特性に応じて職員の加配などを行っています。

(4) 補装具費、日常生活用具費の支給

1 補装具費の支給

(4) 補装具費、日常生活用具費の支給

現状

- 1 障害のある人の身体機能を補完または代替する補装具費の購入、借受け、または修理のため、補装具費の支給を行っています。

2 日常生活用具費の支給

(4) 補装具費、日常生活用具費の支給

現状

- 1 障害のある人の日常生活や社会生活の便宜を図るために日常生活用具費や日常生活用具取付費用の支給を行っています。

(5) 情報提供の充実

1 聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク(Fネット)事業の実施

(5) 情報提供の充実

現状

- 1 聴覚障害者への情報提供の充実を図るため、ファクシミリを利用した情報提供を実施しています。市が主催する講演会や光化学スモッグ注意報などの情報をファクシミリにて送信し、聴覚障害者への情報保障を行っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害のある児童の受け入れを行います。

放課後児童支援課

取組内容

担当課

- Ⅰ 補装具費について、利用実態を把握しつつ適正な支給を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図ります。
さらに、補装具費支給制度の周知を強化し、必要な人が確実に利用できるよう情報提供を充実させます。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 日常生活用具費や日常生活用具取付費用について、利用実態を把握しつつ適正な支給を行い、障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図ります。
さらに、制度の周知を強化し、必要な人が確実に利用できるよう情報提供を充実させます。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ ふなばし情報メールなどの普及を図りつつ、ファクシミリを利用した情報提供を推進します。

障害福祉課

2 点字広報・声の広報の発行

(5) 情報提供の充実

現状

- 1 広報ふなばしの点字版・録音版を発行することによる情報提供の推進を図っています。
点字広報と声の広報を作成し、視覚障害のある利用者に情報を提供しています。
声の広報については、音声データをホームページに掲載し、より多くの人が利用できるようにしています。

3 図書利用の支援

(5) 情報提供の充実

現状

- 1 身体障害者福祉センターにて声の図書や点字図書の貸し出しを行っています。
声の図書は、ふなばし朗読の会「まつむし」に依頼し、新規分をCDに録音しています。
また、在庫のテープも順次CDに録音し直しています。
- 2 障害があり図書館に行くことが困難な人に対し、図書の宅配サービスを行っています。
- 3 視覚に障害のある人に対し、録音図書等（朗読CD、カセットブック、点字図書、デージー図書）や大活字本の貸し出しを行っています。
また、対面朗読ができる部屋を提供しています。

4 市のホームページにおける情報提供の推進

(5) 情報提供の充実

現状

- 1 市のホームページにおいて、ふりがな・文字の拡大機能・音声読み上げ機能など情報提供の推進を図っています。

5 公文書の音声コード化

(5) 情報提供の充実

現状

- 1 障害福祉のしおりや通知の一部の音声コード化を行っています。音声コード化により、視覚障害者の行政情報へのアクセシビリティ向上に努めています。

取組内容

担当課

- 1 点字広報・声の広報を発行し、情報提供の推進を図ります。

広報課

取組内容

担当課

- 1 声の図書・点字図書の貸し出しを継続して行う方針です。
加えて、視覚障害者等の読書環境整備推進法に基づき、サービスの充実と人材育成に取り組ま
す。

障害福祉課

- 2 図書の宅配サービスを行います。

図書館

- 3 録音図書等の貸し出しや対面朗読室の提供を行います。

図書館

取組内容

担当課

- 1 市のホームページにおけるアクセシビリティに配慮した情報提供の推進を図ります。

広報課

取組内容

担当課

- 1 公文書の音声コード化については、今後も必要なものはコード化を行う方針です。

障害福祉課

6 声の市議会だより・市議会だより点字版の発行

(5) 情報提供の充実

現状

- 1 市議会だよりの音声版である声の市議会だよりや市議会だより点字版を発行し、市議会の情報提供の推進を図っています。
これらを通じて、障害のある方等に定例会の内容や市議会に関するお知らせ等を伝えています。
また、市議会だよりのお知らせ記事にて、利用方法等について周知を行っています。
さらに、市議会ウェブサイトにも音声版(最新の2号分及び改選号)を掲載し、アクセシビリティの向上に努めています。

(6) 意思疎通支援の充実

1 手話通訳者・要約筆記者による意思疎通支援の推進

(6) 意思疎通支援の充実

現状

- 1 手話通訳者・要約筆記者を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しています。
- 2 手話通訳者・要約筆記者の派遣を推進するため、手話通訳者・要約筆記者の養成を行い、意思疎通支援の担い手となる人材の育成を図っています。

2 盲ろう者通訳・介助員による意思疎通支援の充実

(6) 意思疎通支援の充実

現状

- 1 盲ろう者通訳・介助員を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を推進しています。
- 2 盲ろう者通訳・介助員の派遣を推進するため、盲ろう者通訳・介助員の養成を行っています。

取組内容

担当課

- 1 声の市議会だより・市議会だより点字版を発行し、市議会の情報提供の推進を図ります。

総務調査課

取組内容

担当課

- 1 意思疎通支援の手段として、手話通訳者または要約筆記者の派遣の利用を推進します。

障害福祉課

- 2 専門性の高い手話通訳者・要約筆記者の養成を行うことにより、意思疎通支援を推進します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- 1 盲ろう者通訳・介助員を派遣することにより、障害のある人の意思疎通支援を継続して行い、盲ろう者の自立と社会参加を促進します。

障害福祉課

- 2 盲ろう者通訳・介助員の養成を継続して行うことにより、意思疎通支援を推進し、盲ろう者の自立と社会参加を促進します。

障害福祉課

3 手話講習会の実施

(6) 意思疎通支援の充実

現状

- 1 聴覚に障害のある人が基本的な意思疎通ができるように、手話講習会を行っています。
- 2 きこえる人で初めて手話を学ぶ人を対象とした手話講習会を行っています。
この講習会は、前期は夜間、後期は昼間に同じ内容の講義を分けて実施し、幅広い参加を促しています。
- 3 身体障害者手帳を所持していない中途失聴者・難聴者のための手話講習会を行っています。

4 ヒアリンググループの貸し出しによる意思疎通支援の充実

(6) 意思疎通支援の充実

現状

- 1 難聴者の聞き取りを支援するため、ヒアリンググループの貸し出しを行っています。市のホームページや障害福祉のしおりに掲載し、ヒアリンググループの周知を図っています。

取組内容

担当課

- 1 聴覚に障害のある人への意思疎通支援のため、手話講習会を行います。
加えて手話に関する施策の推進に関する法律に基づき、聴覚に障害のある人が手話を習得できるよう取り組みます。

障害福祉課

- 2 きこえる人で初めて手話を学ぶ人を対象として講習会を行います。
加えて手話に関する施策の推進に関する法律に基づき、きこえる人が手話に関する理解と関心を深め、習得の機会を創設するよう取り組みます。

障害福祉課

- 3 手話の学習を通じ、同じ仲間との交流を深め、孤立しがちな状況から社会参加を促進していくことを目的に、中途失聴者・難聴者のための手話講習会を行います。

障害福祉課

取組内容

担当課

- 1 ヒアリンググループの貸し出しを行うことにより、難聴者の意思疎通支援を推進し、難聴者の自立と社会参加を促進する方針です。

障害福祉課

3.保健・医療の推進

Ⅰ 施策の方向性

保健・医療に関しては、障害のある人を含む市民すべての障害や疾病などの早期発見・早期治療、早期療育を図ることが重要です。関係機関が連携し、各年齢・段階に応じた適切な施策を実施していく必要があります。

障害のある人の保健・医療に関しては、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ることが必要です。

障害のある人の健康の保持・増進や新たな障害の予防・軽減を図るためにも、保健・医療・福祉の関係機関が連携を図っていく必要があります。

また、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域で暮らせる環境の整備や支援を行っていく必要があります。

あわせて、医学的リハビリテーションに従事する者や健康相談等を行う者について、専門的な技術や知識を有する人材を確保することが必要になります。

難病の人が生活における悩みや不安等を解消するための相談・支援や、医療費の負担軽減に関する施策を進めていくことも重要です。

さらに、障害の有無にかかわらず、すべての市民の健康の保持・増進を図っていくことも重要です。

特に、生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するためにも、生活習慣の改善や自己健康管理の促進を図っていく必要があります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 保健・医療の充実等
- (2) 精神保健・医療の提供等
- (3) 人材の育成・確保
- (4) 難病に関する施策の推進
- (5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

2.主要課題と取組内容

(1)保健・医療の充実等

1 保健・医療・福祉の連携

(1)保健・医療の充実等

現状

- 1 できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくりに向け、障害のある人も含めた高齢者の支援体制の充実を図っています。
具体的には、地域づくりや個別課題の解決を目的とする地域ケア会議、および保健・医療・福祉関係者による重層的な支援体制の構築を目的とする船橋市精神保健福祉推進協議会を開催し、保健・医療・福祉の連携を進めています。

2 健康づくり事業の推進

(1)保健・医療の充実等

現状

- 1 妊娠・出産・育児期においては、妊産婦や乳幼児を対象とした相談や健康診査を行い、発達や生活全般の支援に取り組んでいます。
また、健康教育やイベント等を通じて、幅広い年代の市民に対して生活習慣病予防の啓発を行っています。

3 地域リハビリテーションの推進

(1)保健・医療の充実等

現状

- 1 船橋市地域リハビリテーション協議会において、市民が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、適切なリハビリテーションが切れ目なく提供される地域リハビリテーションを推進するために必要な事項について、協議しています。
- 2 船橋市リハビリセンターにおいて、リハビリ事業に加え、市内の回復期病床を持つ病院等と密接な連携体制を整えることで、回復期から維持期・生活期までの継続したリハビリテーションを提供していく地域リハビリテーションを推進するための拠点事業を行っています。
また、リハビリテーション科の診療所及び訪問看護ステーション業務を実施し、地域で生活しながらリハビリテーションを行う方にリハビリテーションの総合的な提供を行っています。
- 3 リハビリテーション検討会議の開催など庁内におけるリハビリテーションの連携を図っています。

取組内容

担当課

- 1 地域ケア会議や船橋市精神保健福祉推進協議会を開催し、保健・医療・福祉の連携を図ります。

地域包括ケア推進課、保健総務課、障害福祉課

取組内容

担当課

- 1 生涯にわたる健康づくりのための事業を実施します。

地域保健課

取組内容

担当課

- 1 地域リハビリテーションを推進するための協議及び取り組みを実施します。

健康政策課

- 2 地域で生活しながらリハビリテーションを行う方を対象に、リハビリテーションの総合的な提供を行います。

また、地域リハビリテーションを推進するための拠点事業を行い、地域リハビリテーションの推進を支援するとともに、リハビリテーション科の診療所や訪問看護ステーションの運営を行います。

健康政策課

- 3 庁内におけるリハビリテーションの連携を図ります。

療育支援課

4 地域医療の推進

(1) 保健・医療の充実等

現状

- 1 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の必要性について、広報ふなばしや小児救急ガイドブックなど様々な形で、市民への啓発を図っています。
- 2 船橋市立リハビリテーション病院において回復期のリハビリテーションを提供しています。

5 在宅療養者への介護・介護支援の充実

(1) 保健・医療の充実等

現状

- 1 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターにおいて、介護や福祉、医療、健康、認知症の相談など、住み慣れた地域で暮せるよう支援を行っております。

6 在宅医療の推進

(1) 保健・医療の充実等

現状

- 1 平成25年5月に医療・介護関係者、市民活動団体、行政によって構成する任意団体である船橋在宅医療ひまわりネットワークが設立され、在宅医療の推進に取り組んでいます。
また、平成27年10月より在宅医療支援拠点ふなぽーとを設置し、在宅医療や介護に関する相談を受けるほか、在宅医療・介護関係者等への情報提供や相談などの支援を行っています。

7 医療機関での診療の円滑化

(1) 保健・医療の充実等

現状

- 1 障害のある人が医療機関において円滑な診療が受けられるよう、千葉県から提供される受診サポート手帳を障害福祉課、船橋駅前総合窓口センター、各出張所福祉ガイドコーナーにて配布しています。
また、市のホームページや障害福祉のしおりで周知を行っています。

取組内容

担当課

- 1 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の必要性について、市のホームページにて周知するとともに、広報ふなばしや小児救急ガイドブックなど様々な形で、市民への啓発を図ります。

健康政策課

- 2 船橋市立リハビリテーション病院による回復期のリハビリテーション医療の提供を実施します。

健康政策課

取組内容

担当課

- 1 地域包括支援センター及び協働機関である在宅介護支援センターの機能強化を図ります。
また、各地区コミュニティで開催されている地域ケア会議を充実させます。

地域包括ケア推進課

取組内容

担当課

- 1 船橋在宅医療ひまわりネットワークの活動において、医療・介護関係者の連携協力体制を推進し、医療・介護関係者向けの研修会などを実施します。
在宅医療支援拠点ふなばーとにおいて、在宅療養を希望する患者さんやそのご家族からの相談に応じるほか、適切な在宅医療の知識等の普及に向け市民公開講座を開催します。また、在宅医療・介護関係者等への情報提供や相談などの支援を行います。

地域包括ケア推進課

取組内容

担当課

- 1 障害のある人が医療機関において円滑な診療が受けられるよう、受診サポート手帳を障害福祉課、船橋駅前総合窓口センター、各出張所福祉ガイドコーナーにて配布します。
また、市のホームページや障害福祉のしおりで周知を行います。

障害福祉課

8 歯科診療の充実

(1) 保健・医療の充実等

現状

- 1 さざんか特殊歯科診療所及びかざぐるま休日急患・特殊歯科診療所において、一般の歯科診療所で治療が困難な障害のある人に対し歯科診療を行う体制を整え、診療しています。
また、祝休日における患者の急な歯の痛み等に対応するための休日急患診療も行っています。

9 医療費負担の軽減 自立支援医療（更生医療）の給付、重度心身障害者医療費の助成、障害者の後期高齢者制度による医療

(1) 保健・医療の充実等

現状

- 1 障害のある人の医療費負担の軽減のため、自立支援医療（更生医療）の給付、重度心身障害者医療費の助成、65歳以上75歳未満で一定程度の障害の状態にある人及び75歳以上の人に対する「高齢者の医療の確保に関する法律」による医療の適用を行っています。

10 医療費負担の軽減 自立支援医療（育成医療）、養育医療、療育医療の給付

(1) 保健・医療の充実等

現状

- 1 身体に障害がある児童（18歳未満）に対して、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、手術を前提とした入院及び手術後に機能回復が見込まれる場合の医療の給付（自立支援医療（育成医療））を行っています。
- 2 身体発育が未熟なまま出生した未熟児は、出生後速やかに適切な処置が必要なため、医師が入院を認めた児に対し、養育に必要な医療の給付（未熟児養育医療）を行っています。
- 3 骨関節結核及びその他の結核にかかっている児童に対して、医師が必要と認めた場合の医療の給付（結核児童療育医療）を行っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ さざんか特殊歯科診療所及びかざぐるま休日急患・特殊歯科診療所において、障害のある人に対する歯科診療の充実を図ります。

また、祝休日における休日急患診療を引き続き実施します。

健康政策課

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害のある人の医療費負担の軽減のため、医療の給付及び医療費の助成を行います。

障害福祉課、国保年金課

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害のある児童の医療費負担の軽減のため、自立支援医療（育成医療）の給付を行います。

地域保健課

- 2 発育が未熟なまま生まれ入院が必要な児童の医療費負担の軽減のため、未熟児養育医療の給付を行います。

地域保健課

- 3 結核のため入院治療が必要な児童の医療費負担の軽減のため、結核児童療育医療の給付を行います。

地域保健課

(2)精神保健・医療の提供等

1 精神障害者の地域生活支援の推進

(2)精神保健・医療の提供等

現状

- 1 退院後の地域生活への不安軽減を目的として、ピアサポーターが精神科病院に出向き、入院患者や病院職員と交流を図っています。

2 精神障害者及び家族に対する相談事業の推進

(2)精神保健・医療の提供等

現状

- 1 保健所において、精神保健福祉士、保健師による電話・来所相談や訪問支援を行っているほか、精神科医師による相談を定期的を実施しています。
船橋市地域活動支援センターにおいて、地域で生活する精神障害者や市民の心の健康相談を電話や来所等にて実施しています。

3 船橋市地域活動支援センター（オアシス）の機能強化

(2)精神保健・医療の提供等

現状

- 1 精神障害者の社会復帰及び社会参加の促進のため、創作的活動や生産活動のプログラム、レクリエーション、社会復帰プログラム等を実施しています。
地域の精神障害者や市民の心の健康相談を電話や来所等にて実施しています。

4 医療費の負担軽減 自立支援医療費（精神通院医療）の支給、精神障害者入院医療費の助成

(2)精神保健・医療の提供等

現状

- 1 精神疾患の治療で通院や入院した場合の医療費負担軽減のため、受給者証の交付及び医療費の助成を行っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ ピアサポーターが精神科病院に出向き、入院患者や病院職員と交流することにより、退院後の地域生活への不安軽減を図り、地域生活への移行を推進します。

保健総務課

取組内容

担当課

- Ⅰ 精神保健福祉士、保健師による電話・来所・訪問による相談を行うとともに、医療機関や地域の保健・福祉関係機関等との連携を推進していきます。
また、精神科医師による相談を定期的を実施します。
船橋市地域活動支援センターにおいて、電話・来所等にて相談を実施します。

保健総務課

取組内容

担当課

- Ⅰ 創作的活動、生産活動、社会復帰プログラムでは、利用者のニーズを踏まえた内容を検討して実施するとともに、地域住民への周知・啓発活動及びピアサポーターの育成を推進していきます。
地域の精神障害者や市民の心の健康相談を引き続き実施します。

保健総務課

取組内容

担当課

- Ⅰ 精神疾患の治療が必要な方の増加する状況を踏まえ、適切な医療を確保できるよう、通院や入院した場合の医療費の負担軽減を図ります。

障害福祉課

5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進（再掲）

（2）精神保健・医療の提供等

現状

- 精神障害者とその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉関係者による協議を行います。

（3）人材の育成・確保

1 専門職員の確保

（3）人材の育成・確保

現状

- 地域保健を推進する保健師、発達遅滞の乳幼児に対する発達検査や療育のための心理発達相談員など、専門職員を配置しています。

2 専門職員の資質の向上

（3）人材の育成・確保

現状

- 専門職員の専門的知識の習得及び資質の向上のため、職種に応じた各種研修に参加しています。

（4）難病に関する施策の推進

1 難病患者援助金の支給

（4）難病に関する施策の推進

現状

- 難病患者の費用負担の軽減を図るため、難病患者援助金を支給しています。

2 小児慢性特定疾病医療費の給付

（4）難病に関する施策の推進

現状

- 長期にわたり療養を必要とし、療養のために多額の費用を要する小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対し医療費を給付しています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 保健・医療・福祉関係者による協議の場を通して、精神障害者が地域で暮らしていくための支援体制について検討します。

保健総務課、障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 保健指導や療育支援の推進に必要な専門職員の確保に努めます。

こども家庭センター、療育支援課、地域保健課

取組内容

担当課

- Ⅰ 専門職員が職種に応じた各種研修に参加することにより、専門的知識の習得及び資質の向上を図ります。

障害福祉課、療育支援課

取組内容

担当課

- Ⅰ 国の動向などを見ながら、難病患者援助金の支給による支援を行います。

保健総務課

取組内容

担当課

- Ⅰ 対象の拡大など、国の動向を見ながら、小児慢性特定疾病医療費の給付による支援を行います。

保健総務課

3 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の推進

(4) 難病に関する施策の推進

現状

- 1 長期にわたり療養を必要とする児童等とその家族が地域で安心して療養できるよう、小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談支援を行うとともに、関係機関と連携を取り、療養状況やニーズに応じた支援を行っています。

4 難病相談事業の推進

(4) 難病に関する施策の推進

現状

- 1 難病患者が自宅で安心して療養できるよう、患者・家族から相談を受け、関係機関と連携を取り、療養状況やニーズに応じた支援を行っています。

5 難病患者に対する医療費の支給

(4) 難病に関する施策の推進

現状

- 1 原因が不明で治療方法が確立されていない難病患者の医療費自己負担額を軽減するため、医療費を支給し、治療の促進を図っています。

(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

1 保健・医療の充実等

(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

現状

- 1 健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も健康づくりに取り組む動機づけとなるよう、平成30年度から、ふなばし健康ポイント事業を実施しています。

2 乳幼児からの正しい食生活の推進

(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

現状

- 1 生後9か月から12か月の乳児を対象にした食育講座や、2歳6か月児歯科健診時に行う食育ミニ相談などによる食育推進事業を行っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の充実を図り、安心して療養できる体制づくりを行います。

保健総務課

取組内容

担当課

- Ⅰ 関係機関との連携を深め、難病患者が安心して療養できる体制づくりを行います。

保健総務課

取組内容

担当課

- Ⅰ 対象の拡大など、国の動向を見ながら、難病の患者に対する医療費の支給により負担を軽減し、治療の促進を図ります。

保健総務課

取組内容

担当課

- Ⅰ 楽しみながら運動等の取組みを継続できるよう健康づくりを支援します。

地域保健課

取組内容

担当課

- Ⅰ 食育講座や食育ミニ相談を実施することにより乳幼児からの食育を実施します。

地域保健課

3 新生児の障害予防の推進

(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

現状

- 1 保健師による母子健康手帳交付時に、妊娠・出産・育児に関する相談を行っているほか、妊娠届やそれらの相談をもとに、必要に応じて妊婦訪問を行うなど出産・育児に関する継続的な支援を行っています。
- 2 「パパ・ママ教室」や産前・産後サポート事業（多胎マタニティクラス、多胎おやこクラス等）により、正しい知識の普及を行い、安全な妊娠・出産を促しています。
- 3 安全な妊娠・出産を迎えるため、思春期を対象とした母子健康教育を行っています。

4 成人・高齢者における健康の保持・増進と自己管理の促進

(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

現状

- 1 保健センターや各地域での健康教育や健康相談、家庭訪問等により、自らが「自分の健康は自分で守る」という認識と自覚を高め、疾病の自己管理を促し、健康の保持・増進を図っています。

5 生活習慣病などによる障害の予防の推進

(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

現状

- 1 特定健康診査や特定保健指導において、生活習慣病などの予防を図っています。
また、健診結果で腎機能低下のリスクの高い方については、慢性腎臓病対策事業として保健指導を行い、人工透析導入の増加抑制を図っています。
さらに、在宅寝たきり者及びそれに準ずる方については訪問診査を実施しています。
- 2 生活習慣病予防や健康全般について、「成人健康相談」を実施するほか「糖尿病教室」を開催するなど生活習慣病予防、疾病予防を推進しています。

6 早期療育の推進

(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

現状

- 1 療育が必要な子供の早期療育の促進を図るため、こども発達相談センターにおいて外来グループ療育を実施しています。

取組内容

担当課

- 1 母子健康手帳交付時における保健師による相談を行うほか妊婦訪問など出産・育児に関する継続的な支援を行います。

地域保健課

- 2 「パパ・ママ教室」や産前・産後サポート事業等を通じて、安全な妊娠・出産に向けた正しい知識の普及に努めます。

地域保健課

- 3 思春期を対象とした母子健康教育を継続して行っています。

地域保健課

取組内容

担当課

- 1 健康教育や健康相談、家庭訪問などをととして自己健康管理の促進を図ります。

地域保健課

取組内容

担当課

- 1 特定健康診査や特定保健指導、慢性腎臓病対策保健事業などの実施により、生活習慣病などの予防の推進、人工透析導入者の増加抑制を図ります。

健康づくり課

- 2 「成人健康相談」を行うなど生活習慣予防、疾病予防を推進します。

地域保健課

取組内容

担当課

- 1 早期療育を行う体制の整備を図ります。

療育支援課

7 乳幼児・高齢者の事故防止の啓発

(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

現状

- 1 赤ちゃん訪問、4か月児健康相談、1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査や母子・成人の地区健康教育にて事故予防のチラシ配布や講話を行うなど、市民に対して、乳幼児の交通事故・誤飲・転落、高齢者の転倒など、事故防止に関する啓発の推進を図っています。

8 介護予防事業の充実

(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

現状

- 1 要介護認定率の減少だけでなく、健康寿命が長い高齢者を目指すため、介護予防事業の充実を図っています。
- 2 船橋市リハビリセンターにおいて「プールリハビリ教室」や「パワーリハビリ（筋力マシンを利用したのリハビリ）」「パワーリハビリフォローアップ」など、介護予防事業を実施しています。
- 3 介護予防と健康寿命の延伸のため、いつでも、どこでも、どなたでもできるふなばしシルバーリハビリ体操教室を実施しています。

取組内容

担当課

- 1 赤ちゃん訪問、4か月児健康相談、母子・成人を対象とした地区の健康教育では事故予防の媒体、冊子、チラシを活用して事故予防の啓発を行います。
また、4か月児健康相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査では問診の場で個別に事故予防を啓発する声かけを行います。

地域保健課

取組内容

担当課

- 1 65歳以上の方を対象に、介護予防教室、認知症予防教室を開催し、介護予防事業を推進します。

健康づくり課

- 2 維持期・生活期のリハビリテーションを提供するとともに介護予防事業を行います。

健康政策課

- 3 シルバーリハビリ体操教室の開催とともに、体操指導士養成を行い、自らの健康づくりに加え、地域住民にシルバーリハビリ体操を教えることにより、地域の健康づくりを促進します。

健康づくり課

9 障害の早期発見の推進

(5) 障害の原因となる疾病等の予防・治療

現状

- 1 妊産婦訪問、新生児・低体重児訪問、乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）時に、子育て支援に関する情報提供や母子の心身状況、育児環境の把握を行っています。
- 2 幼児健診の受診率向上を図るため、母子健康手帳交付や赤ちゃん訪問、4か月児健康相談などの際に、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査の幼児健診についての周知を行っています。
また、平日に来所できない方に対しては日曜健診を行うなど、健康診査の受診率の向上を図っています。
- 3 乳児健康相談や窓口・電話相談など、相談事業の充実を図っています。
- 4 4か月児健康相談の対象となる方全員の状況把握に努めているほか、各保健センター、船橋市駅前総合窓口センター、市役所にて、随時育児についての相談を受け付けています。
また、精神科医師、臨床心理士などによる育児相談についても実施しています。
乳児の全数把握により、疾病や障害の早期発見・治療や療育機関との連携を図っています。
- 5 健康診査及び健康相談により障害及びその疑いがある場合には、家庭へ訪問し、個々の状況に合わせた支援を関係機関と連携しながら行っています。
- 6 1歳6か月児健診事後指導教室である「ひよこ教室」において親子で一緒に遊ぶ体験を通して、子供との接し方や親子関係の改善を図り、子供の発達を促しています。

取組内容	担当課
1 妊産婦訪問、新生児・低体重児訪問、赤ちゃん訪問を実施します。	地域保健課
2 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の周知、日曜健診の実施により、受診率の向上に努めます。	地域保健課
3 乳児健康相談や窓口・電話相談など、相談事業の充実を図ります。	地域保健課
4 4か月児健康相談、育児相談を行います。	地域保健課
5 家庭訪問事業を実施します。	地域保健課
6 ひよこ教室の実施を通じて、子供の発達を促しながら、関係機関との連携を深め、より高い支援を実施します。	地域保健課

4.教育、文化芸術活動・スポーツ、 国際交流の振興

Ⅰ 施策の方向性

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現に向け、共に教育を受けることのできる仕組み、インクルーシブ教育システムの整備を進めます。

また、合理的配慮の提供等の一層の充実を図るとともに、障害のある児童生徒の発達・成長のため、早期から一人ひとりの障害の状況と成長段階、教育的ニーズに応じて、可能な限りきめ細やかな支援を行います。

さらに、障害のある人が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習の機会の確保を図ります。

文化芸術活動、スポーツ・レクリエーションは、人間形成の面からも、生活の質を高めるためにも、さらに、心身の健康という点からも大切です。

これらの活動は、やりがい・生きがい・楽しみのある充実した生活、心身機能の維持・向上に寄与し、生き生きとした地域生活の実現につながります。

障害のある人が様々な文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション等の機会に親しむことができるよう、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」をはじめとした関係法令に基づき関係施策を推進します。

併せて、文化芸術活動、スポーツ・レクリエーションに日常的かつ自主的に取り組むことができるよう、その環境を整備し、活動を推進し、社会参加の促進を図ります。

これらの活動に加え、国際交流活動への障害のある人の参加の支援方策の充実や、学校教育の場で国際交流活動の機会設定などが必要です。

船橋市は、現在、海外の3都市と姉妹・友好都市を結んでおり、障害のある人を含めた市民レベルの国際交流を、今後も推進していきます。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興
- (4) 障害のある人などの国際交流の推進

2.主要課題と取組内容

(1)インクルーシブ教育システムの推進

1 就学相談の充実

(1)インクルーシブ教育システムの推進

現状

- 1 特別な教育的ニーズのある幼児の就学について、こども発達相談センター等の療育施設と連携を図りながら、就学説明会、個別の就学相談、教育支援委員会を開催し、適切な就学についての支援をしています。
また、就学相談を広く保護者へ周知するため、ホームページへの掲載および各施設に案内掲示の依頼を行っています。

2 教育相談の充実

(1)インクルーシブ教育システムの推進

現状

- 1 市内の全小中学校に特別支援教育コーディネーターを指名し、各校及び保護者からの教育相談に応じています。
また、学校担当が各学校を訪問し、指導しています。

3 進路に関する相談支援の充実

(1)インクルーシブ教育システムの推進

現状

- 1 公共職業安定所との連携のもと他課と連携をしながら、進路の取組みを支援しています。

4 通常の学級における指導の充実

(1)インクルーシブ教育システムの推進

現状

- 1 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の指導を充実するため、校内体制の整備を図るとともに、専門家チームによる助言や巡回相談員の派遣を行っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 幼稚園・保育所等に就学説明会、個別の就学相談の存在を周知し、適切な教育が受けられるよう保護者からの就学相談に応じます。

総合教育センター

取組内容

担当課

- Ⅰ 引き継ぎのための連絡票を活用し、入学後の児童生徒の状態等を踏まえ、本人や保護者に対する教育相談・支援体制の充実を図っています。
学校生活、家庭生活、障害に関する問題の相談や助言を行うため、特別支援教育コーディネーターの支援や各校の教育相談の充実を図ります。

総合教育センター

取組内容

担当課

- Ⅰ 産業現場等における実習についての情報共有などを行い、進路指導の充実などを行います。

総合教育センター

取組内容

担当課

- Ⅰ 専門家チームによる助言や巡回相談員の派遣により、通常の学級における障害のある児童生徒の指導の充実を図ります。

総合教育センター

5 特別支援学校及び特別支援学級における教育の充実

(1) インクルーシブ教育システムの推進

現状

- 1 在籍する児童生徒の一人ひとりのニーズに応じた適切な指導が行えるよう個別の教育支援計画や個別の指導計画、個別の移行支援計画の作成の手引きを配布し教育の充実を図っています。
- 2 就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、引き継ぎのための連絡票を活用します。
- 3 特別支援学級や通常の学級に在籍する障害のある児童生徒で、支援を必要とする場合には支援員の配置を行っています。

6 通級指導教室における指導の充実

(1) インクルーシブ教育システムの推進

現状

- 1 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、よりよい支援を行えるよう、小中学校における通級による指導を推進しています。
発達障害通級指導教室には、その内容の充実を図るため、通級指導教室指導員を雇用し、通級指導担当教員と協力し、指導を行っています。
- 2 障害のある児童生徒に対して障害の特性に応じた教育を実施するため通級指導教室の設置に取り組んでいます。

7 訪問指導の充実

(1) インクルーシブ教育システムの推進

現状

- 1 けがや疾病により療養中、また通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、訪問指導を行っています。

8 医療的ケアを必要とする児童等が教育を受ける機会確保のための体制整備

(1) インクルーシブ教育システムの推進

現状

- 1 医療的ケアを必要とする児童生徒が、教育を受ける機会を確保するために教育委員会が指定する小中学校、特別支援学校に看護師を配置しています。

取組内容

担当課

- 1 個別の教育支援計画や個別の指導計画、個別の移行支援計画を校長会議・教頭会議、コーディネーター研修会等の機会を通して周知し、活用の推進を図ります。

総合教育センター

- 2 引き継ぎのための連絡票や個別の教育支援計画を活用し、学びの場が変わっても切れ目ない支援が受けられるよう、活用の推進を図ります。

総合教育センター

- 3 障害のある児童生徒数が増加していることから、安全の確保や学校生活支援のため、必要に応じた支援員の配置をします。

総合教育センター

取組内容

担当課

- 1 通級指導教室による指導の充実を図るほか、各通級指導教室において障害の特性に応じた設備の整備を行います。

総合教育センター

- 2 障害のある児童生徒の増加しつつある現状を踏まえ、障害のある子もない子ともに学べるよう通級指導教室を設置します。

総合教育センター

取組内容

担当課

- 1 訪問指導が長期にわたる場合においては、学習の遅れが出ないように、学校との連絡を密に取り、支援計画を作成する等の手立てを講じます。

指導課

取組内容

担当課

- 1 医療的ケアを必要とする児童生徒が、教育を受ける機会や他の児童生徒と共に学ぶ機会を確保するため、支援体制の整備に努めます。

総合教育センター

9 学生ボランティアの活用

(1) インクルーシブ教育システムの推進

現状

- 1 学校支援ボランティア派遣事業の実施により、学生ボランティアによる特別な支援を必要とする児童生徒への支援を行っています。

10 校外活動の充実

(1) インクルーシブ教育システムの推進

現状

- 1 学校での校外活動を通して、さまざまな体験を学べることから、小・中学校特別支援学級合同宿泊学習推進事業を行うなど学校における校外活動の充実を図っています。

11 産業現場等での実習の充実

(1) インクルーシブ教育システムの推進

現状

- 1 より良い進路先を選択できるように、特別支援学校の高等部の全生徒に産業現場等における現場実習を行っています。

12 切れ目のない指導・支援の充実

(1) インクルーシブ教育システムの推進

現状

- 1 子供の成育歴や支援内容を記録するライフサポートファイルの活用を促進を図っています。また、ライフステージの移行期の支援として保育所等訪問支援の活用促進や「個別の教育支援計画・個別の指導計画」の活用、就学の際は「引継ぎのための連絡票」の活用を通じ、障害のある子供に合わせた環境整備を支援しています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 近隣大学と連携して小中学校へ学生ボランティアを派遣し、特別な支援を必要とする児童生徒の支援の充実を図ります。

総合教育センター

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害のある児童生徒の日常生活・集団生活に必要なルールを学び、好ましい人間関係や他校との交流などの推進を図りながら校外活動等を実施します。

総合教育センター

取組内容

担当課

- Ⅰ 校内での作業学習の充実と他課と連携して産業現場等における実習を充実させます。

総合教育センター

取組内容

担当課

- Ⅰ 支援機関間で必要な情報を共有するため、ライフサポートファイルの利用の促進を図ります。また、保育所等訪問支援の活用促進や「個別の教育支援計画・個別の指導計画」の活用、就学の際は「引継ぎのための連絡票」も活用することにより、障害のあるこどもを支援し、合わせて幼稚園や保育所、小学校等での集団生活ができるよう環境整備を図ります。

療育支援課、総合教育センター

(2)教育環境の整備

1 特別支援学校のセンター的機能

(2)教育環境の整備

現状

- 1 特別支援学校の地域における特別支援教育のセンターとしての機能を充実を図るため、臨床心理士や言語聴覚士を特別支援学校に配置し職員の専門性の向上を図っています。
特別支援学校コーディネーターや臨床心理士、言語聴覚士による出張相談や教員の研修会の講師を行っています。

2 発達障害理解のための職員の研修の充実

(2)教育環境の整備

現状

- 1 発達障害の理解促進のため、幼稚園、保育所、関係機関職員を対象とした発達支援のための講演会や研修会などを行っています。

3 巡回相談の充実

(2)教育環境の整備

現状

- 1 こども発達相談センターの専門職員が市内の幼稚園や保育園等の職員に対して巡回相談等を実施し、職員の資質向上を図るとともに、発達に遅れがある子供への支援環境の整備に努めています。

4 教職員への研修の充実

(2)教育環境の整備

現状

- 1 特別支援学級担任研修会や、小・中学校教育研究協議会の特別支援教育部会等をとおり、教職員の研修を行っています。

5 特別支援教育コーディネーター等相談担当者への研修の充実

(2)教育環境の整備

現状

- 1 就学相談・教育相談を専門に行うため、特別支援教育コーディネーター等への指導力向上のため研修会を行っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 特別支援学校コーディネーターや臨床心理士、言語聴覚士による出張相談や教員の研修会の講師を行い、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の充実を図っています。

総合教育センター

取組内容

担当課

- Ⅰ 幼稚園、保育所等の職員に対して、専門職による支援方法や発達支援のための講演会や研修会などを行います。

療育支援課

取組内容

担当課

- Ⅰ 合理的配慮義務化により、これまで以上に民間事業者も発達支援児を受け入れていくことから、巡回相談の充実とともに、幼稚園や保育園等の職員の資質向上を図ります。

療育支援課

取組内容

担当課

- Ⅰ 在籍する児童生徒の一人ひとりの特別な教育的ニーズに対応するため、さらなる教職員の研修を行います。

総合教育センター

取組内容

担当課

- Ⅰ 年間の研修計画の中で、経験別、地域別等内容を工夫するなどしながら研修を行います。

総合教育センター

6 学校施設・設備の充実

(2) 教育環境の整備

現状

- 1 教育効果を高めるため、特別支援学校及び特別支援学級について、児童生徒数を確認しながら毎年計画を策定し、計画的に学校の施設・設備の整備を図っています。
- 2 通常の学級に在籍する肢体不自由などの児童生徒のために、障害の状況に合わせた施設・設備の改善を図っています。
- 3 大規模改造事業及び校舎改修事業にあたって、各校の改造・改修の状況を踏まえながら、障害のある児童生徒に配慮した整備を行っています。

7 公民館などの施設の充実

(2) 教育環境の整備

現状

- 1 2階以上の全公民館にエレベーターを設置することに加え、建替え時等に障害のある人に配慮した整備を行っています。

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

1 文化、スポーツ施設の整備の推進

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

現状

- 1 文化、スポーツ施設について、障害のある人の参加・利用に配慮した整備に努めています。

2 文化、スポーツ・レクリエーション事業の充実

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

現状

- 1 障害のある人を対象とした文化、スポーツ・レクリエーション事業を実施しています。
- 2 市民全般を対象とした文化、スポーツ・レクリエーション事業の開催に当たり、車椅子利用者の優先入場や参加者のサポート体制を整えるなど障害のある人の参加に配慮しています。

取組内容

担当課

- 1 特別支援学校、特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加が見込まれるため、動向を見ながら特別支援学校の改修や特別支援学級及び通級指導教室の設置を検討します。
総合教育センター、施設課
- 2 就学1年前から行う就学相談にて、障害の状況の把握などを行っていますが、設備の整備の準備を行うためにも、より早期からの就学相談についても検討します。
総合教育センター、施設課
- 3 増改築時や障害のある児童生徒の状況を踏まえて、エレベーター・多目的トイレ等のバリアフリー化を図ります。
総合教育センター、施設課

取組内容

担当課

- 1 今後も公民館等の建替え時等にバリアフリー化を進めていくなど、障害のある人に配慮した整備を行っていきます。
公民館

取組内容

担当課

- 1 障害のある人に配慮した文化、スポーツ施設の整備を推進します。
文化課、生涯スポーツ課

取組内容

担当課

- 1 文化、スポーツ・レクリエーション事業について、障害のある人の要望に応じて、現在実施している事業を拡大するなど、障害のある人の社会との交流をさらに促進します。
障害福祉課、文化課、生涯スポーツ課、公民館
- 2 参加者の状況に応じたさらなる配慮を行い、文化、スポーツ・レクリエーション事業を開催します。
文化課、生涯スポーツ課、公民館

3 千葉県障害者スポーツ大会への参加促進

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

現状

- 1 広報ふなばし等を利用し、千葉県障害者スポーツ大会への参加の勧奨を行っています。
また、特別支援学校や障害者施設に対しても案内を送付しています。

4 作品発表の場の提供

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

現状

- 1 障害者週間記念事業において作品展を開催するなど障害のある人の作品発表の場を提供しています。

5 初級パラスポーツ指導員の養成

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

現状

- 1 船橋市スポーツ推進委員等を対象に初級パラスポーツ指導員の資格取得を推進し、障害のある人のスポーツ環境を構築する上で必要な人材の養成並びに資質向上を図っています。

6 精神障害者のレクリエーションや創作的活動等の充実

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

現状

- 1 船橋市地域活動支援センターが行う事業の一環として、レクリエーション、創作的活動などを推進しています。

7 地域のスポーツリーダーへの障害のある人の理解の浸透

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

現状

- 1 地域のスポーツを推進するスポーツ推進委員や、ふなばし市民大学校スポーツコミュニケーション学科の学生などに、講義などをおして障害のある人への理解の浸透を図っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ より多くの障害のある人の参加促進のため、広報ふなばしへの掲載や障害福祉団体及び前年度参加者に対して案内を送付するとともに、市のホームページ等により、さらなる周知を図ります。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 市のホームページ、広報ふなばし、チラシ等により、作品展のさらなる周知を図り、より多くの方に鑑賞していただけるよう努めます。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 船橋市スポーツ推進委員等を対象に初級パラスポーツ指導員の資格取得を推進し、障害のある人のスポーツ環境を構築する上で必要な人材の養成並びに資質向上を図ります。

生涯スポーツ課

取組内容

担当課

- Ⅰ 船橋市地域活動支援センター事業として、レクリエーション、創作的活動を通して日中活動の場を提供していきます。

保健総務課

取組内容

担当課

- Ⅰ 地域のスポーツリーダーに対して障害のある人への理解の浸透を図ります。

社会教育課、生涯スポーツ課

8 文化活動・スポーツを行う団体などへの障害のある人の受け入れ支援

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

現状

- Ⅰ 文化活動・スポーツを行う団体などからの求めに応じて、障害のある人の文化活動・スポーツへの参加に対する相談を受け、参加を推奨しています。

9 一般市民団体による障害福祉施設への交流活動の支援

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

現状

- Ⅰ 一般市民団体が自主的な活動の中で、障害福祉施設への訪問など交流活動を行っています。

10 学校における文化活動・スポーツの充実

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

現状

- Ⅰ 障害のある児童生徒も障害のない児童生徒とともに、文化活動やスポーツに取り組めるよう、各学校に指導・助言を行っています。

11 文化活動・スポーツへの参加の促進

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

現状

- Ⅰ 障害のある人が公共施設を利用する際に、使用料を減免することで、文化活動・スポーツへの参加促進を図っています。

12 船橋市パラスポーツ協議会によるスポーツ・レクリエーション活動への参加促進

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

現状

- Ⅰ 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するための施策を、「地域における障害者スポーツ普及促進について」の取り組み方策を軸に推進しています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 必要に応じて、文化活動・スポーツを行う団体からの相談に応じ、障害のある人の受け入れを支援します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 必要に応じて、障害福祉施設の紹介をするなど、交流活動を支援します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害の有無にかかわらず、スポーツや運動に親しみ、安全に留意しながら個に応じた活動が進められるよう指導していきます。

児童生徒の興味関心を大切に、文化活動に主体的に参加できるよう助言します。

指導課、保健体育課

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害福祉のしおり等により、公共施設使用料の減免について周知することにより文化活動・スポーツへの参加を促進します。

障害福祉課、生涯スポーツ課

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するための施策に取り組んでいます。

生涯スポーツ課

13 生涯学習への参加の促進

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

現状

- 1 障害福祉団体が公民館を利用する際、登録手続きにより使用料の減免を行い、生涯学習の参加の推進を図っています。
- 2 生涯学習情報冊子「楽しく学ぼうふなばし」を作成し、船橋市等で行っている障害のある人のための生涯学習事業も含めた生涯学習情報を提供しています。

14 障害福祉施設における鑑賞・体験機会の拡充

(3) 文化芸術活動、スポーツ等の振興

現状

- 1 一部の障害福祉施設において、催し物の際にアーティストを呼び、鑑賞・体験の機会が提供されています。

(4) 障害のある人などの国際交流の推進

1 国際交流事業への障害のある人の参加の推進

(4) 障害のある人などの国際交流の推進

現状

- 1 姉妹都市との国際交流記念事業において、障害のある人も含む市民団体にて国際交流を行っています。

取組内容

担当課

- 1 障害福祉団体が障害福祉の向上や、生涯学習を目的とした活動で公民館を使用する際に、使用料の減免を行い、生涯学習の参加を促進しています。

障害福祉課、公民館

- 2 今後も、障害のある人のための生涯学習事業も含めた生涯学習情報を提供します。

社会教育課

取組内容

担当課

- 1 広く障害福祉施設において文化芸術に触れてもらえるよう、アーティストバンクを通じて市ゆかりのアーティストを中心に紹介します。

文化課

取組内容

担当課

- 1 障害の有無にかかわらず国際交流を実施します。

国際交流課

5.雇用・就業、経済的自立の支援の推進

Ⅰ 施策の方向性

障害のある人が地域において、その適性に応じて質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であり、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図ることが必要です。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務などについて、事業者を含めた幅広い主体への啓発を行い、理解の促進を図ることが重要となります。

また、多様な働き方に対応するため、短時間労働をはじめとした柔軟な雇用形態の促進とあわせて雇用する側の理解が必要です。

一般就労を希望する人には、できる限り一般就労ができるように支援を推進することが重要です。

その際、本人の希望や就労能力、適性等に合った働き方を選択できるよう、就労選択支援等を活用した適切なアセスメントを実施することが重要です。

加えて、一般就労が困難である人には、就労継続支援 A 型・B 型等の福祉的就労において賃金・工賃水準の向上を図るなど、雇用施策と福祉施策の連携による総合的な支援を推進する必要があります。

さらに、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせのもと、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害のある人の経済的自立を支援する必要があります。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 障害のある人の雇用促進
- (2) 総合的な就労支援
- (3) 福祉的就労の充実
- (4) 経済的自立の支援

2.主要課題と取組内容

(1)障害のある人の雇用促進

1 就労希望者への情報提供

(1)障害のある人の雇用促進

現状

- 1 障害者就業・生活支援センターへ就労支援員配置のための補助金を交付し、適切な就労相談を受けられる環境整備に努めています。
- 2 職場実習先開拓員を配置し、実習先の開拓を行い、障害者就労支援関係機関を通じて就職希望者への情報提供を行っています。

2 企業への啓発

(1)障害のある人の雇用促進

現状

- 1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務などについて、企業への啓発を行っています。
- 2 職場実習先開拓員による企業訪問を行い、障害のある人の職場実習及び雇用の啓発を行っています。

3 各種制度の周知

(1)障害のある人の雇用促進

現状

- 1 職場実習先開拓員が企業訪問する際、障害者職場実習奨励金や各種公的機関の補助金についての周知を行っています。

4 障害者雇用促進就職面接会の開催

(1)障害のある人の雇用促進

現状

- 1 公共職業安定所とともに、障害者雇用推進企業説明会を実施しています。

取組内容

担当課

- 1 きめ細かい支援が受けられるよう、障害者就業・生活支援センターの就労支援員配置のための補助事業を継続して実施し、地域の各事業所と連携して相談者のニーズに応じた適切な支援が実施できるよう、体制の構築を図ります。

障害福祉課

- 2 開拓した実習先の情報提供を実施するとともに、就職希望者への啓発活動に努めます。

商工振興課

取組内容

担当課

- 1 情報収集を行うとともに、企業を対象とした研修会等を開催し、啓発に努めます。

障害福祉課、商工振興課

- 2 職場実習先開拓員による企業訪問等を通じて、障害のある人の雇用の啓発に努めます。

商工振興課

取組内容

担当課

- 1 職場実習先開拓員による企業訪問等を通じて、障害者職場実習奨励金や各種公的機関の補助金についての周知を図ります。

商工振興課

取組内容

担当課

- 1 公共職業安定所とともに、障害者雇用推進企業説明会を実施し、雇用機会の拡大に努めます。

商工振興課

5 市職員としての雇用

(1) 障害のある人の雇用促進

現状

- 1 法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行っています。

6 企業の障害者雇用の促進

(1) 障害のある人の雇用促進

現状

- 1 障害のある人を職場実習に受け入れた事業主に対して、障害者職場実習奨励金を交付しています。
- 2 障害のある人の雇用、職場実習の受け入れ等に積極的に取り組んだ事業所の表彰及び「障害者雇用推進・啓発イベント『はたらく』ということ」の開催をしています。

(2) 総合的な就労支援

1 船橋市自立支援協議会専門部会の開催

(2) 総合的な就労支援

現状

- 1 船橋市自立支援協議会の専門部会である就労支援部会を毎年開催しています。

2 船橋市特別支援連携協議会の作業部会の充実

(2) 総合的な就労支援

現状

- 1 就労等の支援について、船橋市特別支援連携協議会において検討しています。

取組内容

担当課

- 1 令和6年度に作成した障害者活躍推進計画を踏まえ、法定雇用率の遵守とともに、障害のある人の新たな職域や雇用形態について検討を行い、市での雇用機会の拡大や就労定着のための支援に努めます。

人事課、教育総務課、医療センター総務課

取組内容

担当課

- 1 奨励金の交付を行い、職場実習機会の拡大、雇用機会の拡大に努めます。

商工振興課

- 2 他の事業所の模範となる事業所を表彰することにより、障害のある人の雇用を促進します。
また、「障害者雇用推進・啓発イベント『はたらく』ということ」を開催することにより、障害のある人の雇用への理解・啓発を促進します。

商工振興課

取組内容

担当課

- 1 障害者就労の関係機関が就労支援部会において、障害者就労の課題を共有するとともに、障害のある人の就労の拡大や定着に向けて、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修の実施、障害者就労支援事業所等合同説明会の開催等について議論します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- 1 船橋市特別支援連携協議会において、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援ネットワーク作りを目指し、関係者と課題の共有や就労等の推進に向けて検討します。

総合教育センター

3 障害者就業・生活支援センターの充実

(2) 総合的な就労支援

現状

- 1 障害者就業・生活支援センターに対して、就労支援員配置のための補助金を交付しています。

4 関係機関との連携強化

(2) 総合的な就労支援

現状

- 1 船橋市自立支援協議会や就労支援部会を通じて、関係機関との連携を図っています。

5 就労定着に向けた支援

(2) 総合的な就労支援

現状

- 1 一般就労後の定着支援を実施する障害者就業・生活支援センターへ就労支援員配置のための補助金を交付し、適切な定着支援を受けられる環境整備に努めています。
また、企業従業員や障害福祉サービス提供事業所等の職員が一般就労に対する支援の知識を習得するため、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修を実施しています。

6 地域生活支援の場の提供

(2) 総合的な就労支援

現状

- 1 地域活動支援センターに対して運営費の補助等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流、生活指導などにより、充実した日常生活や社会参加の促進を図っています。

7 受注及び販路の拡大

(2) 総合的な就労支援

現状

- 1 千葉県障害者就労事業振興センターへ事業委託を行い、障害者就労施設等の受注・販路の拡大等について取り組むことにより、障害のある人の工賃向上を図っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害のある人の一般就労支援の中核となる障害者就業・生活支援センターの機能強化を図るため、今後も就労支援員の配置のための補助金を交付します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 船橋市自立支援協議会や就労支援部会を通じて、障害のある人の就労の拡大や定着に向けて、就労に関する課題を共有するとともに、障害者就労支援ジョブサポーター養成研修の実施や障害者就労支援事業所等合同説明会の開催等について議論し、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業所連絡会、船橋障がい者地域福祉連絡会、商工会議所等とのさらなる連携の強化を図ります。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害者就業・生活支援センターへの補助及び障害者就労支援ジョブサポーター養成研修については、継続して実施します。
また、ジョブコーチなどの就労定着に係る支援制度や支援機関等の情報を収集し、企業及び障害福祉に関する機関等へ提供します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 地域生活支援の場を提供する事業所の運営の安定化を図ります。

障害福祉課、保健総務課

取組内容

担当課

- Ⅰ 千葉県障害者就労事業振興センターへの事業委託を行い、受注・販路拡大への取組みや事業所を対象とした研修等を通じ、障害のある人の工賃向上を図ります。

障害福祉課

8 職親委託制度の利用

(2) 総合的な就労支援

現状

- Ⅰ 職親委託制度の利用により、必要な指導訓練を行っています。

(3) 福祉的就労の充実

Ⅰ 障害者就労施設等からの優先的な物品等の調達

(3) 福祉的就労の充実

現状

- Ⅰ 毎年「船橋市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、障害者就労施設等から物品等を調達しています。

2 障害者就労施設等の販売機会の確保

(3) 福祉的就労の充実

現状

- Ⅰ 障害のある人が生産した商品を販売する機会を確保することにより、工賃の向上を図っています。また、障害のある人や障害に対する理解の促進を図っています。

(4) 経済的自立の支援

Ⅰ 障害年金制度及び特別障害給付金制度の周知

(4) 経済的自立の支援

現状

- Ⅰ 市のホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりへの掲載や手帳交付時にパンフレットを配布するなど制度の周知を行っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 知的障害者に対する職親委託制度を継続します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害者就労施設等からの物品等の調達目標金額を定め、市のホームページで実績を公表し、目標金額の達成と障害者就労施設等の受注機会の確保に努めます。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 販売機会を確保するとともに、障害者就労施設等に対し、イベント等の情報提供を行います。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 市のホームページ、広報ふなばし、障害福祉のしおりへの掲載など周知を図ります。

国保年金課、障害福祉課

2 手当の支給

(4) 経済的自立の支援

現状

- Ⅰ 各種手当の支給を通じて、障害のある人の経済的自立を支援しています。

3 心身障害者新規就労支度金の支給

(4) 経済的自立の支援

現状

- Ⅰ 心身障害者新規就労支度金を支給することにより、経済的自立を支援しています。

4 障害者施設等通所交通費の助成(再掲)

(4) 経済的自立の支援

現状

- Ⅰ 障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成しています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害のある人を対象とする手当を市のホームページ、障害福祉のしおり等にてさらなる周知を図り、各種手当を支給することにより、経済的自立を支援します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 市のホームページや障害福祉のしおり等にてさらなる周知を図り、心身障害者新規就労支度金の支給を通じて、障害のある人の経済的自立を支援します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害者施設等に通所している障害者等及びその介護者に対し、通所に要する交通費の一部を助成することにより、日中活動へ参加しやすい環境を整備します。

障害福祉課

6.安全・安心な生活環境の整備

Ⅰ 施策の方向性

障害のある人が地域で安全に安心して暮らせ、主体的に社会参加できるよう、誰もが快適で生活しやすい生活環境の整備を推進します。

そのためには、住環境の整備や居住支援サービスの充実のほか、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間などの生活空間のバリアフリー化、移動しやすい環境の整備が必要です。

また、ウェブサイトやアプリケーション等のデジタル環境における情報アクセシビリティの確保も重要です。

このようなアクセシビリティに配慮したまちづくりを進めることにより、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、日常的な活動や社会参加がしやすい環境の確保を図ります。

都市計画マスタープランに基づき、ユニバーサルデザインの理念を踏まえ、年齢、障害の有無、国籍等に関わらず、あらゆる人にとって過ごしやすいまちづくりを進めます。

これにより、多様な特性やニーズを持つすべての人が、安全で快適に生活できる環境を実現します。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 住宅の確保
- (2) 公共的施設等のバリアフリー化の推進
- (3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

2.主要課題と取組内容

(1)住宅の確保

1 市営住宅の確保

(1)住宅の確保

現状

- 1 市営住宅について、障害のある人が優先的に入居できる住宅の確保を図っています。

2 市営住宅への入居の促進

(1)住宅の確保

現状

- 1 障害のある人のいる世帯については、一般の世帯に比べて収入基準等の入居者資格の緩和措置を行っています。

3 住宅整備の促進

(1)住宅の確保

現状

- 1 住宅を障害のある人などが生活しやすく増改築するため、建築住宅相談の実施、相談会の周知など相談体制の整備を図っています。

4 家賃債務保証支援事業の利用促進

(1)住宅の確保

現状

- 1 住み替えに当たって、障害のある人のいる世帯等に対して、家賃等債務保証契約時に要する初回保証料の一部を助成しています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 独立行政法人都市再生機構（UR）からの借り上げを含めた市営住宅の供給に努めるとともに、障害のある人も入居できる住宅の確保を図ります。

住宅政策課

取組内容

担当課

- Ⅰ 入居者資格の緩和措置と、その周知を行い、障害のある人の入居の促進を図ります。

住宅政策課

取組内容

担当課

- Ⅰ 建築住宅相談を行うとともに、チラシ配布、市のホームページへの掲載により周知を図ります。

住宅政策課

取組内容

担当課

- Ⅰ 介護保険・高齢者福祉ガイド、障害福祉のしおり、パンフレット、市のホームページに掲載して周知を図ります。

住宅政策課

5 住宅改造の支援

(1) 住宅の確保

現状

- 1 障害のある人または同居する家族が、障害のある人のために既存住宅の補修及び増改築をする場合に資金を無利子で貸し付けています。
- 2 障害のある人のために浴室やトイレ等を改造する場合に、その費用の一部を助成しています。

6 居住支援サービスの充実

(1) 住宅の確保

現状

- 1 船橋市居住支援協議会を通じて、民間賃貸住宅の物件情報や見守りサービスなどの情報を提供しています。

(2) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

1 公共交通機関の利便性確保

(2) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

現状

- 1 市内の全鉄道駅において1以上のバリアフリー化された経路を確保しています。
- 2 鉄道事業者が行うバリアフリー設備整備費の一部を補助し、鉄道駅の移動等円滑化による利便性の確保を図っています。

2 市が建設する施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進

(2) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

現状

- 1 市の施設の新設または改修を行うに当たり、アプローチ（敷地内の通路）、駐車場、出入口、階段、手すり、エレベーター、トイレ（オストメイト対応型トイレ含む）など障害のある人に配慮しています。

取組内容

担当課

- 1 障害のある人がより生活しやすくなるよう、住宅整備資金の貸付を行い、障害のある人の社会生活の向上を図ります。

障害福祉課

- 2 住宅改造費の助成について、制度の周知を図り、適切な利用を促進します。

障害福祉課

取組内容

担当課

- 1 船橋市居住支援協議会において、住宅確保要配慮者が抱える居住に関する問題について協議していきます。

住宅政策課

取組内容

担当課

- 1 鉄道事業者に対して必要に応じて複数のバリアフリー化された経路の確保について呼びかけます。また、利用客の多い駅へのホームドア等の転落防止設備の早期整備を呼びかけます。

道路計画課

- 2 鉄道駅のバリアフリー化を実施する鉄道事業者に対して事業費の補助を行い、鉄道駅の更なるバリアフリー化の促進を図ります。

道路計画課

取組内容

担当課

- 1 今後も市の施設の新設または改修の際に、障害のある人に配慮したバリアフリー化を進めます。

建築指導課

3 公園等の整備

(2) 公共的施設等のバリアフリー化の推進

現状

- 1 公園等の出入口、園路、水飲場、トイレなど、障害のある人に配慮しています。

(3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

1 総合的かつ効果的なまちづくりの推進

(3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

現状

- 1 窓口において、「千葉県福祉のまちづくり条例」の周知を図り、障害のある人にも配慮した総合的かつ効果的なまちづくりを推進しています。

2 民間建築物のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの促進

(3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

現状

- 1 不特定多数の人が利用する民間建築物の新設または改修を行うに当たり、建築主・事業者などに対して「バリアフリー法」「千葉県福祉のまちづくり条例」などの周知と理解促進を図っています。

3 「船橋市移動円滑化基本構想」で位置付けられた重点整備地区のバリアフリー化

(3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

現状

- 1 重点整備地区の特定旅客施設及び公共公益施設等への特定道路のバリアフリー化に係る整備を行っています。

4 歩道環境の整備

(3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

現状

- 1 歩行空間を確保するため、できるだけ幅の広い歩道を整備しています。
また、障害のある人に配慮した歩行空間の整備の推進のため、視覚障害者誘導用ブロックを設置しています。
- 2 既設の歩道の整備について、段差、凹凸、急な勾配を解消するため、歩道を整備しています。

取組内容

担当課

- 1 「船橋市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」を遵守しバリアフリー化を進めます。

公園緑地課

取組内容

担当課

- 1 「千葉県福祉のまちづくり条例」を事業者に対して説明するなど制度の周知とさらなる理解を図ります。

障害福祉課

取組内容

担当課

- 1 窓口に来庁された事業者等に、バリアフリー化及びユニバーサルデザインの促進について周知します。

建築指導課

取組内容

担当課

- 1 面的・一体的なバリアフリー化を推進するため、移動円滑化基本構想の見直しや新たに移動等円滑化促進方針等の検討を行います。

道路計画課、道路建設課

取組内容

担当課

- 1 個々の路線条件等の中でできるだけ幅の広い歩道を整備します。
また、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、透水性舗装を採用していくなど、障害のある人への安全に配慮した歩道環境の整備を推進します。

道路建設課、道路維持課

- 2 誰もが歩きやすくするため、既設歩道の段差や急な勾配を解消し、バリアフリー化を図ります。

道路維持課

5 放置自転車等の解消

(3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

現状

- Ⅰ 駅周辺の駐輪場の整備を進めるとともに、放置自転車等の移送や街頭指導員による見回り・啓発などにより、歩行の妨げとなる放置自転車等の解消に努めています。

6 不許可広告物の指導

(3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

現状

- Ⅰ 公共の場所に設置された広告物は歩行者等の通行障害となることから、所有者に対し設置しないよう指導しています。

7 交通安全思想・教育の推進

(3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

現状

- Ⅰ 交通事故の防止に努め、実践的な交通安全教育を実施し、交通安全思想及び教育の推進を図っています。

8 歩行者等の安全確保

(3) 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進

現状

- Ⅰ 船橋警察署、船橋東警察署と連携して、ゾーン30プラスによる安全対策を実施しています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 放置自転車等のない歩行空間を確保するため、公共と民間の連携・協力による需要に応じた駐輪場の確保や放置自転車対策の強化を図ります。

都市整備課

取組内容

担当課

- Ⅰ 通行量の多い駅前を中心に指導を行い、歩行空間の確保に努めます。

都市計画課

取組内容

担当課

- Ⅰ 春・秋の全国交通安全運動期間を中心とした交通安全啓発に関するイベントや交通安全教室などを実施することによって、交通事故の防止を図ります。

市民安全推進課、保健体育課

取組内容

担当課

- Ⅰ 船橋警察署、船橋東警察署と連携し、区域を定めた速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を組み合わせ、生活道路における歩行者等の安全な通行の確保に努めます。

道路建設課

7.防災、防犯等の推進

Ⅰ 施策の方向性

障害のある人が地域社会において安全に安心して生活するためには、災害、犯罪、消費者被害等の様々なリスクから守られる環境が必要です。

防災面では、平時から災害に強いまちづくりを進めるとともに、災害発生時には障害特性に配慮した適切な情報提供や避難支援、福祉避難所を含む避難所の確保、福祉・医療サービスの継続等ができる体制を整備します。

また、障害のある人やその家族が日頃から災害への備えを行えるよう支援します。

防犯・消費者保護の面では、障害のある人が犯罪被害や悪質商法等の消費者被害に遭わないよう、障害特性に応じた予防対策を推進するとともに、被害に遭った場合の適切な支援体制を整備します。

そのため、次の課題に沿って、必要な施策を推進します。

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進
- (3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

2.主要課題と取組内容

(1)防災対策の推進

1 地域防災計画の充実

(1) 防災対策の推進

現状

- 1 「地域防災計画」(令和8年3月修正)に、要配慮者への支援内容や取組み等について記載しています。

2 関係部局の連携の強化

(1) 防災対策の推進

現状

- 1 要配慮者対策推進委員会により関係部局の連携を強化しています。

3 避難所の整備

(1) 防災対策の推進

現状

- 1 小中学校及び高等学校の宿泊可能避難所に、粉ミルク、液体ミルク、離乳食、車椅子で利用できる仮設トイレや車椅子、災害時支援用バンダナ、ストマ装具(市立中学校のみ)を備蓄しています。
また、福祉避難所には、アレルギーに対応した備蓄食料等要配慮者に配慮した物資の備蓄を行っています。

4 福祉避難所の設置

(1) 防災対策の推進

現状

- 1 避難生活に特別な配慮が必要な要配慮者の生活の場として、市公共施設39施設を福祉避難所として指定するとともに、要配慮者の避難支援を強化するため、船橋市老人福祉施設協議会等の55施設と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。
また、福祉避難所の開設・運営について連携・協働を図ることを目的とし、協定団体、市職員、防災関係者によって構成される福祉避難所連絡協議会を開催し、福祉避難所運営マニュアルの策定及び、福祉避難所訓練を実施しています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 支援内容や取組み等については適宜地域防災計画の見直しを行います。

危機管理課

取組内容

担当課

- Ⅰ 定期的に要配慮者対策推進委員会を開催することにより関係部局の連携を強化し、災害時における要配慮者の支援を推進します。

地域福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 要配慮者へ配慮した物資の備蓄を行うなど引き続き避難所の整備を図ります。

障害福祉課、危機管理課

取組内容

担当課

- Ⅰ 福祉避難所をさらに確保するため、民間の社会福祉施設等と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結するよう検討します。
また、福祉避難所連絡協議会を開催することにより、福祉避難所の開設・運営について連携・協働を図り、福祉避難所の仕組みづくりをします。

危機管理課、高齢者福祉課、障害福祉課

5 民間事業者との協定締結（要配慮者の受け入れ・ストマ装具等の供給）

（1）防災対策の推進

現状

- 1 要配慮者の避難支援を強化するため、船橋市老人福祉施設協議会等の55施設と「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結しています。
また、ストマ装具利用者がいる避難所へ必要な用具を供給できる体制を整備するため、ストマ装具取扱業者と「災害時におけるストマ装具等の供給等に関する協定」を締結しています。

6 災害時の情報提供・緊急時の通報システムについて

（1）防災対策の推進

現状

- 1 聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク事業（Fネット）、ふなばし情報メールの配信やひとり暮らし、またはそれに準ずる状態の重度身体障害者に対する緊急通報装置の貸与などの事業を実施しております。
また、聴覚や発語に障害のある人が119番通報をするため、インターネット機能を利用したNET119緊急通報システムやメールまたはFAXでの通報システムの整備を行っています。

7 災害への備え

（1）防災対策の推進

現状

- 1 総合防災訓練の際、受入の手順や避難所内の案内動線の確認などに関する訓練を実施しています。

8 地域防災体制の整備

（1）防災対策の推進

現状

- 1 要配慮者支援対策について、地域防災計画に基づき、町会・自治会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等に説明を行っています。
また、「防災ブックレット」においても、避難所での生活における配慮の具体例を記載し、啓発を図っています。
災害発生時において、避難行動要支援者に対する避難支援等を推進するため、避難行動要支援者の情報を地域と共有するための同意取得や地域への周知を行っています。
災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者に対し、実効性の高い避難支援を行えるよう個別避難計画を順次作成しています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 災害時における要配慮者の受け入れ先をさらに確保するため、民間の施設等についても、協定締結するように検討します。

危機管理課、高齢者福祉課、障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害のある人に対し、聴覚障害者ファクシミリ・ネットワーク事業、ふなばし情報メールの登録の推進、緊急通報装置の制度及びNET119緊急通報システムの周知を行います。

危機管理課、障害福祉課、指揮指令課

取組内容

担当課

- Ⅰ 発災時に対応できるよう平時からの備えについて啓発を行います。
また、障害のある人などの要配慮者も参加した防災訓練ならびに各施設の防災体制の確認しておくことなどを通し、災害対応の充実に図ります。

危機管理課、障害福祉課

取組内容

担当課

- Ⅰ 要配慮者支援対策について、啓発を図るほか、自主防災組織の結成率向上や地域防災リーダー養成講座の充実など地域防災体制の整備に努めます。
災害時に自力で避難することが難しい避難行動要支援者に対し、実効性の高い避難支援を行えるよう個別避難計画を順次作成しています。

危機管理課、地域福祉課、障害福祉課

9 要配慮者利用施設における水害・土砂災害への備え

(1) 防災対策の推進

現状

- 1 水害等発生時に要配慮者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進しています。

(2) 防犯対策の推進

1 防犯情報の提供

(2) 防犯対策の推進

現状

- 1 防犯情報については、「くらしの安全・安心情報」として登録者にメールで配信しています。

2 関係機関の連携による犯罪被害の防止

(2) 防犯対策の推進

現状

- 1 警察と地域団体、行政等の連携により防犯活動を行い、犯罪被害の防止に努めています。

3 社会福祉施設等の防犯に係る安全確保のための体制構築

(2) 防犯対策の推進

現状

- 1 平成28年9月15日付の国通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全確保について」に基づき、指定障害福祉サービス等事業所に対する防犯に係る周知等、船橋市が所管する社会福祉施設等の防犯に係る安全確保のための取組を実施しています。
また、防犯対策の強化に係る整備費の補助を行っています。

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

1 消費生活相談体制の整備

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

現状

- 1 消費生活センターで消費生活相談を実施しており、相談受付は来訪や電話による受付で行っています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 避難確保計画の作成及び訓練の実施の有無について状況を把握し、体制が構築されていない施設に対して、水害等への備えの確保を促進します。

危機管理課、指導監査課

取組内容

担当課

- Ⅰ 「くらしの安全・安心情報」について障害のある人を含めた市民の利用促進に努めます。

市民安全推進課

取組内容

担当課

- Ⅰ 関係機関や地域団体等との連携により、犯罪被害の防止に取り組みます。

市民安全推進課

取組内容

担当課

- Ⅰ 年1回開催している、全ての指定障害福祉サービス等事業所に対する集団指導において、過去実施した防犯研修会の資料を周知することにより、防犯に係る安全確保の推進を行います。

障害福祉課、指導監査課

取組内容

担当課

- Ⅰ 現在行っている、障害のある人からの相談のほか、今後、専門的な研修等が実施される際は、受講について検討します。

消費生活センター

2 消費者トラブルに関する情報提供について

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

現状

- 1 消費者庁や、国民生活センター等からの情報を元に、広報紙や市のホームページ等により情報発信し、また、くらしの情報ふなばしの発行により消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組んでいます。

3 消費者トラブルに関する関係機関の連携

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

現状

- 1 消費者庁、国民生活センター、千葉県、近隣市等との連携により情報交換を行うことで、消費者トラブルの防止や早期発見等に取り組んでいます。
また、船橋市消費者安全確保地域協議会を結成し、地域の様々な組織が連携して消費者被害等を防止するための体制を整えています。

4 消費者教育の推進

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

現状

- 1 町会・自治会、学校、地域（公民館）のグループ等において、まちづくり出前講座を実施、各会場に講師を派遣し、消費生活に役立つ知識や情報を提供しています。

取組内容

担当課

- Ⅰ 消費者庁や、国民生活センター等からの情報は元より、関係部署から、障害のある人に関する消費者トラブル情報を入手した場合には、広報紙や市のホームページ、くらしの情報ふなばし等により情報提供を行い、消費者トラブルの予防、早期発見、拡大防止に取り組めます。

消費生活センター

取組内容

担当課

- Ⅰ 関係部署や福祉関連団体、町会・自治会等との連携により、消費者被害防止に取り組めます。

消費生活センター

取組内容

担当課

- Ⅰ 障害者施設等においてもまちづくり出前講座を実施することにより、障害者等に対する消費者教育の推進に努めます。

消費生活センター

第3部 推進体制

3.推進体制

1 連携・協力の確保

本計画の基本理念である「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる共生社会の実現」を目指すべく計画の推進を図るためには、市民や関係団体との連携・協力が不可欠です。

障害者団体や市民等の要望・意見を施策の実施に反映させるよう努め、それぞれの情報を共有するとともに、自主的・主体的な取り組みを支援し協働による施策の推進を図ります。

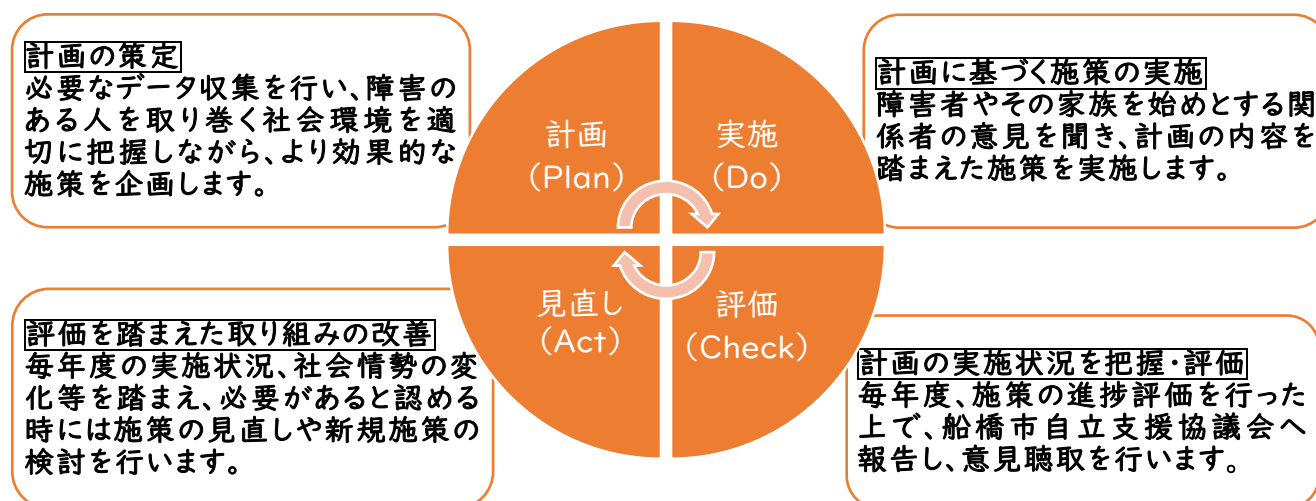
国・県などの関係機関との連携を深めるとともに、適切な役割分担により、効果的な施策の推進を図るほか、各種制度の充実や財源の確保などをこれらの機関に要請します。

また、周辺自治体と情報交換などを行うことにより、共通の施策の推進や課題についての検討を行います。

2 進捗状況の管理及び評価

本計画の施策の実施については、PDCAサイクルの考え方に基づき、障害のある人やその家族をはじめとする関係者の意見を聴きつつ、各論で示した施策の方向性に沿うよう施策の実施に努めます。

本計画の着実な推進を図るため、毎年度の実施状況及び効果を把握・評価し、船橋市自立支援協議会に報告するものとします。また、それらの結果に応じ、取り組みの見直しなどを行います。



3 環境の変化に対応した施策の推進

計画の策定内容に大きく影響を及ぼす国の制度改正や、新型コロナウイルス感染症等による生活様式の見直しなど、障害のある人を取り巻く環境に大きな変化が生じた場合にも柔軟に対応し、各施策を推進していきます。

また、感染症拡大時をはじめ、地震・台風等の災害発生時といった非常時には、障害者を含め脆弱な立場にある人々がより深刻な影響を受けることから、非常時に障害のある人が受ける影響などに留意し、各種施策を推進します。

4 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGs の視点）

SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性（インクルーシブ）のある社会の実現を目指す世界共通の目標です。

SDGsの考え方は、共生社会の実現に向け、障害者施策の推進に当たり、本市が目指すべき方向性と同じであることから、様々な関係者と共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進します。

本計画と特に関連するSDGsの目標は以下の8つの目標となっています。

	【目標1】貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
	【目標3】すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	【目標4】質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
	【目標8】働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	【目標10】人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する
	【目標11】住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
	【目標16】平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	【目標17】パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

別表

成果目標

成果目標

	項目	現状 (令和6年度)	目標 (令和9～14年度)	担当課
1	母子健康手帳発行時の 保健師等の面談率	99%	100% (令和11年度)	地域保健課
2	特定健康診査受診率 (国民健康保険加入者)	40.4%	60% (令和11年度)	健康づくり課
3	特定保健指導実施率 (国民健康保険加入者)	33.4%	60% (令和11年度)	健康づくり課
4	通級指導教室設置校数 ※1 ①言語障害通級指導教室 ②発達障害通級指導教室 ③難聴通級指導教室	①10校 (本務校5校+兼務校5校) ②18校 (本務校9校+兼務・巡回校9校) ③2校 (本務校1校+兼務校1校)	①12校 (本務校5校+兼務校7校) ②21校 (本務校9校+兼務・巡回校12校) ③2校 (本務校1校+兼務校1校)	総合教育 センター
5	特別支援学級設置校数 ①知的障害 ②自閉症・情緒障害	①43校 ②30校	①51校 ②51校	総合教育 センター
6	障害者雇用推進企業説明会の 参加者	131名	50名／回	商工振興課
7	船橋市の障害者雇用率 ※2	2.84%	3.00% ※3 (令和11年6月1日時点)	人事課
8	船橋市教育委員会の障害者雇用率 ※2	2.75%	2.9% ※3 (令和11年6月1日時点)	教育総務課
9	病院局の障害者雇用率 ※2	2.82% (6月1日時点)	3.00% ※3 (令和9年6月1日時点)	医療センター 総務課
10	都市公園等における便所の改築・更新に 伴う園路、出入口のバリアフリー化公園数	38公園	54公園	公園緑地課
11	特定道路におけるバリアフリー化の整備率	98%	100% (令和11年度)	道路建設課

※1 本務校とは「通級指導教室」が開設されている学校。

兼務校とは通級担当職員が本務となる学校以外において「通級による指導」を行う学校。

※2 障害者雇用率の対象となる職員は、一週間当たりの勤務時間が20時間以上の全ての職員
(障害者手帳所持者)が対象となり、チャレンジ雇用も含まれます。

※3 法定雇用率引き上げの場合は法定雇用率以上とします。

參考資料

第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 船橋市における障害者のための施策に関する基本的な計画である「第4次船橋市障害者施策に関する計画」が令和8年度末をもって期間が満了するに当たり、「第5次船橋市障害者施策に関する計画」策定のため、第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- （1） 「第5次船橋市障害者施策に関する計画」の策定に関すること
- （2） その他「第5次船橋市障害者施策に関する計画」の策定に必要な事項

（組織及び任期）

第3条 委員会は、委員29名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱または任命する。

- （1） 船橋市自立支援協議会委員 25名以内
- （2） 学識経験者 2名以内
- （3） 公募委員 2名以内

3 委員の任期は、「第5次船橋市障害者施策に関する計画」の策定をもって終了する。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったときは、その職務を代理する。

（議事）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、福祉サービス部障害福祉課が行う。

（公務災害補償）

第7条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）に準じて補償する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 8 月 7 日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は、「第 5 次船橋市障害者施策に関する計画」の策定により、その効力を失う。

第 5 次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

区分	委員氏名	所属等名称	備考
1 号 委 員	清水 博和	特定非営利活動法人船橋福祉相談協議会ふらっと船橋	
	米村 基子	特定非営利活動法人船橋こころの福祉協会 船橋市地域活動支援センター	
	小松 直勝	特定非営利活動法人船橋障害者自立生活センター	
	山田 晴子	特定非営利活動法人ちばMDエコネット	
	原 亮司	公益財団法人 船橋市福祉サービス公社	
	池田 則子	特定非営利活動法人 ロンの家福祉会	
	奥山 裕美	社会福祉法人 さざんか会	
	瀧山 浩史	医療法人社団健仁会 ひまわり苑	令和 8 年 3 月 8 日まで杉山 拓哉
	鈴木 章浩	社会福祉法人千葉県福祉援護会障害者支援施設 ローゼンヴィラ藤原	
	千日 清	社会福祉法人大久保学園	
	小松 尚也	医療法人同和会千葉病院	
	塚越 明	つかこし歯科医院	
	上田 恵美子	船橋市教育委員会 船橋市総合教育センター	令和 8 年 4 月 22 日まで鰐部 裕実
	篠原 みちよ	千葉県立船橋特別支援学校	
	小高 亮太	船橋市立船橋特別支援学校	令和 8 年 4 月 22 日まで星野 美砂
	本山 友行	船橋公共職業安定所	令和 8 年 4 月 22 日まで山崎 馨子
	白鳥 敦子	社会福祉法人船橋市社会福祉協議会 ふなばし高齢者等権利擁護センター	
	和田 亜希子	船橋市障害者成年後見支援センター	
	犬石 志保子	オアシス家族会	
	稲見 節男	船橋リハビリ友の会	
	佐藤 裕美	船橋市手をつなぐ育成会	
	森 哲也	船橋市視覚障害者協会	
	三浦 みどり	船橋市聴覚障害者協会	
2 号 委 員	渡邊 章	学校法人植草学園	
	山下 幸子	淑徳大学	
3 号 委 員	谷 和俊	公募委員	

第5次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 「第5次船橋市障害者施策に関する計画」を策定するにあたり、庁内における検討を行うため、第5次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌事務とする。

(1) 「第5次船橋市障害者施策に関する計画」に関する庁内における検討

(2) その他庁内における「第5次船橋市障害者施策に関する計画」に係る必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は障害福祉課長を、副委員長は療育支援課長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第6条 委員会での検討を円滑に行うため、検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、委員及び委員の推薦を受けた者のうちから委員長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

3 検討部会は、委員長が招集し、会議を行う。

4 検討部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 部会員は、やむを得ない事情により検討部会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会及び検討部会の庶務は、福祉サービス部障害福祉課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月26日から施行する。

（この要綱の失効）

- 2 この要綱は「第5次船橋市障害者施策に関する計画」の策定により、その効力を失う。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

部・局	委員	部・局	委員
市長公室	危機管理課長	環境部	資源循環課長
	広報課長		クリーン推進課長
	国際交流課長	経済部	商工振興課長
企画財政部	政策企画課長		消費生活センター所長
	行政経営課長	都市計画部	都市計画課長
	財政課長	都市整備部	都市整備課長
総務部	人事課長		公園緑地課長
市民生活部	市民協働課長	道路部	道路計画課長
	市民安全推進課長		道路維持課長
福祉サービス部	福祉政策課長		道路建設課長
	地域福祉課長	建築部	建築指導課長
	障害福祉課長		住宅政策課長
	指導監査課長	消防局	指揮指令課長
高齢者福祉部	高齢者福祉課長	病院局	総務課長
	地域包括ケア推進課長	管理部	教育総務課長
	介護保険課長		施設課長
健康部	健康政策課長	学校教育部	学務課長
	地域保健課長		指導課長
	健康づくり課長		保健体育課長
	国保年金課長		総合教育センター所長
保健所	保健総務課長	生涯学習部	社会教育課長
こども家庭部	こども政策課長		文化課長
	児童相談所長		生涯スポーツ課長
	こども家庭センター所長		中央公民館長
地域子育て部	保育運営課長		西図書館長
	地域子育て支援課長	選挙管理委員会事務局	事務局次長
	療育支援課長	議会事務局	総務調査課長
			議事課長

第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会会議開催経過

回数	開催日	議題
第1回	令和7年11月20日	(1) 委員長・副委員長の選出 (2) 第5次船橋市障害者施策に関する計画策定趣旨 (3) 今後の計画策定委員会の進め方について
第2回	令和7年12月11日	(1) 計画素案の全体像について (2) 1. 総論 1-1 計画の策定にあたって (3) 1. 総論 1-2 障害者を取り巻く現状 (4) 1. 総論 1-3 基本理念・基本目標 (5) 3. 推進体制
第3回	令和8年2月5日	(1) 1. 総論の修正案について (2) 3. 推進体制 (3) 2. 各論 2-1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (4) 2. 各論 2-2 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
第4回	令和8年5月15日	(1) 2. 各論 2-1、2-2 の修正 (2) 2. 各論 2-3 保健・医療の推進 (3) 2. 各論 2-4 教育、文化芸術活動・スポーツ、国際交流の振興
第5回	令和8年6月26日	(1) 2. 各論 2-5 雇用・就業、経済的自立の支援の推進 (2) 2. 各論 2-6 安全・安心な生活環境の整備 (3) 2. 各論 2-7 防災、防犯等の推進 (4) 成果目標
第6回	令和8年7月24日	(1) 第5次船橋市障害者施策に関する計画（案）について (2) 今後のスケジュールについて
第7回		
第8回		

第5次船橋市障害者施策に関する計画

発行・編集

船橋市 健康福祉局 福祉サービス部 障害福祉課

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号

TEL 047-436-2307

FAX 047-433-5566

e-mail shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp

